

中・四国アメリカ研究

創刊号

2003年

目 次

巻頭言

『中・四国アメリカ研究』の創刊に寄せて 岡本 勝 (1)

論 文

冷戦初期のアメリカ外交とイギリス

—協力と対立の狭間に、1945-1947年 鈴木 健人 (3)

アメリカの「1人1票」原則 岩倉 秀樹 (29)

21世紀の米国ジャーナリズム—商業主義化と革新的報道手法 井上 泰浩 (61)

開拓をめぐる歴史表象：博物館活動の文化人類学的考察 田川 泉 (73)

ナサニエル・ホーソーンと南北戦争—「主に戦争のことに関して

—平和主義者による」を中心に 山本 雅 (87)

王国の電話は鳴り続ける—*A Connecticut Yankee in King*

Arthur's Court を巡る百年史 辻 和彦 (103)

『シャーロット・テンプル』—哀感の力 山本 典子 (119)

The Meaning-Building Process in EFL Reading:

A Case Study 渡辺 智恵 (131)

投稿規定 (154)

編集後記 (155)

中・四国アメリカ学会

《巻頭言》

『中・四国アメリカ研究』の創刊に寄せて

会長 岡本 勝

中・四国アメリカ学会が生まれて31年目にある今年、長年の夢であった学会機関誌の発行が実現したことは、まことに喜ばしい限りである。これまでも、機関誌を発行してはという提案は何度となくなされてきたが、諸般の事情により具体化されることはなかった。そんなおり、数年前に『中・四国アメリカ学会創立25周年記念論文集』を、単発ではあったが出版することができたのである。思えばそれが今回の出発点であった。率直に言って、ここ数年大会への出席など学会活動に参加する会員は減る傾向にあった。このような状況下で誕生したこの機関誌が、学会の活性化につながることを大いに期待したい。特に、将来が嘱望される若い世代の研究者には、積極的に投稿して自らの研究成果を世に問うていただきたい。

今回、『中・四国アメリカ研究』の創刊号には、アメリカの政治、外交、ジャーナリズム、文化人類学、文学及び英語教育に関する論文が合計8編掲載されており、学際的な本学会にふさわしい多様性が見て取れる。今後も、「アメリカ研究」の範疇に入りうる幅広い分野にわたる論文を集めたものになることを望みたい。

冷戦構造が崩壊して以来、唯一の超大国となったアメリカの言動は、世界の国々から一層注目されるようになってきている。たしかに、一昨年9月の同時多発テロ事件の後、その一国主義的な姿勢は時として厳しい批判に曝されることもあった。しかし、肯定的にせよ否定的にせよ、アメリカ社会を見るまなざしが世界から向けられていることに変わりはない。この機関誌が、多様なアメリカ論を発信し続けることによって、そのようなまなざしの一つになるよう期待したいものである。

『中・四国アメリカ研究』が、多くの会員の尽力によって実現したことは言うまでもないが、稻田勝彦元会長と伊藤詔子前会長が果たされた役割には特筆すべきものがあった。最後にこの点を報告して、巻頭言を終えることにしたい。

冷戦初期のアメリカ外交とイギリス ——協力と対立の狭間に、1945—1947年——

鈴木 健人

はじめに

20世紀においてアメリカ合衆国は、二つの世界大戦を契機として世界的な大国としての地位を獲得したが、世界大戦の時期を通じて、イギリスは常にアメリカの同盟国であった。二つの世界大戦においては、イギリスがアメリカを参戦するよう導き、イギリスはアメリカの力を「利用」して連合国側に勝利をもたらした。このような米英同盟は「特別な関係」ともいわれ、第二次世界大戦以後も、冷戦期全般にわたって、世界政治の上で大きな影響力を発揮していたのである。アメリカの側から見れば、イギリスは最も信頼できる同盟国であり、文化的親近性を別にしても、世界政治の上で大体共通の利益を持っていたのである。確かにイギリスの持っていた「帝国」は、アメリカにとって解体すべき閉鎖的な経済圏の一つであり、国際経済の上では対立的な要因ではあったが、そのことは世界大戦において同盟関係を構築することの妨げにはならなかった。第二次世界大戦後、米英はソ連との対立を深めていったが、その過程においてもやはり米英は基本的に「特別な関係」を維持し、ソ連側が期待したような「資本主義諸国間の矛盾」に基づく鋭い対立関係は、米英関係においては決定的なものにならなかった (Zubok & Pleshakov, 1996, 29-30)。しかし、それは政治の領域で米英間に対立的な要因が全く無かったということを意味しない。そこで本稿では、「冷戦」初期の米英関係に焦点を当て、当時において米英間の協力関係が最も進展していた中東における戦略的調整と、それに反して厳しい対立を示していた原子力の分野における問題を概観し、当時の米英関係の持っていた複雑な侧面に光を当て、「特別な関係」の構築が必ずしも円滑に行ってはいなかつた点を明らかにしようとするものである。

米英同盟関係に関する研究は、わが国の学会ではそれほど進んでいないように思われるが、米英では多くの先行研究がある。ベイリスの米英同盟についての通史 (Baylis, 1984) や、NATO成立に関する研究 (Baylis, 1993)、英核戦略についての研究 (Baylis, 1995) などは最も注目すべき研究であろう。「米英核同盟」の成立についてはボッティの詳細な研究 (Botti, 1987) があり、クラークとホウイーラーは英国核戦略の起源を一次史料に基づいて解明している (Clark & Wheeler, 1989)。第二次世界大戦期から「冷戦」期にかけての米英関係全般についてもいくつかの優れた研究がある (Anderson, 1981: Best, 1986: Hathaway, 1981 & 1990:

Edmonds, 1986; Ovendale, 1985; Ryan, 1987)。第二次世界大戦後、イギリスは、その地位が低下していくにつれて、米国との同盟関係では「ジュニア・パートナー」の立場に置かれたが、そのためか、英国の研究者はアメリカの外交軍事戦略に対してイギリスの影響力が作用していたことを強調する傾向がある。本稿ではこれらの先行研究に加えて、独自に収集した一次史料を活用し、当時の米英関係における複雑な構造を明らかにしていきたい。

第1章 戦後の米英関係と原爆問題

(1) 第二次世界大戦と原子力をめぐる米英関係

1945年夏、広島・長崎への原爆投下が米軍によって行われたため、国際的に原爆保有国として認識されたのはアメリカであった。だが、イギリス側から見れば、原爆開発は米英の共同事業であり、それが成功したことはイギリスの上げた成果でもあった。イギリスはアメリカより先に原爆開発に着手していたし、アメリカが進めた「マンハッタン計画」の中で英国人科学者の貢献は大きかった。また、ルーズヴェルト(Franklin D. Roosevelt)大統領はチャーチル(Winston S. Churchill)首相としばしば会談し、1943年のケベック協定や翌1944年のハイドパーク協定では、原子力の開発や戦後の管理について米英が協力することが定められていたのであった(Botti, 1987, 5-9)。

しかし第二次世界大戦が終結すると、アメリカはにわかにそれまでの対英協力方針を転換させた。理由の一つは、個人外交を進めていたルーズヴェルトが死亡し、大戦中の米英協力の流れがトルーマン(Harry S. Truman)新政権に継承されなかつたこと。および議会を中心についての「技術ナショナリズム」が高まり、原爆開発情報をアメリカが独占するべきであるという考えが広まつたことによる。後者を象徴するのが「マクマホン法」であり、同法は原子力関係情報を外国へ伝えることを制限していたのである(Botti, 1987, 22-23)。このようなアメリカ側の動きに対して、チャーチルの後を受けたアトリー(Clement R. Attlee)首相は、トルーマンにしばしば書簡を送り、大戦中の米英協力と種々の取り決めを説明しながら、イギリスにも原爆製造に関する情報を伝えるよう要請したが、アメリカはそれに応じなかつた(Botti, 1987, 17-21)。後で見るように、結局、イギリスは自力で原爆を製造することを決意し、アメリカに遅れること7年が経過した1952年に、ようやく原爆を保有することになる(Gowing, 1974, 210, 449)。少なくとも1945-1958年まで、原子力の問題に関する限り、米英関係が「同盟」の名に値するような親密で円滑なものであったとは言えない。米英間では多くの協力関係が見られたが、それはすべての分野で同時に進展していたわけではなかつたのである。

(2) 米英の戦後軍事構想

原爆の登場は、米英のみならず世界中の軍事関係者に衝撃を与えたが、その開発が秘密裏に進められたため、アメリカの戦後軍事構想を立案した軍関係者には知らされていなかった。米軍の戦後軍事力整備構想は、1944年頃から本格化したが、陸海空軍とも独自の計画を立案していた。空軍は、陸軍からの独立を課題としていたが、同時に70個航空団の整備を目指し、陸軍は兵力の急速な動員を可能にする「一般兵役訓練（UMT）」制度をつくることに没頭していた。海軍は、戦艦に代わって空母12隻を主力とする艦隊を維持しようとしていた。これらの戦後構想は、原爆開発とは関係なく、すなわち原爆の存在を考慮することなく立案されたものであったが、全体として一つの共通認識を踏まえて案出されていた。その共通認識とは、将来、もし第三次世界大戦が勃発した場合には、過去二回にわたる世界大戦のときと同様に、アメリカ本土を軍事的な聖域にしておくことはできないであろうという予測であった。「真珠湾」を経験し、本土東海岸近辺にU-ボートの出現を見たあとでは、本土を聖域とする従来の戦略が危機に瀕することは明らかであった。将来の敵は、アメリカ本土を直接攻撃することができるであろうし、開戦直後から本土そのものが攻撃の対象になるであろう。ナチス・ドイツの発明したロケット兵器に代表される空軍力の急速な進歩は、大洋を天然の防壁とすることを許さないであろう。

アメリカは、遠隔地で戦争が開始されてから動員に着手し、十分な戦力が整備されてから反攻に転じるという方策に依存するような余裕はもはや無い。であるとすれば、平時から十分な戦力を維持することが必要であるが、国民は平時に大規模な軍事力を維持することを許さないであろう。そうなると次善の策は、平時に維持できる戦力はできるだけこれを維持するとともに、有事の際には急速に戦力を充実させるような仕組みをつくるしかない。陸軍参謀総長であったマーシャル（George C. Marshall）が「一般兵役訓練」に極めて熱心であった理由は、まさにこの点にあったのである。将来の有事に備えて、軍事的即応態勢を平時から整備しておく必要があるというのが、当時の米軍全体の共通認識となっていたのである。このような認識を、ある研究者は「有事即応イデオロギー（the ideology of preparedness）」と名づけたが、この軍事的イデオロギーこそ、原爆開発とは別個に発達したものであり、戦後の米軍を支配した考え方であった（Sherry, 1977, 83-86, 92-119, 200-205）。

一方、イギリスは単に軍事的な課題だけではなく、世界政治のなかにおける自国の位置付けという、より大きな問題に直面していた。英軍首脳部にとって、英國本土が聖域となり得ないことは、すでにドイツ空軍によって証明されていた。将来戦では本土に対する攻撃が、さらに大規模かつ強力になることは自明の理であった。本土の防空は英軍にとって最も重要な課題として意識されていたといってよい。これに加えて重要な課題は、いかにして帝国を維持し、米

ソと同格の大國としての地位を守るかということであった。この課題は、単に軍事的な課題ではなく、高度に政治的な問題であった。無論、帝国維持のために強力な海軍力を維持することは至上命題であったが、財政的な問題が世界的な軍事的コミットメントを困難にしつつあった。このような状況の中、伝統的な、平時における欧州大陸への不関与を見直すべきであるという考えも生まれてきていた。だが、帝国維持の立場から、中東をイギリスの戦略正面とする考えも依然根強く残っていたのであった。

第2章 原爆後の米軍事構想

原爆の登場によって、これまで考えられていた戦後軍事構想が大きな影響を受けるであろうことは明らかであった。だが、アメリカの陸海空三軍とも、即座に原爆に対応した組織改編や軍事構想を立案するような、大きな変化は起こらなかった。無論、原爆を軍事計画の中に組み込む必要性は認識されていたが、原爆という新兵器をどのように使用するのが最も好ましいかなど、軍事的な評価が定まっていなかつたことで、米軍としても直ちにそれを活用する軍事計画を立案することは困難であった。原爆の軍事的意義については第二次世界大戦が終結してから徐々に本格的な検討が進められることになる。そして、この点では陸海空三軍の中で空軍が最も熱心であった。1945年9月14日アーノルド（Henry H. Arnold）空軍司令官は、カール・スパーツ（Carl Spaatz）将軍を長とする委員会を設置するよう命じ、その委員会において原爆問題を検討させることとした。この委員会は「スパーツ委員会」と呼ばれ、原爆が戦後空軍の組織や構成および任務などに、どのような影響を与えるかを見定めようとしていた。スパーツ委員会は1ヶ月あまり後に短い報告書を提出した。この報告書は、1945年以降10年間を検討の対象としたが、この期間の間には原爆の運搬手段はB-29に代表される長距離爆撃機に限られ、原爆もまた費用がかかる兵器であるため、その保有量は比較的少数にとどまると考えられていた。同報告書の中で注目すべき点は、原爆が「都市や工業施設などの巨大な目標に対して使用される攻撃兵器」であるということが明確に述べられていたことである。これは、原爆が第二次世界大戦中に実践された「戦略爆撃」の理論的正当性を裏付ける兵器であることを確認したものであった。次に注目すべき点は、アメリカ以外にも原爆を保有する国が現れるであろうということが認められていたことである。その場合、アメリカは何らかの対抗手段をとる必要が生じるはずであるが、スパーツ委員会報告書は、(1)予防的または報復的軍事行動、(2)いかなる攻撃にも対応できる防御、のふたつを対抗手段として挙げていた。第三に注意が向けられたのは、将来戦においてアメリカは過去の世界大戦と同様の、時間的余裕を持つことはできないであろうという認識であった。つまり「有事即応イデオロギー」が、ここでも確認されていたのである。そしてこの観点から、原爆は平時から一定数を保有しておく必要があるという

見解が導き出された。戦争が発生してから改めて原爆を組み立てるという方法は、許されなくなるというのである。これに関連して強調されたのが、海外基地を維持する必要性であった。アメリカは世界各地に基地を持っていることで、潜在敵国に対する攻撃の拠点を確保するとともに、アメリカ本土への攻撃ができるだけ本土から離れた前方で迎撃する態勢を整えることができるはずなのである。米軍の前方展開を可能にする海外基地の確保こそ、「有事即応イデオロギー」がもたらした新たな戦略方針であった。スパート委員会は、どの地域の基地が必要か具体的に述べてはいなかったが、論理的にはイギリスにも米軍基地が必要となるはずであった。全体として空軍は、原爆の出現によって、特に新しい組織を作る必要はないと結論づけられていたのである¹。

空軍中央が、原爆出現という新しい事態に直面しても、特に新しい組織を創設する必要性を認めなかつたのに対し、原爆投下任務を果たした、出先の実戦部隊は異なる見解を持つようになっていた。原爆攻撃を実施した第20航空団の司令官であったカーチス・ルメイ (Curtis E. LeMay) は、1945年8月末、空軍中央に対し、広島と長崎への攻撃によって「原爆の威力が証明された」として、「原爆攻撃専用部隊 (Atomic Striking Force)」を創設するよう意見具申していたのであった²。このルメイこそ、戦後アメリカ空軍の拡大と強化を積極的に推し進めた人物であり、空軍を中心とする核戦略の展開を象徴する軍人となったのである。さらに陸軍参謀総長マーシャルも、すでに8月18日には、原爆が将来の戦争形態や軍組織にどのような影響を与えるか至急検討する必要があると主張していたのであった³。

こうした動きをうけて、1946年にはアメリカ空軍に戦略空軍 (Strategic Air Command: SAC) が設置され (Moody, 1995, 63-66), まさにルメイの主張した「原爆攻撃専用部隊」が現実のものとなるのである。

第3章 戦後の米英軍事協力

1945年8月、アメリカは突然、武器貸与法を終了させるという方針を発表した。この行為は、従来、アメリカのソ連に対する強硬な態度の表れと見られているが、実はイギリスにとっても大きな衝撃であった。アメリカとしては、第二次世界大戦が終結した以上、戦時の取り決めを守りつづける理由はなかった。大戦中、米英間で成立していた様々な軍事的な取り決めが解消されたり、事実上機能しなくなったりした。米英の軍事的協力関係を象徴していた連合参謀本部も、解散こそされなかつたものの、その役割は極めて限定的なものになっていたのである (Baylis, 1984, 30)。戦争が終わった安堵感が大きな影響を与えていたのと同時に、労働党政権が推進しようとしていた社会計画も、アメリカから見れば奇妙な社会主义の実験に過ぎず、大戦中の親密な感情も失われつつあった。

ジョン・ベイリスによれば、第二次世界大戦終結から1948年頃に至るまで、イギリスの軍事政策における争点は、次のような五つの、しかも相互に関係し合った問題を、いかに解決するかというものであった。その問題とは、防衛力整備と経済再建とのディレンマ、英連邦の防衛、中東戦略の是非、アメリカとの関係、欧州大陸への関与、であった（Baylis, 1993, 76）。1939年から1945年まで、最も長期にわたって大戦を戦い抜いてきたイギリスの経済的疲弊は深刻であり、1946年1月にはダルトン（Hugh Dalton）大蔵大臣が内閣防衛委員会において、国防費の削減を主張していた。だが、ベヴィン（Ernest Bevin）外相とアレクサンダー（A. V. Alexander）国防相は、これに反対であった。ベヴィンは、講和条約の締結など戦後処理が一段落するまで、英軍の海外における軍事的関与を削減することは、ソ連との交渉において重要な要因となる軍事力の削減を招くことになり、イギリスに有利な形で外交交渉を進めることができなくなると主張していたのである（Baylis, 1993, 77）。こうした世界的な軍事的関与と経済再建を両立させるために考え出されたのが、英連邦諸国が協力的な軍事政策をとり、ロンドンがそれを調整するという構想であった。だがこれも、連邦諸国が独立性を高めていたところから実現が困難であった。しかし、英本国の戦略構想の中で、この連邦諸国の協力という構想は、以後も生き残っていくことになる。そして、イギリスが連邦諸国の協力を得て、大国として生き残っていくためには、中東の安全を確保することが極めて重要であった。つまりイギリスが帝国を維持するために、中東は最も重要な戦略正面であり、中東を重視する戦略は帝国の伝統を継承したものでもあった。また1946年に入ると、ソ連がトルコやイランに対して圧力をかけるようになつたため、中東の重要性は一層増したように思われたのであった。このような中東重視の戦略に対しては、アトリー首相が、「過去に基づく感傷的な理由」による戦略であると批判し、むしろアメリカとの協力を重視した戦略を立てるべきであると主張していた。アトリーによれば、イギリス諸島はアメリカ大陸を中心とする戦略的な地域の東側外延に位置するものであった。中東戦略の立場にたっていた英参謀本部も、将来戦においてはやはりアメリカがイギリスの同盟国であるとの前提のもと、緊張が高まりつつあったソ連を念頭において作戦計画を立案していたのであった。中東戦略を重視した参謀本部にとっても、アメリカを除外した戦略計画を立案することは困難になっていたのである。だが、この時点ではアトリーの示したような根本的な戦略の転換にまで踏み出すことができないでいたのであった。アトリーは、ベヴィン外相と参謀本部の反対に会い、自らの構想を撤回したが、当時の現実をより明確に認識していたのはアトリーの方であった。そして、アトリー的な構想に立つ限り、イギリスは、自國本土を防衛するために、その前方防衛線として平時からヨーロッパ大陸への軍事的関与を明確にする必要が出てくるのである（Baylis, 1993, 79-81）。

実は、軍の内部にもアトリーと同様の考え方をする高級幹部が存在していた。それは、英帝

国参謀総長に就任したモントゴメリー (Bernard Montgomery) 将軍であった。1946年7月の時点で、モントゴメリーは、イギリスが欧州大陸の同盟国とともに大陸で戦うという軍事的関与を受け入れることで、欧州大陸に西側の強力なブロックを作るべきであるという考え方を持っていたのである。このような構想は、テッダー (Arthur Tedder) 空軍参謀総長とカニンガム (John Cunningham) 海軍元帥の賛同を得られず、当時のイギリス軍事戦略の方向性を改めるに至らなかったが (Baylis, 1993, 83), やがて NATO が成立する中で重要な要因となるのである。

1946年9月には、このモントゴメリーがアメリカとカナダを訪問し、ワシントンでアメリカの統合参謀本部と協議を行った。モントゴメリーの目的は、米英間で装備や作戦手順の標準化について協議することであったが、「第三次世界大戦における西側諸国の統合的戦略構想」を検討するため、速やかにワシントンで協議を開始すべきことが合意されていた (Baylis, 1984, 35-36)。このモントゴメリー訪米は、戦後のやや冷却化した米英関係を一挙に好転させるようなものではなかったが、両国の軍関係者にとっては関係を改善させる転機となつた。

10月にはアイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower) 陸軍参謀長がロンドンを訪問し、イギリス参謀本部と協議を行っていた。両者の署名した覚書では、「将来どのような世界戦争が起こるとしてもアメリカ合衆国とイギリス連邦が協力することは確実であると思われる」とされ、ソ連を名指しすることは避けつつも、「我々の潜在的敵対者」に対して協同の計画を立てることが合意されていた。そして、相手側が奇襲攻撃に打って出ることができる優位を持っていると認定され、それに対応して米英は戦争遂行能力の維持に重要な地域を確保するとともに、反撃を実施するための地域を確保することが重要だとされていた。具体的にそのような地域として、イギリス本土、東地中海地域、欧州大陸という三地域があることが指摘されていたのである⁴。これ以後、米英軍のあいだでは、非公式ながら協議の体制が出来あがり、12月には両国の空軍が戦時中の協力体制を継続させることで合意に達していた (Baylis, 1984, 36-37)。少なくとも軍の間では、戦時中の緊密な関係を再建しようという動きが存在していたのである。

第4章 対ソ作戦構想と米英関係

(1) 対ソ作戦計画の立案

第二次世界大戦後、アメリカがはじめて立案した対ソ作戦計画は、早くも1946年4月に一応の完成をみていた。同年2月には、モスクワのアメリカ大使館代理大使であったジョージ・F・ケナン (George F. Kennan) が有名な「長文電報」をワシントンに送り、政府内部で大きな反響を呼んでいた (Miscamble, 1992, 25-28)。イギリスに関しても、やはりモスクワ大使館在勤のフランク・ロバーツ (Frank Roberts) が、ケナンと同趣旨の外交電報をロンドンに送つ

ていたのである (Harbutt, 1986, 129-130)。1946年春には、イランから撤兵する予定になっていたソ連軍が、期限を過ぎても撤兵せず、大きな問題となっていた。2月9日、国連安全保障理事会は、ソ連に対してイランからの撤兵を求める決議を採択していた (Cohen, 1997, 2)。ソ連はトルコに対しても、ボスボラスおよびダーダネルス海峡の自由航行を認めるよう圧力をかけており、東地中海から中東にかけて政治的に進出する気配を見せていた。これに対してアメリカは、ワシントンで客死したトルコ大使の遺体を戦艦「ミズーリ」を使用して移送し (エアーズ, 1993, 231-237), さらに夏には新鋭空母「フランクリン・D・ルーズヴェルト」を東地中海へ派遣した。そして秋には、地中海に「第六艦隊」を設置する旨、公表したのであった。このような一連の動きには、ソ連と共産主義の進出を大きな脅威と捉えていたフォレスター (James Forrestal) 海軍長官の意向が働いていた。だが、1946年春以降、ソ連に対して強硬な態度に出るべきであるとする考え方は、アメリカ政府内で一般的な見方になっていたのである。空母「ルーズヴェルト」の派遣も、8月15日にホワイトハウスで開かれた会議で決定された政策であった (Best, 1986, 97)。こうしてアメリカは、中近東に政治的及び軍事的関与をする姿勢を示し、同地域においてソ連の影響力拡大を阻止する態勢を固めていった。

イギリスにとって、このようなアメリカの姿勢は歓迎すべきものであったが、既に見たように中東は英帝国を維持するための生命線として意識されており、ソ連に対抗する上でも戦略的正面として考えられていたのである。

以上のように、東地中海から中近東方面において米英とソ連との間に緊張が高まっていたことから、米統合参謀本部は第三次世界大戦に備えて対ソ作戦計画を立案することになった。統合作戦計画委員会は、3月2日に統合参謀計画課に対して、「『ピンチャー』作戦の概念」 (JPS-789) を送り、その検討を求めた。「ピンチャー」は、ソ連が今後数年間、大規模な紛争を回避するよう望んでいるとしながらも、ソ連側が英帝国とアメリカの安全に大きな影響を与えるような行動や侵出 (Aggression) を続けると予想していた。そしてソ連側の誤算によって、ソ連対英米という図式の戦争が起こる可能性があると主張した。戦争予想時期を以後の数年間としていたので、アメリカの保有する原爆の数は少数に止まるとされていたが、大まかな作戦概念は以下のようなものであった。米国の領域と基地の保全、またイギリス諸島、エジプト、インド、もし可能であればイタリアおよび中国西部地域などを確保し、これら地域にある基地を防衛し確保する。これらの基地から、ソ連の戦争遂行能力に対する航空作戦を直ちに開始する。ソ連の海軍力を粉碎し同国を封鎖する。ソ連の重要地域に対する攻勢に備えて、コーカサスを占領しダーダネルス海峡の航行を確保しておく⁵。

このように「ピンチャー」は、差し当たり欧州大陸における軍事的衝突よりも、東地中海から中近東にかけての地域に関心を払っていた。というのも、これら地域はソ連にとって重要な

カルコフとコーカサスを防衛するための外延地域であったし、ソ連が黒海とバルカン半島の友好国の不凍港を利用できるようにするのを防止する必要もあった。また、ソ連がイラクとペルシャ湾の油田地帯を確保することは同国の戦争遂行能力を高めることになるのは明白であったからである。ソ連が自国周辺の国境地域を見たとき、フィンランド、バルカン半島、中国東北部は第二次世界大戦の結果、大体ソ連が満足する状況になっていたが、中東だけは影響力を十分に拡大することができないでいたのであった。したがってソ連は、黒海から、東はイランへ、西はギリシアへ進出しようとしていると考えられ、南はトルコに影響力を拡大しようとしていると予想されていた。「トルコの支配は中東におけるソ連の政策の基本であり続けるであろう」というのが統合作戦委員会の見解であった⁶。

一方、イギリスにとっても中東は極めて重要な地域であった。エジプト運河の管理を脅かしたり、中東の石油資源を奪うことは、それがどのような種類の行動であれ、「世界強国としてのイギリスの立場を脅かす」のであった。また、ソ連がトルコに進出してきた場合には、英国は戦争に訴える以外なく、そうでなければ最終的に英帝国の解体を受け入れなければならないであろう。イギリスの利益とソ連の利益は、中東において全く相反するものとなっていたのであり、英ソ間に今後戦争が起こるのは不可避であると予想されたのである。しかも、アメリカが最大限の援助を英帝国に与えない限り、英帝国はソ連に敗れると考えられた。そして、「英帝国の敗北は、ユーラシア大陸から、ソ連の侵出に抵抗する最後の防壁が失われる」ことを意味するのである。というのは、英帝国が敗れた後、アメリカがどのような国と同盟しようとも、その戦争遂行能力は、拡大したソ連の戦争遂行能力を凌駕することはできないからである。アメリカが究極的に自国の安全を確保しようとするならば、英帝国の敗北を防ぐことが死活的な利益であり、英ソ戦が発生した場合には、できるだけ早くイギリスを支援することがそれだけ益々アメリカの軍事的立場を有利にするはずであった⁷。

このように「ピンチャー」は、アメリカとイギリスの戦略的利害が一致することを強調し、ユーラシアの大陸帝国であるソ連に対抗する、海洋帝国の団結と協力の必要を作戦構想の戦略的基盤として打ち出していたのである。

「ピンチャー」はまた、ソ連軍の西ヨーロッパ侵攻をも予想していた。「ソ連は中東への侵攻を開始すると同時に、西ヨーロッパへ侵攻するための作戦を開始するであろう」。これに対して、中央ヨーロッパにいる米英仏三国の占領軍が対抗しようとしても無益であり、フランスがソ連軍の西進をライン川の線で食い止めようとしても、それは不可能だと思われた。赤軍はおそらく、デンマーク、ドイツ、ベルギー、オランダ、フランスを席巻してしまう。米英軍はイタリア半島やイベリア半島へ撤収を余儀なくされるであろう。ただしイギリスを保持することが重要である。イギリスは反攻のための基地として価値があり、戦争を遂行するための工業

能力も持っているからである。アメリカの作戦立案者達にとって、イギリスはソ連の侵攻が西ヨーロッパへ指向された場合にも重要な役割を果たすと考えられていたのである⁸。

中東と西ヨーロッパが戦域になるとして、ソ連側の兵力はどのように見積もられていたのであろうか。「ピンチャー」の予測は次のようにあった。戦後の復員を一応完了させ、1947年7月に保有することになるとされたのは、70個狙撃師団（84万人）、5個山岳師団（6万人）、5個空挺師団（5万人）、20個機甲師団（24万人）、5個騎兵師団（7万5千人）、8個砲兵師団（9万6千人）、その他の独立部隊など（20万人）で、計113個師団（156万1千人）であり、これに加えて種々の軍役や訓練中の人員が125万人、国境警備などの内務省の部隊が50万人であり、これらを加えて総計331万1千人がソ連の陸上戦力であるとされた。これにソ連同盟国の部隊が加わる。すなわち、ポーランド軍（15個師団）、チェコスロvakia軍（16個師団）、ハンガリー軍（2個師団）、ルーマニア軍（16個師団）、ブルガリア軍（15個師団）、ユーゴスラヴィア軍（20個師団）で、計84個師団であると計算されていた。空軍については、ソ連軍のみで、戦闘機1万7千機、爆撃機9千5百機、地上攻撃機などが9千機で、計3万5千5百機。これに訓練機1万2千機と輸送機2千5百機を加え、総計5万機と見積もられた。ただしソ連空軍は、有効な戦略爆撃機部隊を持っていないことが指摘され、そのような部隊を発展させるには5年から10年が必要であると予想していた⁹。

このような大兵力に対して英帝国の陸軍戦力は、イギリス本国、インド、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカなどを合計しても69万4千人であり、空軍戦力は、超重爆撃機480機、軽爆撃機645機、戦闘機1125機、訓練機195機で、合計2445機であった¹⁰。「ピンチャー」はアメリカ軍の兵力について直接検討しておらず、別の文書を参照するように述べているのだが、それによれば米軍の兵力は次のようなものであった。1946年6月30日の時点で、陸軍は123万人、空軍は40万人、海軍は海兵隊を含めて135万5百人であり、総兵力298万5百人であった。ところが復員の影響でこの兵力は、翌1947年6月30日までに次のような数字になると予想されていた。陸軍94万4千人、空軍40万人、海軍はやはり海兵隊を含めて66万7千2百人で、合計201万1千2百人であった（Schnabel, 1979, 235）。米英を合わせても、約270万人であり数字の上ではソ連軍に大きく劣っていた。このようにみると、米軍の通常兵力も十分とはいえないが、それだけに英帝国の戦力は貴重であった。ソ連軍の数的優勢は明らかであり、兵器の質を考慮するとしても巨大な陸上戦力が米英にとって大きな脅威として認識されていたのも無理はない。このような軍事上の劣勢を補うものが、アメリカの原爆であった。アメリカの原爆によって、ソ連軍の優位を相殺し、もし戦争が現実のものとなつた時には、原爆を使用した戦略爆撃を実施することが差し当たり唯一の攻勢作戦であった。したがって、戦略爆撃機（当時においては主にB-29爆撃機）のための基地を確保することが、米英にとって至上命題

であった。「ピンチャー」では、イギリス本国、キプロス、カイロ＝スエズ地域、インドのラホール、中国の成都などが爆撃機の基地として予想されていた。こうした戦略構想は、イギリスにとって極めて有意義なものであった。イギリス本国の防衛のためには強力な空軍力が必要であったが、米軍に爆撃機の基地を提供することで、本国の防空にアメリカの支援を得られる可能性が出てきたからである。中東に関しても、米軍の基地を防衛するためということで、従来の、帝国維持を目指した中東戦略を継続させることができるからである。中東は、石油資源地帯であるというだけでなく、ソ連の「柔らかな腹部」、つまり南からソ連の工業中心地を攻撃するための攻勢戦略の拠点として位置付けることが可能になったのである。

1946年の時点において、米英間の軍事的協議はまだ限定的なものであったが、「ピンチャー」に示されたようなアメリカ側の構想に対応して、イギリスも軍事計画の基本方針を固めるようになっていく。同年末までに、モントゴメリーは三つの基盤的方策として、次のようなものを提示するに至っていた。第一に、イギリス本国の防衛と安全の確保、第二に、英本国と大西洋、地中海、インド洋を結ぶ、海上交通路（Sea Lanes of Communication : SLOC）の防衛、そして第三が、中東地域の強固な防衛態勢の構築であった（Cornish, 1996, 90）。人的および財政的限界を意識して、英帝国の根幹を防衛することに集中した構想であった。だがこうしたイギリスの構想には一つの大きな問題があった。それは、自国の防衛のためには原爆が必要不可欠であることが認識される一方で、アメリカの原爆に依存せざるを得ないということであった。

第二次世界大戦の教訓から、もし次の世界大戦が勃発した場合には、イギリス本国が大規模な空襲を受けることは不可避であると考えられていた。1940年の夏にロンドンがうけたのとは比較にならないほどの厳しい攻撃に、イギリス全土が曝されることになるであろう。潜在敵国は長距離爆撃機だけでなく、V-2号以上の性能を持ったロケット兵器をも使用するであろう。このような攻撃を防止するには、強力な空軍力による報復の脅威を相手に与えることによって、相手の攻撃を抑止する以外にない。そしてもし、この空軍力に原爆が加われば、抑止力は極めて大きなものになるであろう。1946年には、すでに後の「大量報復戦略」の原型になるような構想が登場していたのである（Cornish, 1996, 14-15）。そのような、報復攻撃の部隊は、50個飛行中隊からなり、各飛行中隊は25機の爆撃機で構成されることになる（Cornish, 1996, 15）。総計1250機の爆撃機による報復攻撃は確かにソ連に対しても大きな被害を与えることになるであろう。だが、そのような攻撃が通常爆弾によるものでは、抑止力も大きなものではない。原爆を搭載した長距離爆撃機の部隊こそ、イギリスが望んだものであった。こうして見ると、イギリス側の構想も、アメリカ空軍のスパート委員会報告で示された構想と大体同じものであったといつてよい。

(2) 核をめぐる米英関係

だが、肝心の、原爆を保有するという点についてイギリスは最も大きな苦悩を味わっていた。すでに1946年1月に参謀本部はアトリー首相に報告書を送り、潜在敵国による攻撃を抑止するため、可及的速やかに原爆を保有する必要があると勧告していた。しかも、同本部はイギリスが独自に原爆を開発しようとすれば、原爆製造に必要な分量の核分裂物質を製造するのに5年を要すると予想していたのである (Botti, 1987, 18)。イギリスとしては、できるだけ早くアメリカから原爆を提供してもらうか、製造に関する情報を得たいところであった。しかし、アメリカの反応は極めて冷淡であった。アチソン (Dean Acheson) 国務次官はハリファックス (Edward Harifax) 駐米英大使に対して、米英間で原爆について秘密協定を結ぶことは政治的に不可能であるとしていた。というのも、原子力に関するすべての協定は、国連原子力委員会に通知することになっているからというのであった。アトリーは、アメリカ側が米英間の原子力に関する協力関係の復活に合意すれば、イギリスは自国本土内で原爆を製造せず、カナダで製造してもよいと考えていた。これはイギリスにとってかなり大きな譲歩であったが、アメリカ側はそのような取引に応じなかつたのである (Botti, 1987, 19)。ケベック協定など、第二次大戦中に米英間で締結した協定を持ち出して、イギリスはアメリカとの協力関係を維持したい旨再三に渡って要請していたが、アメリカ側の反応は全く非友好的であった。アメリカが認めたのは、ビキニの原爆実験にイギリス人科学者を参加させてもよいということだけであった (Botti, 1987, 17)。ある研究が指摘しているように、1945-1946年の間、一部の例外を除いて、アメリカの行政府と議会の大多数は、原爆の独占とそこから生じる優位を確保しようという点で一致しており、イギリスと協力する必要性が差し迫っているとは考えていなかったのである (Botti, 1987, 23)。このような状況に直面したイギリス政府が選んだ政策は、ただ一つ、自ら原爆の開発に乗り出すということであった。

1947年1月8日、内閣は特別小委員会を招集し、原爆製造に進むことを決定したのであった。なぜ、この時点でイギリスがこのような決定を行ったのかについては、クラークとホウイーラーの研究が明らかにしている。第一に、それまでの研究開発は民生用と軍事用の区別を必要としなかつたが、研究の進展により軍事用の開発に改めてゴーサインを出す必要があったこと。

第二に、アトリー首相が国連における原子力国際管理に関する交渉に一定の注意を払っていたこと。1946年に行われた交渉によって、国際管理が現実化しない可能性を見定めた上で決定を行ったと考えられること。交渉中は労働党内左派が国際管理を強く主張していたようである。

第三に、イギリスが原爆を開発することで、アメリカの外交戦略に影響を与えようとしていたこと。この時点では、アメリカが孤立主義に戻ってしまう可能性を排除できず、もしそうなればイギリスにとって悪夢だと考えられていた。アメリカが孤立主義に戻ることを防止し、さ

らに戦後秩序の安定をもたらすべきアメリカの外交戦略に、イギリスが影響力を発揮できるようにするため原爆開発を決めたのである (Clark & Wheeler, 1989, 49-51)。こうしてイギリスは、差し当たりアメリカとの協力が得られないという前提のもと、「独自の抑止力」を持つ道を歩みだしたのであった。

(3) 米英の協調

ところが皮肉なことに、1947年は原子力に関する協力関係を除いて、米英間の戦略的関係が従来よりもさらに緊密化する年となった。2月にイギリスは、財政的な理由でギリシアに財政援助を行えなくなる旨、アメリカ側に通知した。アメリカはこれに応えて、ギリシア・トルコ援助を行うこととし、3月にトルーマン大統領が議会に対して送った教書が「トルーマン・ドクトリン」となったことはよく知られている¹¹。また、ドイツ問題をめぐって開かれたモスクワ外相理事会が不調に終わり、これをきっかけにアメリカ政府内では、「マーシャル・プラン」として知られることになる歐州経済復興計画の枠組みが立案されることになった。6月、マーシャル計画が公表され、その後西ヨーロッパ諸国が同計画に参加することになり、ヨーロッパの東西分裂が明白になった。アメリカは、ドイツの分割を前提にして歐州援助を立案するなど、対ソ連邦「封じ込め」政策が実施されるようになっていたのである (鈴木, 2002, 第2章)。これに応じてベヴィン外相も、戦時中の大同盟の枠組みに基づく戦後秩序形成をあきらめ、明白にソ連を敵対国として認識するに至った (Botti, 1987, 37; Baylis, 1993, 63-65)。

このように「冷戦」が本格化するにつれ、米英の軍事担当者は新たな対応を見せていくことになる。アメリカでは夏に「国家安全保障法」が議会を通過し、これによって国家安全保障会議 (NSC) の設置、空軍の陸軍からの独立、中央情報局 (CIA) の設置などが定められた (Williamson & Rearden, 1993, 67)。NSC が本格的に動き出すのは翌年になってからであるが、外交や軍事を総合的に考慮した国家戦略を策定するための機関ができたことの意義は大きかった。トルーマン大統領が戦後の航空政策について諮問したフィンレター委員会 (Finletter Commission) は、報告書で空軍力の強化を訴え、平時に空軍が保有する戦力として70個航空団が必要だとして空軍の主張を裏付けていた (Williamson & Rearden, 1993, 69)。原爆についても、4月にトルーマンが当時の生産進度で製造を続けることを承認していた。陸海空三軍の間では原爆を対ソ作戦計画の中に組み込むことで合意が成立し、統合参謀本部は、1953年1月までに長崎に投下された「内発式原爆」を400発保有できるよう要請するとともに、運搬手段の拡大についても要請していた。(Williamson & Rearden, 1993, 65)。新たに国防長官に就任したフォレスターは、対ソ戦略の策定に熱心であり、9月中に行われた対ソ作戦計画に関する検討会議では、しばしば自ら議長を務めるほどであり、統合参謀本部に対しても作

戦計画の立案を急ぐよう促していた。フォレスターにとって、戦略計画の立案は最も重要な課題であったが、それは同時に軍の予算を獲得するための活動でもあった (Williamson & Rearden, 1993, 68)。統合参謀本部は、前年に策定した「ピンチャー」やその他の検討作業に基づいて、地域別の作戦計画立案を進めていた。アメリカが世界大の政策を展開しようとしていたとき、まず最初に注意をむけたのは西ヨーロッパであったが、同時に地中海から中東についても強い懸念を持っていたのであった。イタリアの情勢が不安定であったこと、ギリシア、トルコ、イランなどについても、それまでの問題が解決していなかったからである。

一方、イギリスの方も、1947年には軍事戦略の面で大きな進展があった。3月に参謀本部将来計画部が報告書を提出し、西ヨーロッパはアメリカからの援助がない限り防衛することは不可能だという見地から、欧州大陸への軍事的関与を行わないように勧告していたのである。したがって、将来ソ連との間に戦争が発生した場合には、在ドイツ占領軍をイギリス本国へ撤退させ、戦略的予備兵力に組み入れるという方針を提示していた。つまり対ソ戦勃発の場合に、イギリスは事実上西ヨーロッパを見捨てることを提案していたのである。この報告書は参謀本部の受け入れるところとなり、6月には「包括的戦略計画 (The Overall Strategic Plan) (DO (47) 44)」として正式にイギリスの基本戦略となっていた。この「包括的戦略計画」は、1947年6月から1950年3月までイギリスの戦略を導く指針として活用されたのである (Baylis, 1993, 84)。参謀本部が「包括的戦略計画」を認めたことは、イギリスが西ヨーロッパではなく、中東を戦略正面とする、帝国維持のための戦略を採用したことを意味した。またモントゴメリーの考えていたイギリス防衛のための三つの基本戦略である、英本国の防衛、海上交通路の確保、中東の防衛という方針が認められたことを示していたのである。これに加えて同「計画」は、原爆という新兵器の意味についても検討し、空軍力による大規模な報復攻撃の能力を持つことが抑止力として重要であることが確認されていた¹²。仮想敵国としては明確にソ連を設定し、「ロシアとの戦争の可能性を排除できない」として同国的能力を分析している。そして西欧に関しては、同地域のいかなる国々の組み合わせも陸上でロシアに対抗できないとし、悲観的な予想を示していた。無論、イギリスとしても西欧諸国の連合を形成するために努力を惜しまないが、そのような連合は、せいぜいソ連のヨーロッパ侵攻を遅らせることしかできないと見ていたのである。これに対してアメリカについては、人的資源や産業能力、および原爆の開発で優位を保っていることなどの理由をあげて、軍事的均衡を民主主義諸国の優位に転換させることができる唯一の国家であるとして高く評価していた¹³。そして中東は、ソ連が膨張するのに最も容易な地域であるとともに、イギリスの利益が最も侵されやすい地域として認識されていたのである¹⁴。

「包括的戦略計画」が中東を重視する方針を打ち出してはいたが、イギリスの財政は悪化す

る一方であった。3月22日にはベヴィン英外相がマーシャル国務長官に対し、ギリシア軍の訓練に要する資金が払底したとして、間接的にアメリカの借款を求めていた (Best, 1986, 136)。5月22日にはアメリカ議会でギリシア・トルコ援助法が成立したが (Schnabel, 1979, 133)，それだけで情勢が好転するほどギリシアの政治状況は簡単ではなかった。イギリスは、ギリシアから撤兵しさらにイタリアに駐留している部隊についても兵力を削減すると通告してきた。アメリカの政策立案者達は、地中海から近東地域の情勢を憂慮し、駐ギリシア大使のマクヴェイ (Lincoln MacVeagh) はアメリカ軍の派遣を進言するほどであった。マーシャル国務長官もロイヤル (Kenneth Royall) 陸軍長官に、米軍を派遣する必要があるかも知れないと述べていたほどであった。9月には国務省近東アフリカ局長のロイ・ヘンダーソン (Loy Henderson) がギリシアを訪問して情勢の分析に努めた。陸軍省からはチェンバリン (Stephen Chamberlin) 将軍がギリシアに派遣され、その結果を報告書にして提出した。同報告書は、米軍部隊の直接介入は勧告していなかったものの、米軍軍事顧問団を増派する必要性を訴えていた。10月27日、国家安全保障会議は軍事顧問として90名の将校を派遣することと、現地でギリシア軍部隊を支援する軍事顧問計画集団を組織することを決定していた (Leffler, 1992, 194; Jones, 1989, 83-107)。イギリスは財政的に軍事的関与を削減しなければならなかつたが、それは地中海と中近東地域に対する関心を失つたことを意味したわけでは決してなかつた。イギリス側のギリシア撤兵の意向に対して、アメリカは抗議していたが、ベヴィン外相はこの機会を捉え、それら地域の問題について米英間で協議することを提案した。この提案に基づいて、1947年10月、ワシントンの国防省で米英高官の会議が開かれることになったが、この「ペンタゴン会談」こそ事実上、戦後米英が開いた最初の戦略会談となつたのである (Best, 1986, 136; Baylis, 1993, 82)。

「ペンタゴン会談」は10月16日から11月7日まで行われ、アメリカ側はロヴェット国務次官を長として、ヘンダーソン近東アフリカ局長、ヒッカーソン (John Hickerson) 欧州局長、ケナン政策企画本部長など国務省高官に加え、シャーマン (Forrest Sherman) 海軍作戦本部長代理、ノースタッド (Lauris Norstad) 陸軍計画作戦局長、など軍高官も出席した。イギリス側もインヴァーチャペル (Lord Inverchapel) 駐米大使を長とし、バルフォア (John Balfour) 公使、在ワシントンの英国参謀本部代表部から陸海空の代表、ホリス (Leslie Hollis) 国防相主席補佐官、フォスター (R. M. Foster) 空軍参謀長代理などが出席していた。この会談では、正式の協定などは締結されず、「意見の交換」だけを行つたとされているが、事実上、東地中海と中東について米英が戦略的合意に達した会談であった。米英とも、東地中海と中東におけるソ連の進出が自国の死活的利益と安全を脅かすものであるとし、国連憲章の原則に従つて対処することを、それぞれ宣言している。まずは政治経済的手段に拠ることとさ

れていたが、「もし必要なら」軍事力を行使するとしていたのである。そして、アメリカにとっては、イギリスが自国と同様の政策を採ることが重要であり、イギリスにとって、アメリカがやはり自国と同様の政策を採ることが必要であるとされていた。つまり両国とも相手が自国と同様の政策をとることが、該当地域の安全と自国の国益を守るために必要であることを認めていたのである。事実上、米英が同盟関係にあることを確認していたわけである。興味深いのは、アメリカ側が、長期的には該当地域における影響力の拡大を見越している一方で、短期的には、イギリスがアメリカの援助を受けつつ該当地域における影響力をしっかりと確保することを重視していたことである。アメリカ側は、該当地域でかつてのイギリスが果たしていたのと同様の役割を果たす準備が、まだできていないと考えていたのである。したがって、この時期の東地中海と中東における米英関係を、単に霸権もしくは「帝国」の交代として見ることは、やや一面的に過ぎるのではないかと思われる。無論、長期的にそのような「交代」の意図がアメリカ側にあり、現実に「交代」が起こったのであるが、実際の歴史的経過は多少複雑であった¹⁵。

東地中海と中東が米英にとって重要な地域であったのは、石油資源との関係が大きいが、それだけではなかった。この点を、アメリカ側の史料から探ってみたい。

I. 戦略資源

- (a) 近東石油地帯

II. 戰略的緩衝

- (a) イタリア (d) トルコ
(b) トリエステ (e) イラン
(c) ギリシア

III. 戰略的基地地帯

- (a) エジプト (d) 地中海上の島嶼
(b) 北アフリカ キプロス、クレタ、マルタ、シシリー
(c) レバント諸国と サルジニア、バレアレス
パレスチナ (e) イベリア半島

IV. 戦略的海上交通路

- (a) ジブラルタル海峡とシシリーを含む地中海
- (b) スエズ運河と紅海
- (c) ペルシャ湾と同湾への交通路
- (d) ダーダネルス海峡とエーゲ海¹⁶

この史料は、地中海全域を対象にしているため、イタリアやイベリア半島までも検討の対象にしているが、それを除く東地中海と中東について見ると、米英の戦略的利益が明確に理解できる。石油資源地帯の前衛に、いわゆる「北部防壁線（Northern Tier）」と呼ばれたギリシア、トルコ、イランがあり、これらの地域は民族的、政治的背景から、ソ連の影響をうけにくく、同国が南方へ進出するのを防ぐ防衛線を構成する地域である。「北部防壁線」の背後には、米英の軍事基地が置かれた地域があり、これらの基地は該当地域の防衛に役立つことはもちろん、対ソ戦が発生した場合に、南からソ連本土に侵入する爆撃機の発進拠点となるのである。海上交通路についてみると、大西洋と地中海をつなぐ地域、地中海とインド洋を結ぶ地域、ペルシャ湾周辺、ソ連の海軍力の展開を防止する海峡地帯とその周辺が重視されていることがわかる。そして全体としてみると、英帝国の利益を防衛する戦略となっていることは明らかであろう。これがアメリカ側の文書であることを想起すれば、アメリカの考えていた戦略的利益とイギリスの帝国維持のための戦略的利益は、地中海から中東において見事に一致していたのである。アメリカは該当地域におけるソ連の進出を防止することが自国の利益であることを明確に認識し、これ以降、同地域における影響力を拡大させていった。地中海と中東地域において米英同盟は事実上、すでに形成されていたといってもよい（Best, 1986, 136-141）。だが、これだけ緊密な協力関係を築き上げておきながら、「ペンタゴン会談」では原爆について全く協議されていなかったのである。対ソ戦が勃発した場合には、東地中海・中東地域の基地から原爆を搭載した長距離爆撃機を発進させることになっていたにもかかわらずである。当時の米英関係は、地域的な防衛協力を築くことはできたが、原爆という、究極的な軍事的手段についてまで協力関係を拡大することはできていなかったのであった。

むすび

「冷戦」初期の米英関係は、複雑なものであった。アメリカの対ソ作戦計画において、地中海・中東地域はソ連に対して唯一可能な攻勢であった空爆を実施するために必要不可欠な地域であった。これらの地域にある基地から、原爆を搭載した長距離爆撃機によるソ連本土空襲を実施するというのが、米英にとって極めて重要な戦略として認識されていた。アメリカから見

て、イギリス帝国を援助することは、ユーラシアにおける最後の防衛線を維持することを意味しており、ソ連との「冷戦」を戦い抜くためには英帝国の維持が重要な要素となっていたのである。イギリス側も、帝国の維持のため中東を重視する戦略を考案しており、中東が対ソ攻撃の拠点としての役割を持っているという論理は、非常に受け入れられやすかったのである。

また戦後の空軍力のあり方についても、アメリカの「スパツ委員会」報告書は潜在敵国に対する報復を重視する戦略を打ち出す必要を強調していた。原爆を搭載した長距離爆撃機による報復の能力を持つことが、将来戦においてはもはや軍事的聖域となることはできないと考えられていた米国本土防衛のために重要な軍事的手段であった。第二次世界大戦でドイツ空軍の空襲を受けたイギリスも、戦後の英本土防衛のための空軍力のあり方として、これと同様の構想を持っていたのであり、可及的速やかに原爆を保有する必要があると考えられていたのである。

このように地中海・中東における地域的な利益の一一致と、戦後の空軍力のあり方についての類似の構想を持っていたにもかかわらず、アメリカはイギリスに対して原爆製造に関する情報を提供することはなかった。第二次世界大戦中の原子力をめぐる協力関係は、地域的な戦略的利益の共有と空軍力についての類似の軍事構想の存在によっても、この時期に復活することはなかった。アメリカの原爆独占によって最も影響を受けたのは、ソ連だけではなかったのである。イギリスは独自の核開発を進め、何とか大国としての地位を守ろうとする長い道のりを歩むことになるのである。米英の「特別な関係」は、イギリスにとっては厳しい努力によってようやく維持できるものであったのである。

注

- 1 "Spaatz Board Report" on Effect of the Atomic Bomb on the Employment, Size, Organization and Composition of the Postwar Air Force, 23 October, 1945, RG 314 Air Force-Plans, Decimal File, 1942-1954, SG 581 (TS) Box No.448, File 384.3 (17 Aug. 45) Section 1, National Archives (Archives II), College Park, Maryland.
- 2 Incoming Message to HQ Twentieth Air Force, Washington, D. C., (From COMGEN-USASTAF to COMGENAIR) No.3505, Subject: Postwar Atomic Bomb Program, 30 August, 1945, 300910Z, (Personal to Eaker from LeMay), RG 314 Air Force-Plans, Decimal File, 1942-1954, SG 581 (TS) Box No.448, File 384.3 (17 Aug. 45) Section 1, National Archives (Archives II), College Park, Maryland.
- 3 JCS- 1477, 18 August 1945, "Over-All Effect of Atomic Bomb on Warfare and Military Organization," (Memorandum by the Chief of Staff, U. S. Army) p.1, *Records of the Joint Chiefs of Staff (Microfilm)*, Part 2: 1946-1953, Strategic Issues: Section 1, Reel 1 (ed. by

- Paul Kesaris)(University Publications of America, Maryland, Frederick, 1981).
- 4 "AIDE MEMOIRE for General of the Army Eisenhower on the Private Discussion with the British Chiefs of Staff at Princes Gate on 10th October, 1946," p.1, Records of the Army Staff, Plans & Operations Division, Decimal File, 1946-1948, [from] 091. Germany to 091. Greece Sec. 1 (TS) Box No.13. National Archives (Archives II), College Park, Maryland.
- 5 J. P. S. 789, (2 March 1946), Joint Staff Planners, Concept of Operations for "Pincher," pp.1-2, RG 218 Records of the Joint Chiefs of Staff, CCS 381 USSR (3-2-46) Sec.1, National Archives (Archives II), College Park, Maryland.
- 6 *Ibid.*, p.6.
- 7 *Ibid.*, pp.6-7.
- 8 *Ibid.*, pp.8-10.
- 9 *Ibid.*, pp.23-26.
- 10 *Ibid.*, pp.29-30, p.33.
- 11 いわゆる「トルーマン・ドクトリン」の成立過程については、以下のものを参照せよ。
Acheson, 1987, 217-23; Clifford, 1991, 131-140; Jones, 1955, chap.2, chap.4 ; Jones, 1989. 36-46; Kuniholm, 1989, 305-306; Offner, 2002, 197-202.
- 12 "The Overall Strategic Plan," (DO(47))44, May 1947, attached to (Baylis, 1993) as Appendix 2, p.135, p.141.
- 13 *Ibid.*, pp.135-137.
- 14 *Ibid.*, p.137.
- 15 "Documents Resulting from Conversations with the British in Regard to the Eastern Mediterranean and the Middle East," November 25, 1947, Basic United States Paper, pp.2-3, RG 273 Records of the National Security Council, P-Papers; P-2. National Archives (Archives II), College Park, Maryland. 米英の覇権交代の側面を強調した研究として（油井, 1985）がある。
- 16 "The Mediterranean and the Near East," October 23, 1947, p.3, RG 273 Records of the National Security Council, P-Papers; P-2. National Archives (Archives II), College Park, Maryland.

参考文献

未公刊史料

National Archives, College Park, Maryland

RG 59 Records of the Department of State

RG 218 Records of the Joint Chiefs of Staff

RG 273 Records of the National Security Council P-Papers

RG 314 Records of Air Force-Plans

RG 319 Records of the Army Staff, Plans & Operations Division

Public Record Office, Kew, London

CAB 130/16

FO 800 Ernest Bevin

FO 371 Foreign Office Papers

刊行史料

Kesaris, Paul, ed., *The Records of the Joint Chiefs of Staff, 1946-52*, University Publications of America, 1979.

U.S. Department of State, *The Foreign Relations of the United States, 1946*, 11 vols., Washington, D.C., USGPO, 1969-72.

U.S. Department of State, *The Foreign Relations of the United States, 1947*, 8 vols., Washington, D.C., USGPO, 1971-77.

著作

Acheson, Dean, *Present at the Creation: My Years in the State Department*, New York, Norton, 1987.

Anderson, Terry H., *The United States, Great Britain, and the Cold War, 1944-1947*, Columbia, Missouri, University of Missouri Pr., 1981.

Baylis, John, *Anglo-American Defence Relations, 1939-1984*, (2nd ed.) London, Macmillan, 1984.

_____, *The Diplomacy of Pragmatism: Britain and the Formation of NATO, 1942-1949*, London, Macmillan, 1993.

- _____, *Ambiguity and Deterrence: British Nuclear Strategy, 1945-1964*, Oxford, Clarendon Pr., 1995.
- Best, Richard A., Jr., "Co-Operation with Like-Minded Peoples": *British Influences on American Security Policy, 1945-1949*, New York, Greenwood Pr., 1986.
- Botti, Timothy J., *The Long Wait: The Forging of the Anglo-American Nuclear Alliance, 1945-1958*, New York, Greenwood Pr., 1987
- Brodie, Bernard, ed., *The Absolute Weapon*, New York, Harcourt, Brace and Company, 1946.
- Bullock, Alan, *Ernest Bevin: Foreign Secretary, 1945-1951*, New York, Norton, 1983.
- Bundy, McGeorge, *Danger and Survival: Choices about the Bomb in the First Fifty Years*, New York, Random House, 1988.
- Clark, Ian and Wheeler, Nicholas J., *The British Origins of Nuclear Strategy, 1945-1955*, Oxford, Clarendon Pr., 1989.
- Clifford, Clark with Holbrooke, Richard, *Counsel to the President-A Memoir*, New York, Random House, 1991.
- Cohen, Michael J., *Fighting World War Three from the Middle East: Allied Contingency Plans, 1945-1954*, London, Frank Cass, 1997.
- Condit, Kenneth W., *The History of the Joint Chiefs of Staff: The Joint Chiefs of Staff and National Policy, Vol.2, 1947-1949*, Wilmington, DE., Michael Glazier 1979.
- Cornish, Paul, *British Military Planning for the Defence of Germany, 1945-50*, London, Macmillan Pr., 1996.
- Edmonds, Robin, *Setting the Mould: The United States and Britain, 1945-1950*, New York, Norton, 1986.
- Freedman, Lawrence, *The Evolution of Nuclear Strategy* (2nd ed.), New York, St. Martin's Pr., 1989.
- Gaddis, John Lewis, *The United States and the Origins of the Cold War, 1941-1947*, New York, Columbia U. P., 1972.
- _____, *The Strategies of Containment: American National Security Policy in the Cold War*, New York, Oxford U. P., 1982.
- _____, *We Now Know: Rethinking Cold War History*, New York, Oxford U. P., 1997.
- Gowing, Margaret, *Independence and Deterrence: Britain and Atomic Energy 1945-1952, Volume 1, Policy Making*, London, Macmillan, 1974.
- Hathaway, Robert M., *Ambiguous Partnership: Britain and America, 1944-1947*, New York,

- Columbia U. P., 1981.
- _____, *Great Britain and the United States: Special Relations since World War II*, Boston, Twayne Publishers, 1990.
- Herken, Gregg, *The Winning Weapon: the Atomic Bomb in the Cold War, 1945-1950* Princeton, Princeton U. P., 1988.
- Hixon, Walter L., *George F. Kennan: Cold War Iconoclast*, New York, Columbia U.P., 1989.
- Hogan, Michael J., *A Cross of Iron: Harry S. Truman and the Origins of the National Security State, 1945-1954*, Cambridge, Cambridge U. P., 1998.
- Holloway, David, *Stalin and the Bomb: The Soviet Union and Atomic Energy 1939-1956*, New Haven, Yale U. P., 1994. (川上洸・松本幸重訳『スターリンと原爆』上・下, 大月書店, 1997年)。
- Hoopes, Townsend, and Brinkley, Douglas, *Driven Patriot: The Life and Times of James Forrestal*, New York, Knopf, 1992.
- Jones, Howard, "A New Kind of War": America's Global Strategy and the Truman Doctrine in Greece, New York, Oxford U. P., 1989.
- Jones, Joseph M., *The Fifteen Weeks*, New York, Harcourt, Brace & World, 1955.
- Keeble, Curtis, *Britain, the Soviet Union and Russia*, New York, St. Martin's Pr., 2000.
- Kennan, George F., *Memoirs, 1925-1950* (Paperback ed.), New York, Pantheon Books, 1983. (清水俊雄訳『ジョージ・F・ケナン回顧録』(上巻), 読売新聞社, 1973年)。
- Kolko, Gabriel, and Kolko, Joyce, *The Limits of Power: The World and United States Foreign Policy, 1945-54*, New York, Harper & Row, 1972.
- Kuniholm, Bruce R., "U.S. Policy in the Near East: the triumphs and tribulations of the Truman administration," in *The Truman Presidency* (ed. by Michael J. Lacey) Cambridge, Woodrow Wilson International Center for Scholars & Cambridge U. P., 1989, pp.299-338.
- LaFeber, Walter, *America, Russia, and the Cold War, 1945-1984*, (Fifth ed.), New York, Knopf, 1985.
- Leffler, Melvyn P., *A Preponderance of Power: National Security, the Truman Administration, and the Cold War*, Stanford, Stanford U. P., 1992.
- McCoy, Donald R., *The Presidency of Harry S. Truman*, Kawrence, University Press of Kansas, 1984.
- Mastny, Vojtech, *The Cold War and Soviet Insecurity: The Stalin Years*, Oxford, Oxford U. P.,

1996. (秋野豊・広瀬佳一訳『冷戦とは何だったのか：戦後政治史とスターリン』柏書房, 2000年)。
- Mayers, David, *George Kennan and the Dilemmas of US Foreign Policy*, New York, Oxford U. P., 1988.
- Mayers, David, *The Ambassadors and America's Soviet Policy*, New York, Oxford U. P., 1995.
- Mills, Walter, ed., *The Forrestal Diaries*, New York, The Viking Pr., 1951.
- Miscamble, Wilson D., *George F. Kennan and the Making of American Foreign Policy, 1947-1950*, Princeton, Princeton U. P., 1992.
- Moody, Walton S., *Building a Strategic Air Force*, Washington, D.C., Air Force History and Museums Program, USGPO, 1995.
- Offner, Arnold A., *Another Such Victory: President Truman and the Cold War, 1945-1953*, Stanford, Stanford U. P., 2002.
- 大中真「革命ロシアの対外政策——対トルコ政策に見る初期ソヴィエト外交の転換——」, 斎藤孝編『二十世紀政治史の諸問題』東京, 彩流社, 1997年, 231-261ページ所収。
- Ovendale, Ritchie, *The English-Speaking Alliance: Britain, the United States, the Dominions and the Cold War 1945-51*, London, George Allen & Unwin, 1985.
- Paterson, Thomas G., *Meeting the Communist Threat: Truman to Reagan*, New York, Oxford U. P., 1988.
- Pogue, Forrest C., *George C. Marshall: Statesman, 1945-1959*, New York, Viking, 1987.
- Pollard, Robert A., *Economic Security and the Origins of the Cold War, 1945-1950*, New York, Columbia U. P., 1985.
- Resis, Albert ed. with an Introduction, *Molotov Remembers: Inside Kremlin Politics, (Conversations with Felix Chuev)*, Chicago, Ivan R. Dee, 1993.
- Ruddy, T. Michael, *The Cautious Diplomat: Charles E. Bohlen and the Soviet Union, 1929-1969*, Kent, Ohio, The Kent State U. P., 1986.
- Russell, Richard L., *George F. Kennan's Strategic Thought: The Making of an American Political Realist*, Westport, CT., Praeger Publishers, 1999.
- Ryan, Henry B., *The Vision of Anglo-America: The US-UK Alliance and the Emerging Cold War 1943-1946*, Cambridge, Cambridge U. P., 1987.
- Schnabel, James F., *The History of the Joint Chiefs of Staff: The Joint Chiefs of Staff and National Policy, Vol.1, 1945-1947*, Wilmington, DE., Michael Glazier, 1979.
- Sherry, Michael S., *Preparing for the Next War: American Plans for Postwar Defense, 1941-45*,

鈴木健人

- New Haven, Yale U. P., 1977.
- Stephanson, Anders, *Kennan and The Art of Foreign Policy*, Cambridge, MA., Harvard U. P., 1989.
- 鈴木健人『「封じ込め」構想と米国世界戦略——ジョージ・F・ケナンの思想と行動, 1931年～1952年——』, 広島, 溪水社, 2002年。
- Taubman, William, *Stalin's American Policy: From Entente to Detente to Cold War*, New York, Norton, 1982.
- Thomas, Hugh, *Armed Truce: The Beginnings of the Cold War, 1945-46*, London, Hamish Hamilton, 1986.
- Truman, Harry S., *Memoirs of Harry S. Truman, Vol.2., Years of Trial and Hope, 1946-52* (Paperback ed.) New York, Da Capo Pr., 1989.
- Truman, Margaret, *Harry S. Truman*, New York, Poket Books, 1974.
- Ulam, Adam B., *Expansion and Coexistence: Soviet Foreign Policy, 1917-1973* (2nd ed.) New York, Praeger, 1974.
- Waltz, Kenneth, *Theory of International Politics*, New York, Random House, 1979.
- Williams, William Appleman, *The Tragedy of American Diplomacy*, New York, Delta Books, 1962.
- Williamson, Samuel F., Jr., and Rearden, Steven L., *The Origins of U.S. Nuclear Strategy, 1945-1953*, New York, St. Martin's Pr., 1993.
- Wohlforth, William Curti, *The Elusive Balance: Power and Perceptions during the Cold War*, Ithaca, Cornell U. P., 1993.
- Wright, C. Ben, *George F. Kennan, Scholar-Diplomat; 1926-1946*, Ph. D. dissertation, University of Wisconsin, 1972.
- Yergin, Daniel, *Shattered Peace: The Origins of the Cold War and the National Security State* (1st ed.) Harmondsworth, Penguin Books, 1980.
- York, Herbert F., *The Advisors: Oppenheimer, Teller, and the Superbomb*, San Fransisco, W.H. Freeman, 1976.
- Young, John W., *Britain, France, and the Unity of Europe, 1945-51*, Leicester U. P., 1984.
- 油井大三郎『戦後世界秩序の形成——アメリカ資本主義と東地中海地域 1944-1947——』東京大学出版会, 1985年。
- Zubok, Vladislav, and Pleshakov, Constantine, *Inside the Kremlin's Cold War: From Stalin to Khrushchev*, Cambridge, MA, Harvard U. P., 1996.

なお本稿は以下に示す研究プロジェクトによる研究成果の一部である。記して謝意を表したい。

- 広島市立大学特定研究： 「アメリカ合衆国の核戦略の成立過程を歴史的に解明する研究
1945-1954」（平成9年度-10年度）
課題番号：9742（平成9年度），9835（平成10年度）
- 広島市立大学特定研究： 「米国核戦略の展開に関する歴史的研究 1945-1963年」
(平成11年度)（科研費奨励研究費）
課題番号：9951（平成11年度）
- 広島市立大学特定研究： 「米国核戦略と米英関係 1945年-1954年」
(平成12年度-14年度)
課題番号：0015（平成12年度），2502（平成13年度），
2502（平成14年度）

The Anglo-American Alliance, its Scope and Limits in the Cold War;
Strategic Cooperation in the Middle East and National Confrontation
on Atomic Bomb Project, 1945-1947

SUZUKI, Takeo

Anglo-American Alliance was one of the most influential factors in the 20th century world politics. After the Second World War, both governments didn't acknowledge that they need to keep the alliance alive. However, in the culminating tension with the Soviet Union, both governments, particularly their military leaders, tried to revive the alliance. This article sheds light on the process of reactivation of US-UK strategic cooperation in the early Cold War period focusing on their politico-military strategy in the Middle East, and on a friction in the Atomic Bomb projects.

During the Second World War, US government, that conducted the Manhattan Project, had agreed with British Government that the former would cooperate with the latter's Atomic Bomb project. But, after the war, Americans changed their mind. Postwar planning of both governments had based on the concept of deterrence, in which air forces' atomic bombing capabilities would play a vital role. That is the reason why the British strongly asked US to keep their agreement as an important element in the alliance.

“MacMahon Act,” which was approved by US Congress, prevented the British from receiving any information in terms of nuclear energy matters. January 1947, UK Government decided to develop its own A-bomb by itself. On the contrary, a military cooperation, though limited and concealed from the public, between American leaders and the British counterparts, was revived by their reciprocal visits for and meetings in both countries’ capitals. Montgomery, the Chief of Imperial General Staff, and Eisenhower, the Chief of Staff, US Army, made a great contribution to revive the alliance. In the military, US agreed with UK that the next enemy was the Soviet Union and the both need each other to contain Russian expansion in Europe and the Middle East. British imperial power was shrinking rapidly after World War II, but its leaders, except the Prime Minister Atlee’s case, still thought that they had to keep their empire as the sources of a Great Power status. For them, Middle East, instead of European continent, was both the strategic main front and the lifeline of the empire. The United States was also interested in the East Mediterranean and the Near East, so-called “Northern Tier,” in order to check local communist influence. US Joint Chiefs of Staff anticipated that the British and the Russians would clash over these areas, and might bring World War III into a gloomy reality. JCS planned to join any war that would occur between the declining empire and the aggressive revolutionary country with supporting the former, because, if the British lost a war against Russia, there would be no strategic barrier in the Eurasia that could contain the expansion of the Soviets. Autumn 1947, US agreed with UK on an unwritten agreement, *de facto* alliance, on Middle East theater in order to help each other in foreseeable future wars.

But, surprisingly, US government still kept secret on atomic bombs, and didn’t permit exchange of information of the bombs with its strategic partner. For the British, a road to Nuclear Alliance with Americans would be a long and painful process of persuasion.

アメリカの「1人1票」原則

岩倉秀樹

はじめに

1960年代初めのアメリカ連邦最高裁による「1人1票」原則（“one person, one vote” rule）の確立は、「選挙区割革命（reapportionment revolution）」として知られている¹。アメリカは20世紀への転換期に都市人口の成長期を迎える。その結果、農村部出身の議員が州議会を支配する多くの州は、1901年以降、州議会議員選挙区や州内の連邦議会下院議員選挙区の定期的な改定を行わなくなった。これは、州議会や連邦議会において都市部住民の社会・経済的要望を挫折させる「農村部の喉輪攻め（rural stranglehold）」の効果（「沈黙のゲリマンダー（silent gerrymander）」）をもたらした²。

連邦最高裁は当初、選挙区割を司法判断に適しない政治問題（political question）と捉え、この問題への司法介入に消極的だった。1946年の Colegrove v. Green (328 U.S. 549) 事件でフランクファーター裁判官の相対多数意見は「裁判所は、この政治的茂み（political thicket）に立ち入るべきではない。選挙区割の不公正に対する救済は、適正に区割を行う州議会や、広範な権限を持つ連邦議会に求めるべきである」と警告した³。しかし1962年の Baker v. Carr (369 U.S. 186) 事件で連邦最高裁はこの「政治的茂み」に立ち入り、テネシー州議会の人口不平等な選挙区割を合衆国憲法修正14条の平等保護条項の下で司法判断可能な訴訟原因であると判示した⁴。

そして連邦最高裁は Baker 事件の翌年の Gray 事件で州規模選挙において「1人1票」原則を確立し、さらにその翌年の Wesberry 事件と Reynolds 事件で選挙区割へのこの原則の適用を確立した。ここに「選挙区割革命」は一応の達成に至るが、これら初期の判決が未解決に残した次の論点もあった。（i）「1人1票」原則は人口に基づく区割を要請するが、選挙区人口の集計に誰を含めるのか、また選挙区間の人口格差を何をもって測定するのか（人口基礎と人口格差の測定方法）、（ii）この原則からの逸脱はどの程度許され、またその逸脱はどんな理由で正当化されるのか（人口偏差の許容基準）、（iii）この原則はどんな選挙に適用されまた適用されないのか（適用範囲）。本稿はアメリカの「1人1票」原則を明らかにするため、まずこの原則を確立した Gray, Wesberry, Reynolds の各事件を考察した後、右の未解決に残された3つの論点をその後の判例の検討により考察する。

I 「1人1票」原則の確立

1 州規模選挙と Gray 事件

「1人1票」原則に初めて言及した連邦最高裁判決は、選挙区割事件ではなく、大統領選挙の選挙人団制に類似した州規模選挙の郡単位制（county unit system）を違憲とした1963年のGray v. Sanders (372 U.S. 368) 事件であった。ジョージア州民主党予備選挙で、州規模の選出公務員（連邦上院議員、州知事等）の候補者に指名されるためには、各郡に配分された単位票の過半数の獲得が州法上要求された。その単位票は、人口1万5000人以下の郡に2票、2万人以下の郡に3票、3万人以下の郡に4票、4万5000人以下の郡に5票、6万人以下の郡に6票を配分し、6万人を超える郡には3万人毎に2票ずつ追加配分するものとされ、住民の最多票を得た者がその郡の単位票をすべて獲得した。その結果、州人口の3分の1の農村部の郡が単位票の過半数を保有した⁵。

連邦最高裁は、この郡単位制を「都市部の票よりも農村部の票を、また都市部の大きな郡よりも農村部の小さな郡を優遇する」ものと認定した。ダグラス裁判官の法廷意見は「代表を選出する地理的単位が決められれば、選挙に参加するすべての者は、その人種、性別、職業、収入、当該地理的単位内の居所に関係なく平等な1票を持つべきである。これは、修正14条の平等保護条項の要請である」と理由づけた後、法廷意見を結ぶ傍論で、「独立宣言からリンカーン大統領のゲチスバーグ演説、合衆国憲法修正15条・17条・19条に至る政治的平等の観念は、ただ1つの事、すなわち1人1票（one person, one vote）を意味する」と付言した。この最後の語句が、その後の区割事件で「人気のある、よく知られた旗印」となった⁶。

2 区割問題と Wesberry 事件・Reynolds 事件

選挙区割事件に「1人1票」原則を初めて適用した1964年のWesberry v. Sanders (376 U.S. 1) 事件および Reynolds v. Sims (377 U.S. 533) 事件の連邦最高裁判決は、連邦議会下院議員選挙区と州議會議員選挙区を区別し、両者の間でこの原則を要請する合衆国憲法の根拠規定が異なることを明らかにした。

Wesberry 事件で連邦最高裁はジョージア州の連邦下院議員選挙区（小選挙区）の区割法を違憲としたが、その根拠を平等保護条項ではなく、合衆国憲法1条2節に置いた。ブラック裁判官の法廷意見は「下院議員が『各州の人民によって』選出されると定める憲法1条2節は、連邦下院選挙において実行可能な限り（as nearly as practicable）ある者の1票が他の者の1票と同じ価値であることを要請する」と判示し、その根拠を制憲史に求め、「当法廷がある有権者に対して他の有権者よりも大きな票を与えるような州内の下院選挙区の区割を州議会に許

すならば、同等人口に対する同等の連邦下院代表という『偉大な妥協（Great Compromise）』で厳粛に示された原理をくじくことになろう。連邦下院は各有権者の完全な平等を基礎にして人民個人を代表するというのが、憲法制定会議の合意であった」と理由づけた。そして法廷意見は、「数学的正確さをもって連邦下院選挙区を画することは可能でないかもしねれないが、そのことは、同等人口に対する同等代表（equal representation for equal numbers of people）を連邦下院の基本的目標とするわが国の憲法の明白な目的を無視する言い訳にはならない。これは、憲法起草者達が我々に設定した正義と常識の高い基準である」と結論した。本件で最大選挙区の人口（82万3680人）は、州内10選挙区の平均人口（39万4312人）の2倍、最小選挙区（27万2154人）の3倍に達していた。

他方、Wesberry 事件の4か月後の Reynolds 事件で連邦最高裁は、アラバマ州議会議員選挙区の区割法を修正14条の平等保護条項に違反すると判示した。州憲法は35人の上院議員と106人の下院議員を州内の67郡に国勢調査の人口に基づき配分すると定め、その10年毎の改定を州議会に要求した。だがその再配分は1901年以来60年間行われず、州人口の25.1%の郡で上院議員の過半数が選出され、また州人口の25.7%の郡で下院議員の過半数が選出された。選挙区間の1議員当たりの人口格差は上院で41対1、下院で16対1に達していた⁷。ウォーレン首席裁判官の法廷意見は「議員は人民を代表し、木や土地の面積（acres）を代表するのではない。議員を選出するのは有権者であり、農場や市や経済的利益ではない」、「州議会議員に投票するある人の権利は、その人の1票が他の地域に住む市民の1票と比べて実質的に希薄である場合に違憲的に侵害される」と理由づけた。そして法廷意見は「平等保護条項は、二院制州議会の両院の議席とも人口に基づいて配分されることを要求する」と判示し、同条項は「州議会の両院において実行可能な限り同等人口の（as nearly of equal population as is practicable）選挙区を作成する誠実な努力（honest and good faith effort）を行うことを州に要求する」と結論したが、その一方で「当法廷も、各選挙区の住民・市民または有権者が全く同数になるような区割が実行不可能であることを理解している。数学的正確さは、決して現実的な憲法要件ではない。……厳格な人口基準からの逸脱が州の合理的な政策の達成に付随した正当な配慮に基づく限り、二院制州議会の一院または両院の区割において同等人口の原則からある程度の逸脱は憲法上許容される」と指摘した。

Reynolds 事件の法廷意見はとくに、連邦議会の両院と同様に、州議会でも下院の区割が人口に基づくならば、上院は人口に無関係に各郡の間に議席を配分してよいとするいわゆる連邦類推論（federal analogy）を拒絶した。法廷意見はその理由として、(i)「二院制連邦議会の代表制は、合衆国憲法に根拠がある」（さらに郡・市等の地方政府は主権団体ではなく州が創設した下位の統治機関であるため州・地方政府間の関係と「連邦政府に対する州の関係は類

似性がない」)こと、(ii)「二院制州議会の一院の議員選挙に限って平等代表に対する権利すなわち他のすべての者と同価値の1票を持つ権利が認められたとしても、州が他の院の選挙区割で同等人口の原則に逸脱する場合、それは無意味になる」(人口に基づかない議院での少数派の拒否は、多数派の意思を挫折させる二院間の妥協と譲歩をもたらす)こと、(iii)両院の区割を同じ人口に基づかせても、両院の構成(小選挙区・大選挙区、任期、定数、選挙区の規模)の違いにより、「法案の慎重な審議を確保し軽率な行動を防止する」という二院制の存在理由は失われないことを指摘した⁸。

II 選挙区割の人口基礎と選挙区間の人口格差の測定方法

1 選挙区割の人口基礎

Wesberry事件・Reynolds事件は、「有権者」「市民」「人」「住民」の文言を互換的に使用し、選挙区割の人口基礎に誰を含むべきかを明確にしなかった⁹。もっとも区割案を作成する各州は10年毎に連邦政府が実施する国勢調査に基づく総人口を一般に使用し、そして連邦最高裁も連邦の国勢調査を「利用しうる最善の人口データ」とあると判示する(後述のKarcher事件等)¹⁰。ただし総人口以外の人口基礎の許容性を示唆する次の事件もある。

1966年のBurns v. Richardson (384 U.S. 73)事件で連邦最高裁は、1994年の登録有権者数に基づくハワイ州議会の1966年一般選挙用の区割案を支持した。連邦最高裁は「平等保護条項は、実質的な人口平等の測定基準として連邦の国勢調査に基づく総人口の使用を各州に要求しない」と述べた後、各州は「外国人、短期滞在客、短期のまたは一時的な居住者、有罪判決のため投票権を剥奪された者を、州議会の選挙区割の基礎に含めることを要求されない。……これらの集団を含めるかそれとも排除するかの決定は代表の性格に関する選択に関係し、当法廷はそれに介入すべき理由を憲法上認めてこなかった」と指摘した。しかしながら連邦最高裁は、登録有権者や投票者は「選挙に参加する資格が憲法上認められた集団の過小代表および『過去の人口不平等な選挙区割の亡靈』の永続化を政治権力保持者に可能にさせる不当な影響を受けやすい。そのうえ特定の選挙での登録有権者数は、選挙の争点、候補者の人気、天候のような偶然の要素によって突然に実質的に変動し、この効果はハワイ州の区割のように一回の選挙の登録有権者数を10年間もの長期にわたり使用する場合にとくに懸念される」と指摘した。そして連邦最高裁は、本件の登録有権者に基づく区割案を、それが「許容しうる人口基礎〔本件の場合は市民人口〕を使用したならば作成されたであろう区割案と実質的に同じであったと認定された」ことを理由に合憲と判示し、登録有権者の使用を一般的に承認したものではない点を強調した¹¹。本事件は州議会区割案の場合に総人口から投票無資格者を除いた市民人口の使用を承認する一方で、登録有権者数や投票者数には懷疑的見方を示した。

また1969年の Kirkpatrick v. Preisler (394 U.S. 526) 事件で連邦最高裁は、ミズーリ州議会が1967年に制定した連邦下院区割法を違憲とした。まず同州は、1960年国勢調査値をその後の人口移動に配慮し補正したことが選挙区間の人口偏差の原因であると主張した。連邦最高裁は「人口移動が高度の正確さをもって予測できる場合、区割を行う州はそれを適切に考慮できる」が、「人口動向の認定は、詳細な文書で証明され、場当たり的でなく体系的な方法で州全体に適用されなければならない」と判示し、本件では州議会が人口推定の方針を全く採用していないかったためこの基準を充足しないと結論した。また同州は、総人口に占める適格有権者の割合が選挙区間で異なる（軍人や大学生が基地や大学のある選挙区に不釣り合いに含まれている）という事実に配慮し補正したことが人口偏差の原因であると主張した。連邦最高裁は「総人口に依らない連邦下院の選挙区割が、憲法1条2節の下で許容されるかどうかという問題がある」と述べたものの、「総人口ではなく適格有権者人口を区割の基礎に使用できるかどうかを判断しなくとも、ミズーリ州の区割案は受け入れられない。同州は、各選挙区の適格有権者数を確認する試みを全く行っていない。州は、総人口に基づく区割に場当たり的な補正を行つただけである」と結論した。本事件は人口移動を考慮した国勢調査値の補正を条件付きで承認したが、連邦下院区割案の場合に適格有権者数の使用が許容されるかどうかの判断を保留した（ただ後述するように1983年の Karcher 事件の傍論は、「選挙区間の適格有権者数の違い」も国勢調査値に基づく人口偏差を正当化する可能性を否定しなかった）。

2 人口格差の測定方法

特定の区割案における「理想的（平均的）選挙区」の人口は、選挙単位の総人口を議員定数で割ることによって算出され、それより人口の多い選挙区は「過小代表（underrepresented）」を、またそれより人口の少ない選挙区は「過大代表（overrepresented）」を発生させる。そして選挙区間の人口格差は、次の方法で測定できる。(i)最小選挙区の人口に対する最大選挙区の人口の割合（たとえば4対1）、(ii)最大選挙区と最小選挙区の人口差、(iii)議会の過半数を選出するために必要な最少人口、(iv)実質的な程度に過小代表または過大代表の選挙区数、(v)理想的選挙区からの最大選挙区と最小選挙区の人口偏差（百分率）を合計した最大偏差¹²。

連邦最高裁は、後述する1967年の Swann 事件以来、右の(v)の最大偏差を一般的に使用する¹³。たとえば人口100万人の州が10選挙区で10人の議員を選出し、選挙区人口の最大が11万人、最小が9万人であったとすると、最大偏差の計算は以下の通りになる。(a)理想的選挙区の人口は州人口の100万人を選挙区数の10で割った10万人である、(b)理想的選挙区からの最大選挙区の人口偏差は後者の人口である11万人を前者の人口である10万人で割った110%（すなわち+10%）である、(c)同様に理想的選挙区からの最小選挙区の人口偏差は9万人を10万

人で割った90%（すなわち-10%）である、こうして(d)最大偏差は110%から90%を引いた20%となる¹⁴。

III 人口偏差の許容基準

1 連邦議会下院選挙区

同等人口の選挙区割は、非人口的要素を考慮しなければ実行可能である¹⁵。しかし Wesberry 事件・Reynolds 事件は「実行可能な限り」人口に基づく区割を要求し、「1人1票」原則からの逸脱が許容される余地を示唆したが、両事件で人口偏差の許容基準は具体的に示されなかつた。その後の1969年から1973年の一連の事件で連邦最高裁は、憲法1条2節に服する連邦下院選挙区と、修正14条の平等保護条項に服する州議会・地方政府の選挙区を区別し、前者に後者よりも厳格な基準を適用する二分法を確立した。

連邦最高裁は前述した1969年の Kirkpatrick 事件で、連邦下院選挙区に適用される「『実行可能な限り』の基準を明らかに」した。1960年国勢調査値によれば、ミズーリ州内の10選挙区の平均人口は43万1981人で、最大選挙区はそれより1万3542人（偏差は3.13%）多く、最小選挙区はそれより1万2260人（偏差は2.84%）少なく、最大選挙区と最小選挙区の人口差は2万5802人（最大偏差は5.97%）と小さかった。しかし連邦地裁は本件区割法を「実行可能な限り」同等人口に対する同等代表という憲法上の基準を充足しないと判示し、連邦最高裁もそれを支持した。

連邦最高裁はまず、本件人口偏差は微小（de minimis）であるため「実行可能な限り」の基準を充足し、その正当化は不要であるとする州の主張を拒絶した。連邦最高裁は、(i) 平等を実行可能な限り達成できる程度は、州毎にまた選挙区毎に異なること、(ii) 人口偏差を微小とみなす数値基準（cutoff point）の選定は必ず恣意的になること、(iii) 一定範囲の人口偏差を微小と認めたならば、州議会はその範囲内に偏差を押さえる努力しかせず、人口平等を追求する努力を行わなくなることを理由に挙げて、「特定の事件の事情に関係なく、人口偏差を許す」固定した微小な偏差の数値基準の採用は「実行可能な限り」の趣旨に反すると判示した。

連邦最高裁は続けて、適切な審査基準につき、「『同等人口に対する同等代表が連邦下院の根本的目標である』から、『実行可能な限り』の基準は、州が正確な数学的平等を達成する誠実な努力（good-faith effort）を行うことを要求する。連邦下院選挙区間の人口偏差がそのような努力にもかかわらず生じたとの立証がなされなければ、その偏差がいかに小さくともその正当化が州に要求される」、それゆえ憲法1条2節の要請により「限定的な人口偏差が許容されるのは、絶対的平等を達成する誠実な努力にもかかわらずそれが不可避である場合か、または、その正当化が立証された場合に限られる」と判示した。この二分枝テストを適用して、連邦最

高裁はまず本件の人口偏差を「不可避ではない」と結論し、その理由として、(i)本法は政治的妥協に基づく一時しのぎの法律にすぎなかったこと、(ii)地方政府をそっくり隣接する選挙区に移動させるだけで数的平等にもっと近づく選挙区を作成できたこと、(iii)区割案の作成にあたって州議会が国政調査値ではなく不正確なデータに依拠したこと、(iv)州議会が人口偏差を著しく縮小する別の区割案を検討もせずに拒否したことを指摘した。連邦最高裁はまた「州は選挙区間の人口偏差を十分正当化していない」と結論し、州が主張した次の正当化理由、すなわち(i)経済的・社会的な利害関係を共有する地域の分断を避けること、(ii)区割法の制定に生来する「党派政治」に配慮して実行可能性を判断すること、(iii)郡・市等の地方政府の分断を避けること、(iv)地理的に密接した(compact)選挙区を作成すること、(v)予測される人口移動に配慮すること、(vi)選挙区間の適格有権者数の違いに配慮することをすべて拒絶した。なお右の(v)および(vi)の正当化につき一般論として、連邦最高裁が前者を条件付きで承認し、後者の判断を保留したことは前述した¹⁶。

また1973年のWhite v. Weiser (412 U.S. 783) 事件で連邦最高裁は、もっと人口偏差が小さなテキサス州の連邦下院区割法を違憲とした。州内24選挙区の平均人口は46万6530人で、最大選挙区(47万7856人)はそれより2.43%大きく、最小選挙区(45万8581人)は1.7%小さく、最大偏差は4.13%であった。連邦最高裁は、Kirkpatrick事件の二分枝テストを適用し、(i)選挙区間の人口偏差をさらに縮小する2つの代替案(最大偏差を0.149%, 0.284%に縮小)が存在するため、本件人口偏差は不可避でなく、(ii)また郡・市等の地方政府の分断を回避する州の利益は人口偏差の正当化理由として認められないと判示した。州はさらに「現職議員と選挙民との現在の関係を維持し、連邦下院における州選出議員の先任順位(seniority)を確保する」州の政策を主張した。連邦最高裁は「この利益を軽視しない」と評したもの、偏差を縮小する前述の代替案も同様にこの目的に仕えるものであったため本件偏差はこの利益の達成に不要であると結論し、その利益が偏差の正当化に十分かどうかの判断を保留した。

連邦最高裁は、その後の1983年のKarcher v. Daggett (462 U.S. 725) 事件で、Kirkpatrick事件の二分枝テストを次のように定式化した。「まず裁判所は、選挙区間の人口偏差を、同等人口の選挙区を作成する誠実な努力によって縮小または完全に除去できたかどうかを審査しなければならない。区割法を争う原告は、この問題に関する立証責任を負担しなければならず、そしてその偏差を回避できたと原告が立証できない場合、当該区割案は支持されなければならない。しかしその人口偏差が平等を達成する誠実な努力の結果でなかったと原告が立証できる場合、選挙区間の各偏差が一定の正当な目標を達成するために必要であったことを立証する責任を州が負担しなければならない」¹⁷。本件はニュージャージー州の連邦下院区割法に関わり、州内14選挙区の平均人口は52万6059人、最大選挙区の人口は52万7472人、最小選挙区の人口は

52万3798人で、最大偏差はわずか0.6984%であった。それでも連邦最高裁は、(i)「一握りの市を別の選挙区に移動させるだけで」最大偏差を縮小できるため本件偏差は明白に回避できたこと、(ii)州の主張する偏差の唯一の正当化理由（人種的少数集団の投票力の確保）は本件偏差と無関係であることを指摘し、本件区割法を違憲と判示した。

なお Karcher 事件の傍論で連邦最高裁は、「密接した選挙区の作成、市の境界の維持、旧選挙区の中心部の温存、現職議員同士の争いの回避」や Kirkpatrick 事件で主張された「選挙区間の適格有権者数の違い、予測される人口移動」を含む一貫して適用される立法政策は「適切に立証されれば小さな人口偏差を正当化しうる正当な目的」になると指摘し、Kirkpatrick 事件で明確に拒絶した事由（密接した選挙区の作成、地方政府の境界維持）も偏差の正当化理由になる可能性を示唆した。この傍論はまた、人口偏差の正当化に必要な立証が「偏差の大きさ、州の利益の重要性、区割案全体におけるその利益の一貫性、その利益を実質的に助長しかつ人口の平等にもっと近づく代替案の利用可能性」に応じて変わることを指摘し、利益衡量テストの採用を示唆した。これらの指摘は、区割事件が事件毎に審査されるため、事件の事情によってある裁判所で拒絶された正当化が別の裁判所で認められる場合のあることを示したものといえる。他方でこの傍論は、その人口偏差が特定の目的達成のため必要であったことを、州は単なる一般的な主張ではなく「明確に」立証しなければならないことも指摘した¹⁸。

2 州議会と地方政府の選挙区

連邦最高裁は、Reynolds 事件で「州議会の区割に関して、連邦下院の区割よりもある程度の柔軟性 (some more flexibility) が憲法上許容される」と示唆したが、フロリダ州議会上下両院の区割法を違憲とした1967年の Swann v. Adams (385 U.S. 440) 事件でも「微小な偏差は不可避であるが、上院選挙区間の30%の偏差と下院選挙区間の40%の偏差を微小とみなすことはできず、……この規模の偏差が是認されるためには正当な州の政策に基づく十分な説明が必要である」と判示した。連邦下院選挙区と州議会選挙区の審査基準の二分法を連邦最高裁が明確に認めたのは、1973年の Mahan v. Howell (410 U.S. 315) 事件であった。

Mahan 事件はバージニア州議会下院の区割法に関わり、下院議員 1 人当たりの平均人口は 4 万685人で、最大偏差は16.4% (6.8%の過大代表選挙区から9.6%の過小代表選挙区まで) であった。この人口偏差は、伝統的な郡・市の境界を維持したいという州議会の意思に起因した。連邦地裁は Kirkpatrick 事件に依拠し同法を違憲と判示したが、連邦最高裁はそれを破棄した。連邦最高裁は「憲法 1 条 2 節に服する連邦下院選挙区割では人口のみが合憲性の唯一の基準であったのに対し、平等保護条項に服する州議会選挙区割にはもっと広い自由度が州に与えられてきた。……この二系統の事件間の二分法は一貫して維持されてきた」と述べ、州議

会区割案の合憲性は Kirkpatrick 事件の厳格な「絶対的平等」テストではなく、Reynolds 事件の平等保護のテストによって判断されるべきであると判示した。そして連邦最高裁は、(i) 当該区割案が「合理的な州の政策を助長すると合理的に言えるかどうか」、(ii) もしそうであれば、「当該区割案で生じた選挙区間の人口偏差が憲法上の限界を超えるかどうか」を問う二分枝テストを本件に適用した。連邦最高裁は、この(i)のテストにつき、地方政府の境界を維持する州の利益は合理的であり、本件区割案はその利益の達成に合理的に関連していると結論し、また(ii)のテストにつき、「16.4%の最大偏差は許容される限界に近づくが、当法廷はそれを超えているとは思わない」と結論した。

Mahan 事件から 4 ヶ月後の Gaffney v. Cummings (412 U.S. 735, 1973) 事件と White v. Regester (412 U.S. 755, 1973) 事件で連邦最高裁は、Mahan テストのさらに柔軟な適用を促した。すなわち連邦最高裁は、「州議会選挙区間の数学的平等からの軽微な偏差 (minor deviations) は、修正14条に基づく不当な差別の一応の主張 (prima facie case) を立証するのに不十分であり、それゆえ州の正当化を要しない」 (Gaffney 事件) と判示した。そして Gaffney 事件ではコネチカット州議会下院選挙区の7.83%の最大偏差、White v. Regester 事件ではテキサス州議会下院選挙区の9.9%の最大偏差が争われたが、連邦最高裁は、両事件の偏差とも不当な差別の一応の主張を立証せず、その偏差について州の正当化は不要であると結論した。その後、連邦最高裁は1983年の Brown v. Thompson (462 U.S. 835) 事件で先例を要約して「当法廷の先例は一般的に、人口の最大偏差が10%未満の区割案がこの軽微な偏差の範疇に入ることを確立してきた。しかしそれより人口偏差が大きい区割案は差別の一応の主張を立証し、それゆえ州によって正当化されなければならない」と述べ、1993年の Voinovich v. Quilter (507 U.S. 146) 事件でもこの指摘を再確認した。

こうして人口偏差の許容基準につき、ある論者は「本質的に連邦最高裁は、州および地方の区割案の合憲性を判定する 3 段階基準を展開してきた。第 1 段階で、10%未満の最大偏差は微小とみなされ、それゆえ文面上合憲である。第 2 段階で、10%からおよそ16.4%までの偏差はそれが支持される前に、選挙区割を行う機関による十分な正当化が要求される。第 3 段階で、およそ16.4%を超える偏差は違憲の推定を受ける」と整理する¹⁹。ただし第 3 段階の許容される限界の偏差は連邦最高裁が明言しないため、論者により、16.4%あるいは20%と推測されている²⁰。

ところで Reynolds 事件は、区割案の作成で州が正当に配慮できる「合理的な政策」の例として、(i) 地方政府の境界の維持、(ii) 隣接地域から成る密接した選挙区の作成、(iii) 小選挙区、大選挙区または合併選挙区 (foterial district) の採用または回避を列挙した²¹。このうち連邦最高裁がその後の事件で実際に10%以上の偏差の正当化理由と認めたのは、(i) の地方政府

府の境界維持だけである（Mahan 事件）。前述した1993年の Voinovich 事件でも連邦最高裁は、オハイオ州議会の区割案は最大偏差が10%を超えるため原告は差別の一応の主張を立証しており、その偏差の正当化が州に要求されると確認した後、連邦地裁が郡の境界を維持する州の利益をその正当化として認めなかったのは当法廷の先例（Mahan 事件）に反すると判示した。なお偏差10%未満の平等基準を充足する区割案では、二大政党の州内の政治力を反映した当選議員の構成を達成する「政治的公平原則」に配慮することも許される（Gaffney 事件）²²。

しかし他方で連邦最高裁は、「単なる歴史や経済的利益その他の集団利益」、「地理」（以上は Reynolds 事件）、「州議会内の都市部・農村部間の勢力均衡」、特定の市民集団（軍人）の選挙区人口からの差別的排除（以上は Davis v. Mann (277 U.S. 678, 1964) 事件）に基づく正当化を拒絶した。なお1975年の Chapman v. Meier (420 U.S. 1) 事件では連邦最高裁は、連邦地裁の命じたノースダコタ州上院の区割案を違憲とし、(i) 少数派の投票力の確保、(ii) 人口の点在、(iii) 州を分断する川の存在、(iv) 地理的境界や地方政府の境界の尊重はいずれも20%の偏差の正当化として不十分であると判示した。

このように州議会区割案で「『地方政府の境界維持』のような他の正当な目的の追求を州に許容するために、人口の平等からのある程度の逸脱が必要であること」（Brown 事件）を認め根拠として、連邦最高裁は、憲法上の根拠規定の違い（すなわち憲法1条2節ではなく平等保護条項に服すること）だけでなく、次の2つの実際的理由も指摘する。すなわち(i)「州内で配分される州議会の議席数は連邦下院の議席数よりも非常に多いので、地方政府の境界を広く使用することは州議会の区割作業を容易にする」こと、(ii)「地方政府に州議会での発言権を確保する」ため「地方政府毎に独自の議員を与えることは州の合理的配慮である」（その根拠として、(a)「地方政府がしばしば州政府の運営に付随する責任を担っている」、(b)「多くの州で州議会の主たる活動が特定の地方政府のみを対象とするいわゆる地方特別法（local legislation）の制定である」、(c) 地方政府の境界に沿った選挙区の作成が「ゲリマンダリングの可能性を阻止する」）こと（Mahan 事件 [Reynolds 事件を引用]）²³。

なお、後に検討するように「1人1票」原則は一定の地方政府の選挙区にも及び、その場合、州議会選挙区と同じ基準が適用される。ただ「若干大きな偏差（slightly greater percentage deviations）」が許容されるかもしれない²⁴。1971年の Abate v. Mundt (403 U.S. 182) 事件で連邦最高裁は、ニューヨーク州ロックランド（Rockland）郡理事会の18人の理事を5つの選挙区から選出する区割案を支持した。各選挙区は郡内の5つの町に合致しており、人口1万2114人の最も小さな町に1人の理事を配分し、他の町の理事数はその町の人口を最も小さな町の人口で割った商を四捨五入した数値とされた。選挙区間の理事1人当たり人口の最大偏差は、11.9%（7.1%の過小代表選挙区から4.8%の過大代表選挙区まで）であった。連邦最高裁は、

郡と町の政府間の緊密な協力関係を助長するため5つの町の理事が郡の理事に就任してきたという100年に及ぶ長い歴史に基づき、本件偏差が正当化されると判示した。そのさい連邦最高裁は、連邦下院や州議会と比べて地方政府の立法機関の場合はその構成員の人数もまたその選挙区人口も少ないという事実を挙げて、実効的な地方政府のためには「その組織構成において相当の柔軟性」が必要であり、「地方政府の区割案で若干大きな偏差が許容される」と指摘した。

また前述した1983年のBrown事件は、人口偏差が極端に大きいワイオミング州議会下院の区割法に関わった。区割法は定数を64と定め、議員1人当たりの理想的人口は7337人であったが、その半分にも満たない人口2924人のニオブララ(Niobrara)郡を含む各郡に最低1議席を配分したため、16%の平均的偏差と89%の最大偏差が発生した。だが本件原告はニオブララ郡に1議席が配分された点に絞って争い、同郡を近隣郡に合併し定数を63に減らす代替案の採用を主張したため、連邦最高裁は区割法全体の合憲性を検討しなかった。5人の法廷意見は、本件争点を「郡の境界を維持する州の利益が、同郡の1議席を定める規定から生じる人口平等からのさらなる偏差を正当化するかどうか」であると限定的に捉え、区割法のこの規定につき合憲と判示した。その理由として法廷意見は、(i)同郡への1議席の配分は人口偏差の重大な要因ではない(定数を63とする代替案でも平均的偏差を16%から13%，最大偏差を89%から69%に減じるにすぎない)，(ii)この規定は郡の境界維持という州の一貫した正当な利益の無差別な適用として正当化されると指摘した。なお、この法廷意見に加わった2人の裁判官は別個に同意意見を書き、「郡の境界維持という強力な州の利益に照らしても、89%の最大偏差の州議会区割案が合憲性審査で生き残ることに対して、私は重大な疑念を抱く」と付言した。また4人の反対意見はむしろ区割法全体を検討し、人口偏差の程度は憲法上許容される限界を超えていると主張した。本事件は争点が限定されたため従前の審査基準を変更するものではないが、地方政府の境界維持が強力な正当化であることを示唆している²⁵。

3 裁判所の命じる区割案

連邦裁判所が州議会の区割案を違憲とした後、時間的制約のため自ら作成した区割案の実施を命じる場合、州の機関が作成する場合よりも厳格な基準が要求される。前述した1975年のChapman事件で連邦最高裁は、51人の上院議員中18人を5つの大選挙区で選出し、最大偏差が20.14%である連邦地裁の命じたノースダコタ州議会上院区割案を違憲とした。連邦最高裁は、本件偏差を州作成の区割案で確立された基準(Mahanテスト)さえ充足しないと付言しながらも、さらに「裁判所が命じる区割案(court-ordered plan)は、州自身の区割案よりも高い基準で評価されなければならない。裁判所の区割案の場合、人口平等からのいかなる偏差も、歴史的に重大な州の政策または顕著な特徴の表明により支持されなければならない。……

説得力のある正当化がなければ、裁判所の命じる区割案は、大選挙区の使用を回避し、また微小な (de minimis) 偏差を超えない範囲で人口平等の目標を達成しなければならない」と判示した。

また1977年の Connor v. Finch (431 U.S. 407) 事件でも連邦最高裁は、上院で16.5%、下院で19.3%の最大偏差がある連邦地裁の命じたミシシッピ州議会両院の区割案を違憲とした。連邦地裁は本件偏差を正当化するため、州内の88郡の境界を維持する一貫した州の政策（さらに立法権を持たない郡に代わって州議会議員が郡の要望する地方特別法を提案する事実）を指摘した。しかし郡間で人口が一樣でない同州で郡の境界維持が事実上不可能なことを地裁自身も過去に認めていたため、連邦最高裁はその正当化に納得しなかった。連邦最高裁は、本件偏差を微小とみなすことはできず、そのような人口平等からの実質的な偏差は「やむにやまれない正当化がなければ、裁判所の命じる区割案では許されない」と判示した。そして連邦最高裁は「Chapman 事件は、裁判所の命じる区割案では、郡の境界を維持するために Reynolds 事件の基準から逸脱する自由度は、州議会の作成した区割案と比べて相当狭まること、そして、実質的な人口の不平等に直面してこのような政策に従う特別の理由を説明する責任は、相応してより重くなることを確立した。本件で地裁は、郡境界の維持を裁判所に許すような同州の政治構造の『顕著な特徴』を特定しないため、『微小な偏差の範囲内で人口平等の目標を達成する』という裁判所の義務に違反する」と指摘した²⁶。

両事件は裁判所の命じる区割案の場合、(i) 人口偏差、(ii) 大選挙区の使用の 2 点に関して州作成の区割案に認められる「柔軟性」を制限する。なお裁判所の命じる区割案に要求される微小な偏差は、州作成の区割案で軽微な偏差と判断される 10%未満と推測される²⁷。

IV 「1人1票」原則の適用範囲

1 地方政府の選挙

(1) 一般的な統治権を持つ地方政府 連邦最高裁は1968年の Avery v. Midland County (390 U.S. 476) 事件で「1人1票」原則の適用を地方政府の選挙に拡大した。しかし「呆然とするほど (staggering)」多種多様な地方政府の存在は、どんな地方選挙がこの原則に服するのかという新たな問題を提起した。

まず Avery 事件の前年、 Sailors v. Board of Education (387 U.S. 105, 1967) 事件と Dusch v. Davis (387 U.S. 112, 1967) 事件で連邦最高裁は、2種類の特殊な地方選挙を「1人1票」原則の適用から除外した。Sailors 事件で、ミシガン州ケント (Kent) 郡教育委員会の 5 人の委員は、住民の直接選挙ではなく、住民の選挙で選ばれた委員から成る各地方教育委員会がそれぞれ 1 人ずつ指名した代表者の会議で選出された。各地方教育委員会にその人口に關係なく

等しく1票を与える郡教育委員の選出方法は、前述のGray事件で違憲とされた郡単位制に類似すると主張された。これに対し連邦最高裁は、(i)郡教育委員会の機能は立法ではなく「本質的行政(administrative)」であること、(ii)郡教育委員の選出方法は「選挙ではなく、基本的に任命である」ことを指摘し、「郡教育委員の選出は選挙ではなく、かつ、そのような非立法的公務員に[選挙は]要求されないので、『1人1票』原則は無関係である」と判示した。

Dusch事件では、バージニア州バージニアビーチ(Virginia Beach)市議会議員は選挙区を置かず全市民の選挙で選出されたが、市内に都市部・農村部・観光地という異質な地区が含まれたため、11人の議員中7人には市内7地区の各々の居住者であることを要求した。各地区の人口は733人から2万9048人まで様々であった。なお残る4人の議員には居住要件は課されなかった。連邦最高裁は、各議員は彼が居住する地区だけでなく全市を代表しており、「市内の地区を投票や代表の基礎でなく、単に候補者の居住の基礎として使用する」だけでは「1人1票」原則に違反しないと判示した。なおDusch事件を根拠に、郡内4地区の居住者の中から各1人を全郡の選挙で選出するアラバマ州ダラス郡理事会選挙を支持したDallas County v. Reese(421 U.S. 477, 1975)事件もある。

さてAvery事件で「1人1票」原則を適用した地方選挙は、テキサス州ミッドランド郡の郡理事会選挙であった。5人の郡理事中1人は全郡で選出され、可否同数の場合のみ投票に加わった。残る4人の理事は4選挙区から選出されたが、郡人口の95%がミッドランド市を含む選挙区に集中したため各選挙区の人口には6万7906人、852人、828人、414人と極端な開きがあり、田舎に住むごく少数の住民が郡理事の多数を選出した。本件選挙の擁護論として次の3つの主張が展開された。(i)州議会の区割さえ適切に行われていれば、州の創造物である地方政府への「1人1票」原則の適用は不要である、(ii)郡理事会は州議会に匹敵する立法機能を持たず、郡事務の行政がその主たる機能であるためこの原則に服さない、(iii)郡内はミッドランド市域と市以外の区域に分かれ、市の住民は市の自治に参加しその市からほとんどのサービスを受けるため、郡理事会は市域と市以外の区域の双方の管轄権を持つものの、実際には市以外の田舎の区域の政府であり、市以外の区域の住民に有利な区割には正当な理由がある。連邦最高裁はこれらの主張に対し逐一反論し、(i)地方政府の設立は各州の裁量事項であるが、各州が実際に広範な政策決定を地方政府に委ね、それに代表民主制を採用する以上、「1人1票」原則は地方政府にも適用される、(ii)郡理事会は立法・行政・司法の三権に分類が困難な混合的機能を持つ郡の統治機関であり、「郡内のすべての市民に広く影響する数多くの決定権」(税率の決定、課税評価の均一化、公債の発行、予算の決定)を持っている、(iii)郡理事会の権限には、田舎の区域の事務のみならず、市の住民を含む「すべての市民に影響する相当数の決定権」(建築物の保全、福祉サービスの提供、課税、空港・図書館の建設や連邦食料切符計画へ

の参加) が含まれていると指摘した。そして連邦最高裁は、「憲法は、その機関が仕える地理的区域全体に対して一般的な統治権 (general governmental powers) を持つ地方政府の機関の選挙区割において、同等人口からの実質的な逸脱を許さない」と判示した。

2年後の *Hadley v. Junior College District* (397 U.S. 50, 1970) 事件では、連邦最高裁は「1人1票」原則をカンザス都市圏短大区 (Junior College District of Metropolitan Kansas City) の理事選挙に適用した。同短大区は8つの学校区の住民投票で設立され、短大区の6人の理事を6歳から20歳までの就学人口に基づき各学校区に配分したが、就学人口の60%を有するカンザス市学校区には理事の50%の3人しか配分されなかった。短大区の理事は、税の賦課・徴収、公債の発行、教員の採用・解雇、学生の懲戒等のほか短大の運営全般に権限を持っていた。連邦最高裁は、短大理事の権限は *Avery* 事件の郡理事ほど大きくなはないが、「1人1票」原則の適用に十分なほど「その権限は一般的でかつ短大区全体に影響力を持つ」と認定した。そのうえ連邦最高裁は、「立法的」公務員と「行政的」公務員を区別し前者の選挙にのみ「1人1票」原則の適用があるとする *Sailors* 事件で示唆した主張を明確に拒絶した。連邦最高裁はその理由として政府活動の三権への分類の困難さ (*Avery* 事件の(ii)の反論) を指摘した後、「それゆえ当法廷は本日、一般原則として、州または地方政府が統治機能を遂行するために人民の選挙によって人を選出することを決めた場合は常に、修正14条の平等保護条項は各有権者にその選挙に参加する平等な機会が与えられなければならないことを要求し、公選機関の構成員が各選挙区から選出される場合、各選挙区は実行可能な限り同数の有権者が比例的に同数の公務員に投票することを確保するように画定されなければならないと判示する。……教育は伝統的に重大な統治機能であり、その選挙を州が全有権者に開放する理事は、統治に関わる公務員である」と判示した。

さらに1989年の *Board of Estimate v. Morris* (489 U.S. 688) 事件で連邦最高裁は、ニューヨーク市評議会 (Board of Estimate of City of New York) の1地区1票 (one borough, one vote) 制度を違憲と判示した。19世紀末の湾岸地域の合併で誕生した大ニューヨーク市は、市域に含まれる5郡の境界に沿って5地区 (Bronx, Brooklyn, Manhattan, Queens および Staten Island [1975年以前の名称は Richmond]) に区分される。市評議会は、全市で選出される3人の特別職 (市長、会計検査官、市議会議長) と、5つの各地区がそれぞれ選出する5人の地区代表で構成された。評議会の採決で3人の特別職が各2票 (ただし市長は予算案の採決に不参加)、5人の地区代表が各1票を投じた。最小人口 (35万2151人) のスタテンアイランド地区的約6倍に当たる最大人口 (223万936人) を有するブルックリン地区的有権者が、本件を訴えた。連邦最高裁は、評議会は市の財産管理や都市計画を含む市政府に匹敵する広範な権限を付与されており、また予算案の承認・修正には評議会と市議会の両者の同意が必要なため評議

会は市議会とともに立法機能を共有すると認定した。それゆえ連邦最高裁は Hadley 事件に依拠し、「市の700万人の住民に及ぶ土地利用・許可・契約に関する権限とともに、前会計年度250億ドルを超える市予算を策定する大きな権限は、市評議会を、平等保護の制約に従う選挙を要求するのに十分なほど『その権限が一般的でかつ当該地域全体に十分影響力を持つ』統治機関の範疇の中に適格に位置づける」と結論した。

なお Morris 事件では地区選出者以外に全市選出者が存在したため、人口偏差の測定方法が問題になった。原審の州最高裁は3人の全市選出者の存在を無視し地区間の最大偏差を132.9%と算出したが、連邦最高裁はそれを拒絶し、「各地区の有権者は地区代表と同様に全市選出者にも投票し、彼らはまた後者によって代表される。それゆえ投票力や代表が実質的に平等であるかどうかを判定する際に、全市選出者は計算上重要な要素であり、無視されるべきでない」と述べ、全市選出者の各2票も各地区に比例配分して算出した78%の偏差を採用した²⁸。

(2) 特別目的の地方政府 しかし他方で連邦最高裁は、Hadley 事件で「その職務が通常の統治活動から非常にかけ離れておりかつ個々の集団に非常に不釣り合いに影響力を持つため [『1人1票』原則] に従う人民の選挙が要求されない一定の公務員」が存在する可能性を認め、また Avery 事件でも「一定の選挙民に他の選挙民よりも影響力を持つ機能の遂行を割り当てられた特別目的の政府機関」の場合につき判断を保留していた。これらの傍論に基づき、連邦最高裁は1973年の Salyer Land Co. v. Tulare Lake Basin Water Strage District (410 U.S. 791) 事件と1981年の Ball v. James (451 U.S. 355) 事件で、公選の政府機関が特別目的である場合に「1人1票」原則の適用を否定した。

Salyer 事件は、カリフォルニア州法に基づき農地の灌漑用水の確保・供給のために設立された水利区の理事選挙に関わった。理事選挙で農地所有者だけが投票を許され、農地の評価額100ドルにつき1票の割合で票を投じた。同区の農地19万3000エーカーの85%を4つの会社が所有し、最大の所有者である1つの会社が理事会を支配した。同区内に77人が住み、同区が原因で洪水の被害を受けた住民等が、自分達もまた同区の運営に利害関係があると主張して争った。連邦最高裁は、「本件水利区は、その特別で限定的な目的と、その活動が持つ土地所有者集団に対する不釣り合いな影響力のため、[『1人1票』] 原則の例外に該当する」と判示し、次の2点を指摘した。(i) 同区は区内の農業用水の確保・供給に従事するにすぎず、市政府が通常行う一般的な公共サービス（「学校・住宅・交通・公益事業・道路」「消防署・警察」）を提供しないため、その目的は限定的である、(ii) 同区の事業費は土地を基準に査定され、その運営の経済的負担を担うのは住民ではなく土地所有者であるため、その活動は土地所有者に不釣り合いに影響力を持つ。なお Salyer 事件と同日判決の Associated Enterprises, Inc. v. Toltec Watershed Improvement District (410 U.S. 743, 1973) 事件でも同様に連邦最高裁は、その

投票を土地所有者に限定し土地の面積に応じて票を配分するワイオミング州の水利区創設の住民投票を支持した。

また Ball 事件で連邦最高裁は、Salyer 事件の「1人1票」原則の例外を、アリゾナ州の大規模な水利区 (Salt River Project Agricultural Improvement and Power District) の理事選挙に適用した。本件水利区でも理事選挙の投票資格は土地所有者に限られ、その票は所有する土地の面積に応じて配分された。だが Salyer 事件の水利区と異なり、本件水利区内の人口はフェニックス都市圏を含む州人口の約半数に及び、同区は23万6000エーカーの土地に水を供給するだけでなく、水力発電で得た電力を24万世帯に販売する州内最大級の電力供給者でもあった。水の40%は非農業用として都市部に供給するほか、同区の収入の98%は電力収入で賄われていた。それでも連邦最高裁は、「同区の目的が十分に限定的 (specialized and narrow) であるかどうか、かつ、[『1人1票』原則] の適用が要請される一般的な統治権を持つ公共団体と同区を区別するに足るほど、その活動が土地所有者に不釣り合いに影響するかどうか」を問う Salyer 事件の示した二分枝テストを適用し、同区はこのテストを充足すると判示した。5人の法廷意見は、(i) 同区は通常の統治機能 (従価税・売上税の賦課、市民の行動を取り締まる法律の制定、道路管理、学校運営、衛生・保健・福祉サービス) に従事せず、同区の設立目的 (同区の土地所有者のために水をダムで貯蔵し水路で供給すること) は非常に限定的である (電力供給はそれ自体一般的で重要な政府機能ではなく、それは同区の主目的たる水の供給に付随して認められているにすぎない) こと、(ii) 投票資格のある土地所有者だけが土地の面積に応じて同区の課税権に服し、彼らの土地だけが同区の公債の担保に付されることを指摘した。法廷意見はまた、(i) 同区は免税の公債発行による資金調達を州から許された正規の公共団体であるが、「本質的には特定の土地所有者集団が設立しその利益を得る私企業 (business enterprise)」であること、(ii) 電力を購入する投票資格のない住民と同区は「本質的に消費者と彼らの購入先である私企業との関係」であり、消費者である住民の多さは「1人1票」原則の適用と無関係であること、(iii) 電力の消費者ではなく、土地所有者が同区の資本やその借入の保証に土地を提供してきたことを指摘した。これに対し4人の反対意見は、電力と水の供給を統治機能ではなく私企業の活動とみなす法廷意見の見解は先例に反すると主張した。

こうした地方政府への「1人1票」原則の適用は、論者により、地方政府の「民主主義モデル」(Avery 事件・Hadley 事件) と「私有財産 (proprietary) モデル」(Salyer 事件・Ball 事件) の二者択一的アプローチと把握されている。すなわち前者は地方政府を小規模の民主主義的政治体とみなし「1人1票」原則の遵守を要求するのに対して、後者はそれを私企業とみなし、「地方政府の組織に関する州の決定を著しく尊重し、地方選挙の投票における地方住民の利害を軽視する」ものであり、そして連邦最高裁は特定の地方政府を両者のどちらか一方に

形式的に分類じこの原則の適用の有無を決定づけているという²⁹。また「一般目的の政府機関と（時々『私有財産（proprietary）』と呼ばれる）特別目的の政府機関の区別は、流動的で不明瞭である」ため、この原則の適用がある地方政府につき下級審の結論は混乱を来している³⁰。

なお2000年の Rice v. Cayetano (528 U.S. 495) 事件で、Salyer 事件・Ball 事件の「1人1票」原則の例外が、人種に基づく投票資格の制限を正当化するかが争点になった。本件は、ハワイ人（1778年以前にハワイ諸島に居住した者の子孫）の援助計画を実施する州機関（Office of Hawaiian Affairs）の理事選挙に関わり、この選挙の投票資格を右のハワイ人に制限する州憲法の規定が争われた。連邦最高裁は「先祖は人種の代用である」と認め、これを修正15条に違反すると判示した。州は、この投票資格の制限は同機関の目的が限定的であるため支持されると主張した。連邦最高裁はその主張を拒絶し、Salyer 事件・Ball 事件が本件のごとき権限と責任を持つ機関の州規模選挙に適用されるかも決して明らかでないとしながらも、「本件の問題は修正14条の『1人1票』要件ではなく、修正15条の人種的中立性の要請である。当法廷の特別目的区の先例で、修正14条の『1人1票』原則の遵守が修正15条の遵守を免除すると示唆したものはない」と指摘した³¹。

また1989年の Quinn v. Millsap (491 U.S. 95) 事件では、住民投票で提案するセントルイス（St. Louis）市とセントルイス郡の政府組織再編案を起草する委員会（board of freeholders）の委員の任命資格を不動産所有者に制限するミズーリ州憲法の規定が争われた。連邦最高裁はこれを平等保護条項に違反すると判示し、「同委員会の職務は土地所有者に関係なく、市と郡のすべての市民に影響する」点を挙げて Salyer 事件・Ball 事件と区別した。

2 公務員の公選制・任命制と裁判官の選挙

(1) 公務員の選挙と候補者指名手続 前述した Hadley 事件は「1人1票」原則の適用を、立法的公務員・行政的公務員を問わず「通常の統治機能」を遂行するすべての公務員の選挙に拡大した。同事件で連邦最高裁は、この原則の適用を決定づける要素は選挙の対象である公務員の職務ではなく、むしろ「公務員が人民の投票で選出される」という選挙の事実であると強調した。なおこの原則が公務員を選出する選挙のみならず、候補者の指名手続に適用されることは前述の Gray 事件のほか、1969年の Moore v. Ogilvie (394 U.S. 814) 事件でも確認された。Moore 事件で連邦最高裁は、大統領選挙に新党から立候補する場合、州内102郡中50以上の各郡の200人を含む合計2万5000人の有権者の署名に基づく請願によって候補者に指名されることを要求するイリノイ州法を違憲と判示した。有権者の93.4%が居住する人口の多い49郡の選挙民は新党の候補者を指名できないのに、6.6%しか居住しない残る53郡の2万5000人にはそれができた。連邦最高裁は、州法を「田舎の地域を優遇し、州内の人口の多い郡の住民を差別

する」もので、「1人1票というわが国の代表民主制の基礎に敵対する」と結論した。

(2) 公務員の任命制 しかし公務員の選定に関して州が選挙ではなく任命制を採用する場合、「1人1票」原則は適用されない。前述した Sailors 事件で連邦最高裁は、「当法廷は、本件で関わった非立法的な州・地方の公務員を選挙でなく州知事・州議会等の任命で選定できないとする憲法上の理由を見いだせない」と判示した。また1966年の Fortson v. Morris (385 U.S. 231) 事件で連邦最高裁は、州知事選挙で過半数の票を得た候補者がいない場合、得票数の多い上位2候補の中から州議会が知事を選出すると定めるジョージア州憲法の規定を5対4の僅差で支持した。4人の反対意見は前述の Gray 事件を根拠に、この州議会の知事選出は「人民の選挙手続の一部分」であり、「『1人1票』原則に反し、その選挙で投じられた票を偏らせる」(州議会議員が自分の選挙区で最多票を得た知事候補に投票した場合でも、その議員の投票は他候補に投じられた票を無視することになる)と主張した³²。それに対し5人の法廷意見は、これを人民の選挙の「代替手段」とみなして Gray 事件と区別し、「州に対して、知事またはその他の公務員を任命や州議会の選挙ではなく人民の選挙で選出することを要求」しないと判示した。法廷意見はまた、州はすでに2回の予備選挙(決選予備選挙を含む)と一般選挙を主催し、「州規模選挙は時間や費用を要するため、選挙の繰り返しを避ける州民の決定は不思議ではない」と実際的理由も付言した。なお1968年にこの規定は削除され、上位2候補による州民の決選投票に改められた。

1982年の Rodriguez v. Popular Democratic Party (457 U.S. 1) 事件でも連邦最高裁は、ペルトリコ準州議会の議員に死亡による欠員が生じた場合、死亡した議員の所属政党に欠員補充者の任命権を与える準州の法律を支持した。連邦最高裁は「州やペルトリコ準州がその欠員補充の際に従うべき手続を明示的に要請する連邦憲法の規定はない」、「そのうえ当法廷は、憲法が州・地方の公務員や議員を選定する一定の方法を要求するとする主張をこれまで拒絶してきた」と判示し、Fortson 事件・Sailors 事件を引用した。連邦最高裁はまた、(i)同法は一般選挙で議員を選出する平等な機会を全有権者に与えるので「選挙手続への参加を制限しない」こと、(ii)欠員補充者の任命権を州知事等の公選公職者でなく政党に付与したことにより憲法上欠陥はなく、それは知事と欠員議員の所属政党が異なる場合もあるため欠員議員の所属政党による任命の方が有権者の意思を公正に反映するという準州議会の判断に基づくことを指摘した。

だが特定の政府機関が公選制かそれとも任命制かの判断は实际上容易でない。たとえば前述した Morris 事件で原審の連邦地裁は、3人の全市選出の特別職と5人の地区代表で構成されるニューヨーク市評議会を公選制の機関ではないと判示し、同評議会理事への就任は「すでに選挙で選ばれた公務員の職務の一部にすぎない」と理由づけた。しかし連邦最高裁はこれに同意せず、「8人の公務員は全員、法の問題として様々な選挙で理事に就任した」と認定した³³。

(3) 裁判官の選挙 「1人1票」原則はまた、裁判官の選挙に適用されない。1973年の *Wells v. Edwards* (409 U.S. 1095) 事件で連邦最高裁は、ルイジアナ州最高裁裁判官の選挙にこの原則を適用しなかった連邦地裁判決を、全く理由を示さずに6対3の略式判決で支持した。7人の州最高裁裁判官中5人は1人区、2人は2人区で選出され、1人区の人口には36万9485人から68万2072人までの開きがあり、2人区の人口は100万7449人であった。連邦地裁が *Hadley* 事件の「『統治機能を遂行する』者」は「『立法または行政の職務を遂行する公務員』に限られる」と結論したのに対して、連邦最高裁の3人の反対意見は、裁判官は私人ではなく「州の権限を付託され、州政府の司法機能を遂行するために選挙で選ばれた州公務員である。それゆえ裁判官は明白に統治機能を遂行する」と反論した。なお連邦最高裁は *Wells* 事件の結論を1991年の *Chisom v. Roemer* (501 U.S. 380) 事件でも確認したが、裁判官の選挙を免除する理由を未だ示していない³⁴。

3 多数決原理からの逸脱

「1人1票」原則は、代表民主制の論理的帰結である多数決原理を助長し、「州議会の少数派による支配」を防止するために確立された (*Reynolds* 事件)³⁵。この多数決原理からの逸脱が次の事件で問題になった。

(1) 住民の多数意思に基づく区割案 まず人口不平等な選挙区は、住民の多数がそれを支持したとしても憲法上許されない。*Reynolds* 事件と同日判決の *Lucas v. Colorado General Assembly* (377 U.S. 713, 1964) 事件で、コロラド州の住民は州憲法改正の住民投票で、人口に基づく区割を州議会の上下両院ともに要求する提案を否決し、それを下院にのみ要求する（上院の区割は人口よりも各郡への配分を重視する）提案を可決した。連邦地裁は、本件区割案は住民の意思に基づくため憲法問題は生じないと判示した。連邦最高裁はこれを破棄し、「同じ価値の票を投じる憲法上保護された個人の権利は、有権者の採用した区割案が平等保護条項の要件を充足しない場合、州選挙民の過半数の投票によっても否定できない」、「市民の憲法上の権利は、人民の過半数がそれを選択したという理由だけで侵害できない」と判示した。

(2) 特別多数決の要件 また特別多数決 (supermajority) の要件は人口不平等な選挙区と同様に少数派を優遇するが、1971年の *Gordon v. Lance* (403 U.S. 1) 事件で連邦最高裁は、地方政府が公債発行や税率の引き上げを行う場合、住民投票で60%の有権者による承認を要求するウエストバージニア州法を支持した。ローン (Roane) 郡教育委員会は、新校舎の建設や教育施設の改善等を目的とする公債の発行と税率の引き上げを提案した。それは投票総数の51.5%の賛成票を得たが、必要な60%に達せず不成立になった。州最高裁は前述の *Gray* 事件に依拠し、この60%の要件は公債発行の賛成者の票を反対者の票よりも不釣り合いに軽く扱うため

平等保護条項に違反すると判示した。連邦最高裁はこれを破棄し、連邦憲法自身が単純な多数決原理を否定する弾劾・条約批准の手続や権利章典を例に挙げて、「確かに厳格な多数決原理からの逸脱は、少数派に不釣り合いな力を与える。しかし多数派があらゆる問題で常に優越することを要求する憲法の文言、わが国の歴史および当法廷の先例は存在しない」と判示した³⁶。ただし連邦最高裁は脚注で、全員一致を要求したり、ごく少数の集団に拒否権を与える要件や、公務員の選挙で特別多数を要求する要件の合憲性に関しては判断を保留した。

(3) 同時承認要件 さらに1977年の Town of Lockport v. Citizens for Community Action (430 U.S. 259) 事件で連邦最高裁は、郡憲章の提案が有効に成立するために、郡内の市の住民と市以外の住民の双方による過半数の承認を要求するニューヨーク州法を支持した。ナイアガラ (Niagara) 郡は住民投票で郡支配人と郡会計検査官の役職新設を主な改正点とする郡憲章を提案し、それは市の住民の承認を得たものの（賛成 1万8220票、反対 1万4914票）、市外の住民の承認を得られなかった（賛成 1万665票、反対 1万1594票）。しかし郡全体の投票者の過半数はそれに賛成していた。連邦最高裁は、この市住民・市外住民の同時承認 (concurrent-majority) 要件が「1人1票」原則に違反するかどうかを判断するために、(i)「州の有権者の分類で発生した集団の利害関係の間に真の違いが存在するか」、(ii)「もしそうであれば、少数派の投票力の増加がそれにもかかわらず不当な差別になるか」の 2 点を分析した。ニューヨーク市を除く同州の57郡は市と町に区分され、郡・市・町が重複して一般的な統治権を遂行するが、市の自治権は大きいため、郡憲章の制定・改正による郡の構造強化は郡と町の権限配分に最も影響し、町から郡への権限移譲を伴う。それゆえ連邦最高裁は、合併する市の住民と合併される地域の住民が別個に投票する合併の住民投票と同様に、本件の同時承認要件は、郡政府の構造変更の承認につき同じ郡内でも市の住民と市外の町の住民が異なる利害関係を持つという現実を認めにすぎず、平等保護条項に違反しないと結論した³⁷。

おわりに

最後に連邦最高裁による「1人1票」原則の適用を見た場合、連邦政府と比べて州・地方政府への適用には「制限的な側面と広範な側面の両面」がある点を指摘したい³⁸。まず憲法1条2節に服する連邦下院選挙の場合、正確な数学的平等が目標であり、それを達成する誠実な努力の結果でない限り、選挙区間の人口偏差がいかに小さくともその正当化が州に要求される。そして地方政府の境界維持も偏差の正当化にならず、1%未満の偏差さえも拒絶されている。これに対し修正14条の平等保護条項に服する州・地方選挙の場合、(i) 10%未満の偏差は州の正当化を不要とする軽微な偏差とみなされる、(ii) 10%以上およそ20%以下の偏差は地方政府の境界維持のような州の正当化があれば許容される、(iii) よそ20%を超える偏差は憲法上の

限界を超える違憲である、とする3段階基準が適用される（ただし裁判所の命じる区割案の場合はより厳格な基準が適用される）。この人口偏差の許容基準に着目すれば、確かにこの原則の州・地方選挙への適用は連邦選挙よりも制限的である。

しかし他方でこの原則は連邦政府よりも州・地方政府を広範囲に拘束する。連邦政府の場合、この原則の適用があるのは二院制連邦議会で下院議員の州内の選挙区割だけであり³⁹、上院議員は各州平等に2議席配分される。また大統領選挙は、上院議員と下院議員の数を合計した人数の選挙人を各州に配分する大統領選挙人団による間接選挙で行われる。ところが州議会の場合は上下両院ともにこの原則が適用されるし、さらにこの原則は州議會議員のみならず、州・地方政府のすべての公務員の選挙に適用される（ただし例外的に特別目的の地方政府や裁判官の選挙ならびに公務員の選定に任命制を採用する場合には適用されない）。アメリカでは選挙区割革命が成功し、連邦下院・州議会選挙区における1人1票はもはや過去の問題となつた⁴⁰。しかしとりわけこの原則の地方政府への適用は現在も論争になっている。

注

- 1 “apportionment”は本来、一定の区域間に議席を配分する議席配分を意味し、その区域内の選挙区を画する選挙区割（districting）と区別されるが、Baker事件後、その文言は本来の議席配分の意味だけでなく、選挙区割やそれらの両者を含む意味でも用いられるようになった。Bickerstaff 1980: 608; Parkinson 1985: 633; Mandelker, Netsch, Salsich & Wegner 1996: 725. なお選挙区割革命につき、大宮 1988; 大越 1989; 畑 1992; 松井1996 参照。
- 2 McDowell 1999: 133-134.
- 3 同事件はイリノイ州の連邦下院区割法に関わり、州議会は1901年以来40年間もそれを改定せず、各選挙区の人口には11万2000人から90万人までの極端な開きがあった。
- 4 州憲法の定める10年毎の州議会選挙区の改定が1901年以来60年間も行われず、上院議員は33人中20人が州人口の37%の郡で選出され、上院選挙区の人口には2万5190人から13万1971人までの開きがあった。また下院議員は99人中63人が州人口の40%の郡で選出され、下院選挙区の人口には2340人から4万2298人までの開きがあった。Dixon 1962: 351.
- 5 2単位票を持つ1876人の郡を含む人口1万人以下の郡が州内157郡中97郡もある一方で、最大の55万6326人の郡には40単位票しか配分されなかった。
- 6 Bickerstaff 1980: 607. “one person, one vote”的原型たる“one man, one vote”的語句は、1962年6月15日に開かれた21世紀基金主催の選挙区割に関する会議の報告でニューヨークタイムズ紙の記者アンソニー・ルイス（Anthony Lewis）が考案した。Lee & Herman

1983: 4 n.11. Gray 事件の “one person, one vote” の語句は Wesberry 事件・Reynolds 事件でも引用されたが、Wesberry 事件中の「ある者 (one man) の 1 票は……」(本文参照) という表現の方が注目され、同事件後、裁判所や論者は “one man, one vote” の語句を使用した。1970年代初めに再び “one person, one vote” の語句が使用されるようになり、その原因に女性運動の高まりを挙げる論者もあるが、ともかくその語句は連邦最高裁が Gray 事件で最初に使用した。Parkinson 1985: 663 n.3.

- 7 上院は、1万5417人の郡にも63万4864人の郡にも同じ1議席が配分された。下院は、1万3462人の郡に2議席が配分されたのに31万4301人の郡には3議席しか配分されなかつた。
- 8 連邦最高裁は、1964年9月15日に Reynold 事件を含む6州、その1週間後の9月22日に他の9州の州議会区割法を違憲とした。Bickerstaff 1980: 615 n.56. Reynolds 事件と同日判決の Maryland Committee for Fair Representation v. Tawes (377 U.S. 656, 1964) 事件で連邦最高裁は、連邦類推論に基づきメリーランド州議会区割法を支持した州最高裁判決を破棄した。連邦類推論の展開につき、See Claude 1970: 161-65.

またスチュアート裁判官は Reynolds 事件の結論に同意したが、それと同日判決の Lucas v. Colorad General Assembly (377 U.S. 713, 1964) 事件で反対意見を書き、「代表民主制は、民主的制度配列を通じて集団の利益を調整するプロセスである。その機能は、州の人々の多様な意見、利益、能力を州の政策決定に組み入れることである。それゆえ適切な議会の選挙区割は、政治権力を持つ他の諸機関とともに、州議会において選挙民を構成する多様な集団や利益を有效地に代表することを確保するために案出されるのが理想である。……議員は顔のない数字を代表するのではない。議員は人々、より正確には、彼らの選挙区の有権者の多数派（すなわち議会の代表を必要とし、そのような人々が生活する地理的区域にしばしば関連する確認しうる要求と利益を持つ人々）を代表する。地理的な区割りというままでの事実は、……議員は地域的な要求と利益を代表するという理念の承認を示している」と述べた。本文で引用した Reynolds 事件のウォーレン法廷意見が合理的な個人を政治の基礎単位とみる革新主義 (progressivism), この Lucas 事件のスチュアート反対意見が個人ではなく集団を政治の基礎単位とみる多元主義 (pluralism) の政治理論に立つものと対比してしばしば論じられる。しかしある論者は、(i) ウォーレンは Baker 事件後間もない時期であり区割問題の争いが平等保護の主張であることを意識させるため選挙権の個人的性格を強調したにすぎないこと、(ii) スチュアートもまた Lucas 事件で平等保護条項の要請として「区割案が多数者意思の制度的挫折を許さないものでなければならない」という限界を認めていることを挙げて、両裁判官が異なる政治理論に傾注するとみるのは言い過ぎであるとし、そして「選挙事件の連邦最高裁判決は選挙

- の政治理論を反映しているわけではなく、またそれは良い事である」と主張する。Lowenstein 2000: 245, 249-51, 264.
- 9 Bennett 2000: 509. なお Reynold 事件の理由づけは、総人口ではなく有権者の平等を要求するとする見解も時々主張される。See Garza v. County of Los Angeles, 918 F.2d 763, 781-85 (9th Cir. 1990) (Kozinski, J., concurring & dissenting in part); Reader 1994: 521-22, 525-26.
- 10 Karcher 事件で連邦最高裁は、国勢調査の誤差（1%以上の調査漏れ）未満の人口偏差は無に等しいとする州の主張を拒絶し、国勢調査値は選挙区間の人口比を示す「唯一の信頼できる指標」であり、「人口平等を達成する誠実な試みの唯一の基礎である」と述べる。
- 11 同州は島毎に4郡に区分され、最大のホノルル郡のあるオアフ島は州の総人口の79%を占めたが、登録有権者数の割合は73%にとどまり、同島の配分議席は総人口を基礎にすれば下院の51議席中40議席になるが、登録有権者数を基礎にしたため37議席になった。本件で合憲とされた特殊事情として、(i)居住要件を充足せず投票資格のない軍人や観光客が同島に集中し、彼らを含む総人口は州内の市民の分布を反映していないこと、(ii)有権者人口の高い比率が選挙人として登録され、全登録有権者の88%から93.6%が投票していること、(iii)投票資格のある軍人を人口基礎から不当に排除するものではなかったことがあった。ある論者は「Burns 事件以来、人口に基づく区割がだいたい承認された規範となった」と述べ、「有権者数でなく人口による区割の原則は、しばしば過去に差別の犠牲者であった比較的弱い政治集団の重要な保護になる」と指摘する。Lowenstein & Steinberg 1985: 50. なお適格有権者 (eligible voter), 登録有権者 (registered voter), 投票者 (actual voter) は異なる。Grofman 1985: 81 n.16.
- 12 Bickerstaff 1980: 636.
- 13 Parkinson 1985: 669 n. 65.
- 14 Lee & Herman 1983: 6; Stone, Seidman, Sunstein & Tushnet 1996: 863.
- 15 Lee & Herman 1983: 19; Tribe 1988: 1069.
- 16 Kirckpatrick 事件と同日判決の Wells v. Rockefeller (394 U.S. 542, 1969) 事件でも同様に連邦最高裁は、最大偏差が13.1%のニューヨーク州の連邦下院区割法を違憲とした。州内41選挙区の平均人口は40万9324人で、最大選挙区はそれより2万6556人 (6.488%) 多く、最小選挙区は2万7047人 (6.608%) 少なかつた。10選挙区は州北部の郡に郡単位に配分され、残る31選挙区はそれらの郡を除く州内を同質の7地方に区分し各地方の中で選挙区人口が同等になるように区画された。連邦最高裁は、州は「州議会が41の連邦下院選挙区間の正確な数学的平等を達成する誠実な努力を行ったと主張しないしましたそれを主張

できない。むしろ同州は、特有の利害関係を持つ地方を維持する手段として、州の7地方内でのみ平等な選挙区を作成する制度の正当化を試みる。しかし……このような同州の制度を認めれば、異なる利益志向を持つ選挙区を犠牲に一定の利益志向を持つ選挙区の過剰代表を許すことになろう。7地方内だけの選挙区間の人口平等は、州内の全選挙区間の不平等を正当化しない」と結論した。

- 17 同事件の定式化は Kirkpatrick テストの再確認を意図したものである。しかし後者のテストが(i)誠実な努力または(ii)偏差の正当化の立証を州に課すのに対し、同事件の定式化が右の(i)の立証を原告に課し(ii)の立証を州に課す点で、両者間に相違が見られる。
- 18 同事件の傍論につき、See Parkinson 1985: 675-76. なお連邦下院区割案を支持した連邦最高裁判決は存在しないが、それを支持した下級審判決は幾つかある。たとえば Karcher 事件の傍論で支持された1972年の West Virginia Civil Liberties Union v. Rockefeller (336 F. Supp. 395 (SD W.Va.)) 事件の連邦地裁判決は、Kirkpatrick 事件の二分枝テストを適用し、ウェストバージニア州の連邦下院区割法を支持した。その最大偏差は0.78%（理想的選挙区人口は43万6059人で、最大選挙区はそれより1536人多く、最小選挙区は1894人少なかった）であったが、偏差をわずかに小さくする別の区割案も存在した。しかし連邦地裁は、(i)党派政治に影響されない本件区割法の作成とその超党派の支持による採択、(ii)最新の国勢調査値の使用、(iii)数的平等を達成するための公正な方法や手続の使用を挙げて、誠実な努力が行われたと結論し、また州憲法の定める選挙区の連続性・密接性の遵守は本件偏差を正当化すると結論した。See also Lee & Herman 1983: 21-22, 25-29.
- 19 Lee & Herman 1983: 23.
- 20 憲法上許容される限界の偏差につき、McDowell 1999: 138; Nowack & Rotanda 1995: 913 は20%とみる。連邦最高裁は、Mahan 事件で16.4%の偏差を合憲とし、後述する Chapman 事件で20.14%，Connor 事件で上院の16.5%と下院の19.3%の偏差を違憲とした。Chapman 事件・Connor 事件は裁判所の命じた区割案に関わったが、連邦最高裁は前者の事件でその偏差を Mahan テストの下でも違憲であると付言し、後者の事件で郡の境界を維持しつつ16.5%の偏差を13.66%に縮小する代替案の存在を挙げて Mahan 事件との違いも示唆した。
- 21 合併選挙区とは複数の地方政府を含む選挙区をいい、ある地方政府に人口が少ないため単独で議席を配分できない場合、それを他の地方政府と併せて選挙区を作成し議席を配分する。Davis v. Mann, 377 U.S. 678, 686-87 n.2 (1964).
- 22 Lee & Herman 1983: 32. また Burns 事件の脚注で連邦最高裁は、州議会区割案で「現職

議員同士の争いを最小限にする方法」を不公平ではないと指摘（White v. Weiser 事件でも再確認）したが、それがどの程度の偏差を正当化するかは明らかでない。Bickerstaff 1980: 677-78.

- 23 とりわけ南部諸州では、歴史的に1つまたは複数の郡から成る選挙区から選出された州議会議員団が、彼らの選挙区である郡の「超越的立法者 (superlegislature)」として「地方特別法を提案し制定する。州議会は彼らの判断を確認するだけなので、彼らが事実上の決定者である」。地方特別法に対する州議会の審議は極めて形式的で、州議会は、特定の郡に関する地方特別法の提案・審議・採決の責任を当該郡選出の議員団に委ね、彼らの支持があればその地方特別法案を制定する。このように州議会が地方特別法に関する完全な監督権をその地方選出の議員団に委ねる慣行は、「地方への礼讓 (local courtesy)」と呼ばれている。Miller 1992: 118-31.
- 24 Tribe 1988: 1073.
- 25 Bott 1990: 195.
- 26 Connor 事件でも連邦最高裁は、州の反対にもかかわらず連邦地裁が大選挙区の使用を止めた点を支持し、「郡の分断を許さない州の歴史的政策は、小選挙区に対する強い選好を覆すのに不十分である」と判示した。なお Chapman 事件・Connor 事件は大選挙区の短所として、(i)有権者を混乱させる（候補者間の知的選択を困難にする）こと、(ii)議員を選挙民から遠ざける（選挙区内の特定地域の住民は自分達に責任を負う議員がいないと感じる）こと、(iii)少数派を消し多数派の過大代表を許す（1つの大選挙区選出の議員全員が同一の投票を行う場合、複数の小選挙区であった場合の各有権者に相応する住民を不当に代表する）ことを指摘する。
- 27 Bott 1990: 197. Connor 事件は微小な偏差の程度を明言しないが、本件偏差を微小とみなすことができない根拠として、それが「州議会作成の区割案で当法廷が以前に一応合憲と判断した『10%未満』を超えている」点を挙げた。なお同事件は、裁判所の命じる区割案に適用される「高い基準は、区割案の作成者としての連邦裁判所の異常な立場を反映したものである」と述べ、区割案は本来「憲法上要請される実質的平等の枠内で伝統的な州の政策を確認し調整するのに最も適した」「州議会が審議し決定する事項である」が、州議会がそれを行わないため「連邦裁判所は、政治的権威を欠きながら州議会の代わりをするという歓迎されない義務を委ねられる」のであり、「その裁判所の仕事は必然的に、慎重にかつ恣意や差別がみじんもない方法で達成しなければならない危険でデリケートなものである」と指摘する。
- 28 人口偏差の測定方法につき、注33の Cunningham 事件も参照。なお Morris 事件後、市評

- 議会は廃止され、スタテンアイランド地区では市からの分離運動が発生した。See Briffault 1992.
- 29 Briffault 1993: 343, 361, 419, 420. この論者は「なぜ『衛生・保健・福祉サービス』が水の貯蔵・供給より通常の統治機能なのかも明らかでない。水の管理機能を担当させるために特別に創設された3000を超える地方政府が存在する。そのように普及する政府活動がどうして通常の機能ではないのだろうか。民間の水供給者の存在は公的な水の貯蔵・供給活動の範囲に対する限定的な理解を生むかもしれないが、民間の警備やごみ収集の業者および私立学校の役割が公共の安全、衛生、初等教育に関する伝統的な統治機能の『統治的性格』を弱めるというのでなければ、きっと公共サービスが通常の統治機能かどうかの判断は、民間部門の代替物の不存在に依拠できないだろう」と批判する。Briffault 1993: 374-375.
- 30 Pittman v. Chicago Board of Education, 64 F.3d 1098, 1102 (7th Cir. 1995). たとえば Pittman 事件では、シカゴ市教育委員会は公立学校毎に500以上の地方教育委員会を組織し、その地方委員会には校長の任命権や市教育委員会によって各学校に配分された資金の支出計画を承認する権限のみ付与され、課税権は認められなかった。地方委員会は校長と2人の教員のほか、6人の親と2人の住民で構成された。学校に通う生徒の親（住民でない親も含む）が6人の親の委員を、また親を除く住民が2人の住民の委員を別々に選出したため、親よりも人数の多い住民の投票力の希薄化は明白であった。しかし教育は「重大な統治機能」(Hadley 事件)であるにもかかわらず、連邦控訴裁は、地方委員会が課税権を持たず、また公立学校の統治機関は地方委員会ではなく市委員会であることを理由に、「1人1票」原則は「本件地方委員会のごとき地方の特殊な政府機関」の選挙に適用されないと判示した。また注33の Cunningham 事件も参照。See also Mandelker, Netsch, Salsich & Wegner 1996: 744-45.
- 31 Rice 事件につき、See Katz 2000. また常本 2001参照。
- 32 Gray 事件は脚注で、本文で取り上げた農村部を優遇する単位票の郡間の配分方法のみならず、その郡の勝者に全単位票の獲得を認める郡単位制の勝者独占方式も問題にし、「たとえ単位票が厳密に人口に比例配分されたとしても、票の加重は継続する。特定の郡で1万票中6000票を得た候補者がいた場合その者が全単位票を獲得し、他の候補者に投じられた4000票は無視される」と指摘した。See Blumstein 1972: 985-86, 1004-5.
- 33 またワシントン州キング (King) 郡内の水質浄化施設と公共交通を運営する自治体の理事会が公選機関か、任命機関かが争点になった1990年の Cunningham v. Municipality of Metropolitan Seattle (751 F.Supp. 885 (W.D. Wash)) 事件がある。同理事会は、24人の公選理事（郡長、シアトルを含む5市の市長、9人の郡理事、9人のシアトル市議会議

員。これらの者は各公職に選出されると自動的にこの理事に就任した)と18人の任命理事の計42人で構成された。連邦地裁は「理事の多数が公選者である」ため同理事会は公選機関であると結論し、その人口偏差を前述の *Moriis* 事件に依拠して以下の通り計算した。任命理事を無視し郡人口(144万600人)を24人で割ることで理事1人当たりの理想的人口(6万250人)を算出し、たとえばシアトル市の場合、郡人口に対する同市的人口(49万7200人)の割合(34.38%)を全郡選出の理事数(郡長と郡理事の10人)を掛けて同市を代表する全郡選出理事の割合(3.438)を算出し、これに同市選出理事(市長と市議会議員の10人)を合計したものが同市を代表する理事の割合(13.438)であり、同市的人口をこれで割ると同市の1理事当たり人口(3万7000人)が算出され、理想的人口からこれを引いたものを理想的人口で割ることにより、同市的人口偏差は+38.59%の過剰代表となる。連邦地裁は結局196.47%の最大偏差を認定し、同理事会選挙を「1人1票」原則に違反すると判示した。See also Mandelker, Netsch, Salsich & Wegner 1996: 734.

- 34 ある論者は「裁判官が人民の選挙で選ばれる場合に平等原理の遵守を要求することの方が、民主主義の諸利益に合致するように思える。そうでなければ、議員の場合と同様、州裁判所は、人口不平等な区割の結果、特定の利益を偏重するようになり、わが国の政治的統治制度を歪曲する」と批判する。Martin 1973: 56-57.
- 35 ある論者は「少数派の保護者として連邦最高裁を賞賛する司法積極主義者が、州議会の多数決原理を抑制する少数派の力の喪失を助長するという理由で最高裁を賞賛することは矛盾である。しかし司法の自己抑制の唱道者が多数決原理の実現を助長するという理由で最高裁を批判することもまた矛盾である。なぜなら自己抑制の主張は、人民の多数派によって選出される議員達の立法行為を最高裁が審査するという推定に依拠するからである。人口不平等の選挙区はこの推定を破るので、多数決原理のこの障害を除去するための司法的介入は、少数派尊重原理(minority rule)の永続化よりも許されるだろう」と述べる。Auerbach 1964: 2.
- 36 同事件の特別多数決要件は「政治問題の一方の側を優遇する。それは、学校・下水道・道路のような公共サービスの資本改良を支持する者の票をいつも希薄にし、それを賄うための税の引き上げや公債の発行に反対する者の票をいつも誇張する」。Wilkinson III 1975: 974.
- 37 Lockport 事件に類似した次の事件がある。1975年の *Hill v. Stone* (421 U.S. 289) 事件で連邦最高裁は、テキサス州法が地方政府の公債発行の住民投票に要求する「二重投票箱(dual box)」制を平等保護条項に違反すると判示した。課税対象の財産所有者とそれ以外の登録有権者は別々の投票箱に投票し、公債発行の承認には、課税対象者の投票箱の過

半数票と両投票箱の合計票の過半数票が要求された。フォートワース (Fort Worth) 市の図書館建設公債の住民投票で課税対象者の2400人と非課税者の500人が投票し、それは全投票者の過半数票を得たが、課税対象者の投票箱で過半数票が得られず承認されなかつた。連邦最高裁は、(i)「二重投票箱の手続には、非課税者は公債発行の否決を促せるが、その可決を促せないという効果がある」、(ii)公債発行や図書館建設は住民全員に利害関係があると指摘した。また1978年の *Holt Civic Club v. City of Tuscaloosa* (439 U.S. 60) 事件で連邦最高裁は、市の境界から 3 マイル以内に居住する市域外の者に対する市の警察・公衆衛生・営業許可の権限行使を認めるが、市域外の居住者に対して市選挙での投票を許さないアラバマ州の「治外管轄権 (extraterritorial jurisdiction)」法を合憲と判示した。連邦最高裁は「当法廷の先例で、州であれ地方政府であれ、当該統治団体の地理的範囲外に居住する者に『1人1票』原則を拡大したものはない。逆に当法廷の先例は、政府機関がその政治プロセスに参加する権利をその境界内の居住者に正当に制限しうることを一貫して認めてきた」と指摘した。治外管轄権につき、近藤 2001: 57 参照。

- 38 Eskridge & Frickey 1995: 131.
- 39 下院議員は各州の間に州人口に比例して配分されるが、「1人1票」原則はこの州間の配分に適用されない。See *United States Department of Commerce v. Montana*, 503 U.S. 422 (1992).
- 40 「驚くべき事は、[Wesberry 事件・Reynolds 事件] から 4 年後の 1968 年春までに、区割の改定作業が基本的に完了したことである。この期間内に 37 州で連邦下院選挙区が改定され、「1968 年春までに 10% の偏差を超えるのは 9 州だけで、24 州は 5 % 以下の偏差であった」。また「1968 年春までに 30 以上の州議会選挙区が平等人口の原則の合理的解釈を充足した」。McKay 1968: 229. なお過大代表の農村部は保守的で共和党の支持基盤だったため、連邦最高裁による「1人1票」原則の確立は「リベラルな政策への大転換と民主党への党派的大移動」をもたらすと予想された。しかし保守的で共和党支持の傾向がある都市郊外地域の成長により、そのような劇的変化は起きなかつた。Lowenstein & Hasen 2001: 120.

引用文献

- Auerbach, Carl A.. *The Reapportionment Cases: One Person, One Vote-One Vote, One Value*. 1964 *The Supreme Court Review* 1 (1964).
- Bennet, Robert W.. *Should Parents Be Given Extra Votes on Account of their Children?: Toward a Conversational Understanding of American Democracy*. 94 *Northwestern*

- University Law Review* 502 (2000).
- Bickerstaff, Steve. Reapportionment by State Legislatures: A Guide for the 1980's. 34 *Southwestern Law Journal* 607 (1980).
- Blumstein, James F.. Party Reform, the Winner-Take-All Primary, and the California Delegate Challenge: The Gold Rush Revisited. 25 *Vanderbilt Law Review* 975 (1972).
- Bott, Alexander J.. *Handbook of United States Election Laws and Practices: Political Rights*. West Port, C.T.: Greenwood Press (1990).
- Briffault, Richard. Voting Rights, Home Rule, and Metropolitan Government: The Secession of Staten Island as a Case Study in the Dilemmas of Local Self-Determination. 92 *Columbia Law Review* 775 (1992).
- Briffault, Richard. Who Rules at Home?: One Person/One Vote and Local Governments. 60 *The University of Chicago Law Review* 339 (1993).
- Claude, Richard. *The Supreme Court and the Electoral Process*. Baltimore, Md.: The Johns Hopkins Press (1970).
- Dixon, Robert G.. Legislative Apportionment and the Federal Constitution. 27 *Law & Contemporary Problems* 329 (1962).
- Eskridge, Jr., William N. & Philip P. Frickey. *Legislation: Statutes and the Creation of Public Policy*, 2d ed.. St. Paul, Minn.: West (1995).
- Grofman, Bernard. Criteria for Districting: A Social Science Perspective. 33 *UCLA Law Review* 77 (1985).
- 畠博行「議員定数不均衡の是正と司法部」『アメリカの政治と連邦最高裁判所』東京：有信堂（1992）。
- Katz, Ellen D.. Race and the Right to Vote After *Rice v. Cayetano*. 99 *Michigan Law Review* 491 (2000).
- 近藤直光『米国都市の行財政－カリフォルニア・テキサスの現状は－』東京：公人の友社（2001）。
- Lee, Anne F. & Peter J. Herman. Ensuring the Right to Equal Representation: How to Prepare or Challenge Legislative Reapportionment Plans. 5 *University of Hawaii Law Review* 1 (1983).
- Lowenstein, Daniel H.. The Supreme Court Has No Theory of Politics-And Be Thankful for Small Favors, in *The U.S. Supreme Court and the Electoral Process*, David K. Ryden ed., 245. Washington, D.C.: Georgetown University Press (2000).

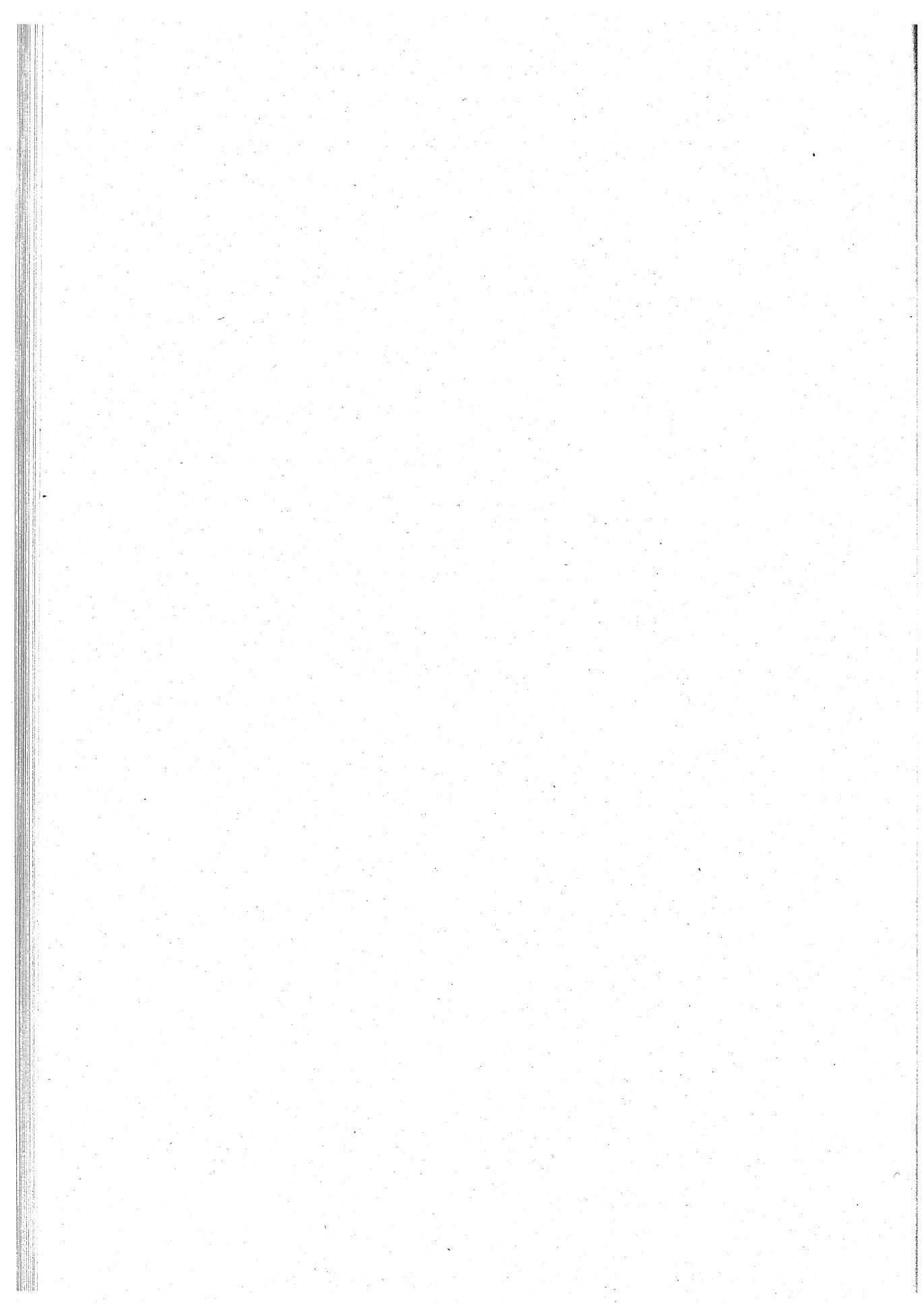
- Lowenstein, Daniel Hays & Richard L. Hasen. *Election Law*, 2d ed.. Durham, N.C.: Carolina Academic Press (2001).
- Lowenstein, Daniel H. & Jonathan Steinberg. The Quest for Legislative Districting in the Public Interest: Elusive or Illusory?. 33 *UCLA Law Review* 1 (1985).
- Mandelker, Daniel R., Dawn Clark Netsch, Peter W. Salsich, Jr. & Judith Welch Wegner. *State and Local Government in a Federal System*, 4th ed.. Charottesvill, Va.: Michie (1996).
- Martin, Philip L.. The Courts and Reapportionment: The Exemption of Judicial Election. 62 *Kentucky Law Journal* 43 (1973).
- 松井茂記「Reynolds v. Sims 議会の議席配分と『1人1票』原則」『英米判例百選〔第三版〕』東京：有斐閣（1996）。
- McDowell, James L.. "One Person, One Vote" and the Decline of Community. 23 *Legal Studies Forum* 131 (1999).
- McKay, Robert B.. Reapportionment: Success Story of the Warren Court. 67 *Michigan Law Review* 223 (1968)
- Miller, Binny. Who Shall Rule and Govern? Local Legislative Delegations, Racial Politics, and the Voting Rights Act. 102 *Yale Law Journal* 105 (1992).
- Nowack, John E. & Ronald D. Rotunda. *Constitutional Law*, 5th ed.. St. Paul, Minn.: West (1995).
- 大越康夫「合衆国における連邦下院の議席配分・選挙区割」渡辺重範編著『選挙と議席配分の制度』東京：成文堂（1989）。
- 大宮武郎「アメリカの選挙制度と議員定数は正の基準」「選挙制度と議員定数のは正」東京：北樹出版（1988）。
- Parkinson, Jerry R.. Reapportionment: A Call for a Consistent Quantitative Standard. 70 *Iowa Law Review* 663 (1985).
- Reader, Scot A.. One Person, One Vote Revisited: Choosing a Population Basis to Form Political Districts. 17 *Harvard Journal of Law & Public Policy* 521 (1994).
- Stone, Geoffrey R., Louis M. Seidman, Cass R. Sunstein & Mark V. Tushnet. *Constitutional Law*, 3rd ed.. Boston, New York, Tronto, London: Little, Brown (1996).
- Tribe, Laurence H.. *American Constitutional Law*, 2d ed.. Mineoa, N.Y.: Foundation Press (1988).
- 常本照樹「Rice v. Cayetano」2001-1『アメリカ法』202 (2001)。

Wilkinson III, J. Harvie. The Supreme Court, the Equal Protection Clause, and the Three Faces of Constitutional Equality. 61 *Virginia Law Review* 945 (1975).

“One person, One Vote” Rule under the U.S. Supreme Court’s Election Cases

IWAKURA, Hideki

The U.S. Supreme Court has held that Article I, section 2 of the Constitution requires one person, one vote in congressional districting, and that the Equal Protection Clause of the Fourteenth Amendment requires one person, one vote in state and local districting. The one person, one vote rule for state and local election is both narrower and broader than that for congressional election. It is narrower because more flexibility in terms of population deviations between districts in state and local districting is constitutionally permissible than in congressional districting. But it is broader because it applies to both houses of state legislature and not lower house, and because it applies whenever state or local government decides to select persons by popular election to perform governmental functions.



21世紀の米国ジャーナリズム —— 商業主義化と革新的報道手法

井 上 泰 浩

1 はじめに

リチャード・ニクソン(Richard Nixon)米国大統領を辞任に追いやったワシントン・ポスト(The Washington Post)のウォーターゲート事件の調査報道が米国ジャーナリズムの金字塔を打ち立てて30年が過ぎた。記者自身による調査によって権力の不正を暴くという米国ジャーナリズムの地位を社会の中に確立した。しかし、21世紀の米国ジャーナリズムを取り巻く状況は厳しい。

その理由は、メディア企業のコングロマリット化(複合企業体)や新聞のシンジケート化(チェーン)が進む中で、ジャーナリズムに企業論理がのしかかり、営利第一主義が蔓延してきていることだ。そのため、かつて権力の不正を次々に暴いていった調査報道などの硬派ニュースが減少し、一般の新聞でさえタブロイド新聞と見まがうような芸能ネタ、スキャンダルが幅を利かしてきている。

情報化の波も見すごせない。インターネットの普及により、マスマディアを経由せずにニュースソースから直接読者視聴者に情報が届き、また必要な情報をマスマディアのフィルターを通して手に入れることができる時代になった。市民は新聞やテレビのニュースに頼らずとも自分のほしいニュース、情報を得ることができる。つまり、だれでも生情報を手に入れるとのできるネット化時代に、ジャーナリズムは果たして必要なのかという問いかけも生まれている。これらの理由から、米国ジャーナリズムの地位が低下してきているといわれる。21世紀の米国ジャーナリズムはどうなっていくのだろうか。

しかし、ジャーナリズムの質や地位の低下といった悲観的な面だけではなく、新しい取り組みも進んでいる。90年代後半から盛んになってきたデータベース、コンピューター分析を活用する「コンピューター援用取材」(Computer-assisted reporting, CAR)がある。この手法により、記者自身がデータを解析することによって動かぬ証拠を掘り起こし、不正の追求することが可能になったのだ。米国ジャーナリズムの最高栄誉賞で優れた報道に贈られるピューリッツアー賞の調査報道部門では、毎年のようにCAR取材による報道が受賞している。

また、複雑化する現代社会にジャーナリストが対処できるように、米国の大学では記者の大学院レベルのさまざまな分野の専門教育を提供し始めている。米国では法曹資格を持った記者は珍しくないが、エール大学のロー・スクールでは記者向けの修士課程を提供しており、また、

カリフォルニア大学では物理や化学分野で博士号を持つ「科学者」が「科学記者」になるためのプログラムもあるなど、高度化する現代社会のニーズにこたえようとしている。CAR もそうだが、これまで社会科学者しかおこなえなかつたような高度な解析、法曹資格を持つ記者による司法解釈記事、科学者自身が科学ニュースを報じるなど、ジャーナリストも真の意味での「プロ」化が進んでいる。

21世紀の米国ジャーナリズムを取り巻く状況というのは、商業主義の波が押し寄せる中、調査報道の伝統だけではなく CAR など新しい取材報道によって米国ジャーナリズムの牙城を守り強めていくこうとしている動きにたとえることができる。もちろん、このような単純な二極対立構図ではないとの指摘もあるだろう。例えば、2001年に米国中枢を襲った911テロ後のジャーナリズムの右傾化、捏造の多発や報道による人権侵害といったジャーナリストの倫理問題など、いくつかの重要な問題がある。しかし、商業主義化はジャーナリズムにとって致命的な病理であり、その対極にジャーナリズムを改革している新しい取材報道がある。つまり、商業主義化の深刻さ、新しい取り組みの重要性は、他の要因よりはるかに大きいものだといえる。こうした理由から、本稿では病理としての商業主義化と、新しい取材報道法（CAR）という相対する視座から、21世紀の米国ジャーナリズムを検証していく。

この検証の意義は、単に米国ジャーナリズムに留まるものではないだろう。かつて、ウォーターゲート事件報道に代表される調査報道が、その後の日本のジャーナリズムに多大な影響を与えたように、情報通信化時代の米国ジャーナリズムが、日本の報道のあり方に変革をもたらすかもしれない。また、商業主義化の波も日本のメディア産業の構造に影響を与えようとしている。その意味で、米国ジャーナリズムの問題と新しい潮流を検証することを通して、日本のジャーナリズム、メディア産業の行き先を占うきっかけにしたい。

2 メディア産業の特殊性

メディア産業には、利害衝突が産業の存在そのものに内在している (Croteau & Hoynes, 2001)。新聞に代表されるニュース・メディアは「社会の木鐸」といわれる。米国流にいうと「民主主義の番犬」だ。つまり公共の利益に奉仕することが務めだ。このため、米国のメディア産業というものは、合衆国憲法修正第一条でその「営業」が保護されている唯一の産業だ。しかし、同時に利益を上げなければ存在できない民間企業でもある。また、メディア産業は情報、文化、考え方を「商品」にした産業というのも、他の産業と比べても特徴的だ。

前述の通り、憲法で営業が保護され公共の利益に奉仕することが求められるメディア産業とはいえども、他産業と同様に資本主義経済の原理の下で営業活動を行っている企業であることは変わらない。しかし、現実の多くのメディア経営者にとっては、公共への利益だろうが民

主主義の番犬であるかどうかはほとんど関係ない (Rogers, 1996)。なぜなら、米国のメディア企業のほとんどは、株式を公開している一般企業だからだ。企業存在の目的は経営者、そして株主に利益をもたらすことを第一の目的にしている。株主からの利益率を上げる要求は、日本では考えられないほどに強い。

日本ではメディア企業は「編集の独立」を守るため株式の公開をしているところは少なく、新聞社では1社もない¹。また、関連会社が相互に株を持ち合ったり創業者一族などオーナーが大株主である場合が多い。さらに、日本のメディア企業、特にニュース・メディア企業の社長ら経営陣の多くは、記者職出身である場合が多い。一方、米国の場合は記者経験のない経営者がほとんどだ。メディア産業とは無関係の他業界から経営手腕を買われて社長に招かれる場合も珍しくない。

もちろん、日本のメディア企業、とくにニュース・メディア企業のほとんどが株式を非公開にしており、経営者の出自がジャーナリストだからといって、コンテンツの質が高く公正さが守られているというのは短絡的である。しかし、少なくとも日米メディア産業の大きな違いはこういった点にある。

深刻な問題は、メディア産業が株式を公開した一般企業であるということだけではない。1990年代から加速度的に広がってきた米国のメディア産業の再編化、つまり、コングロマリット化がジャーナリズムに及ぼしている影響だ。

経営の効率化を図るには、複数の企業が一体となることは合理的なことだ。例えば経理部門などの管理部門を一体化させてコスト削減を図ることは、経営学の基本だ (Chatterjee, 1986)。この流れはなにもメディア産業に限られたものではない。例えば、過去には自動車産業がピッグ3に集約されていった。最近では銀行業界が再編の波にさらされ、大銀行に飲み込まれ中小の銀行が消えうせ、いくつの大銀行が合併してメガバンクが誕生したりしている。石油業界、食品業界でも同様だ。日本でも同じことが起きている。

しかし、メディア産業がコングロマリット化により数少ないものになってしまうことは、まったく別問題だ。なぜなら、多様性のある意見、情報、文化が狭められることの重大さは、他の業界とは比較にならないほど深刻な問題が内在しているからだ。確かに、製造業の寡占化によって価格が決められたりすることも問題ではあるが、民主主義という社会の根幹を成す言論、文化、思想の多様性を阻害してしまうことは、民主主義そのものを衰退させてしまうことにはかならない。

このような理由から、メディア産業を他の産業と同列に並べることはできない。だが、現実の米国メディア産業界に起こっていることは、金融業界や製造業界などとほとんど変わらないというよりも、他の産業の再編を凌駕するような規模のコングロマリット化が進んでいる。

3 メディア・コングロマリット

2001年1月、米国のインターネット・サービス・プロバイダーのAOLとタイム・ワーナー(Time Warner)社が合併し、巨大メディア・コングロマリットであるAOLタイム・ワーナーが生まれた。総売上342億ドル(日本円で約4兆円)の同社は、コングロマリット化の進む米国メディア産業の動向を象徴している。

同社は世界最大のプロバイダーであるAOL、雑誌のタイム、ハリウッド大手のワーナー・ブラザーズ(Warner Bros)の基幹3部門に加えCNNなど人気チャンネルのあるターナー・ブロードキャスティング・システム(Turner Broadcasting System)と米国5番目のテレビネットワークのワーナー・ブラザーズを傘下においている。さらに、音楽産業でも世界最大級のワーナー、全米2位で1300万世帯の契約のあるケーブルテレビ、それに大リーグのアトランタ・ブレーブス(Atlanta Braves)、プロバスケットボールのアトランタ・ホークス(Atlanta Hawks)、プロレス団体まで所有している、いわばコングロマリットを絵に描いたような存在だ。世界的に大ヒットを続けている「ハリー・ポッター」シリーズの本も映画もAOLタイムワーナーだ。

米国メディア産業の上位企業を見れば、コングロマリット化の進む様子がよくわかる。上位5社は以下の通りである(Broadcasting & Cable誌による。カッコ内は売上高)。

1. AOL タイム・ワーナー
2. ウォルト・ディズニー (The Walt Disney) 3大ネットワークのひとつABC、ケーブルテレビ、ラジオ、映画、出版、音楽、また大リーグ・エンジェルスなどを所有する(234億ドル)。
3. ヴィベンディ・ユニバーサル (Vivendi Universal) ハリウッド・メジャーのユニバーサルをシーグラム社から買収した仏メディア企業(226億ドル)。
4. バイアコム (Viacom) 3大ネットワークのひとつCBSやMTVを持つ(203億ドル)。
5. ソニー (Sony) ハリウッド・メジャーのコロンビア、CBSレコードなど所有(190億ドル。売上はメディア部門のみ)。

新聞に代表される活字メディアとて、このコングロマリット化の流れの外にいるわけではない。新聞関連のメディア・コングロマリットでは、米英に多数の新聞を持ちハリウッド・メジャーの20世紀フォックス(20th Century Fox)と米国4番目のテレビネットワークを所有する豪州の新聞チェーンで6位のニュース・コーポレーション(News Corporation。143億ドル。大リーグのLos Angeles Dodgersも所有)、ロサンジェルス・タイムズ(The Los Angeles Times)やシカゴ・トリビューン(The Chicago Tribune)を持つ9位のトリビューン(Tribute。60億ドル。大リーグChicago Cubsも所有)などが10位以内に入っている。いずれも、地上波テレ

ビ、ケーブルテレビ、インターネット部門も所有し、メディア・コングロマリット化を図っている。

上記のような新聞と他メディアとのコングロマリット化もあるのだが、新聞メディアの場合は、親会社の新聞社の傘下にいくつもの新聞を抱えるシンジケート化が進んでいる。全米には約1500の新聞が発行されているが、8割が大小のシンジケートの傘下に入っており、独立した新聞は年々少なくなっている。最も規模の大きいシンジケートは、全米初の「全国紙」USA Today を発行しているガネット (Gannett) で、99の新聞を所有している。総発行部数は約700万部で、日本の全国紙並だ。メディア産業の規模としては12位にランクされている。

独立した新聞は、日本の新聞社と同様に株式を公開しているところは少ない。地域に根ざし、住民の代弁者たるタウン・ペーパーの伝統を残している。しかし、シンジケートはすべて株式公開企業だ。つまり、経営効率至上主義のコングロマリット化と実質は変わらない。

米国メディア産業界がコングロマリット化に進む原動力は何であろうか。それには三つの大きな理由がある。第1に、「もはや単独媒体では生存できない」というメディア融合の流れだ。いまでは新聞もインターネットで読めるし、オン・ディマンドによる出版も進んでいる。つまり、インターネットやデジタル化によって、これまでのようにメディアの住み分けによって共存していくことは難しくなっている状況がある。

2番目は、シナジー効果への期待だ。シナジー効果とは、1と1を足して2ではなく3にすることである。つまりコングロマリット、シンジケート化によって、財務部門を統一するなどして業務の合理化を図り、異なった業種の才能をまとめて単独では開発できない高度な製品を作り出すことなどで収益増を図るものである。

3番目の理由は、経営者の投機目的だ。コングロマリット化を進めれば、株価が急騰する。経営陣は給料の他にストック・オプションをもつ大株主でもあり、自社株が急騰すれば巨万の資産を手にできる。現実には、これら三つの目的のうち、3番目の目的しか達成されていない場合が多い²。

4 商業主義化の危惧

コングロマリット化による経済的な是非は別にして、ジャーナリズム、倫理、視聴者・読者にとっての是非はどうだろう。ジャーナリズムにおいて報道の質やコンテンツの多様性を高めるためには、多額の資金と人材が不可欠だ。利益を十分に上げていないとメディアに求められる質を維持していくことは困難である。すなわち、コングロマリット化によって、財政面を強化すること自体は悪いことではない。

米国を代表する高級紙、ニューヨーク・タイムズ (The New York Times) を例に挙げる。

同紙の発行部数は約150万部だが、ニューヨーク・タイムズ「社」としては、23の新聞社、8のテレビ局、インターネット事業、それにゴルフ雑誌を3誌出版するミニ・メディア・コングロマリットである（総売上は31億ドルで、全米19位）。ワシントン・ポストもニュース雑誌のニュースウイーク（News Week）、テレビ局、ケーブルテレビや他の新聞を所有している（総売上21億ドル、全米21位）。

コングロマリット化を進めているからといって、全米を代表するこれら2紙の報道に構造的な商業主義の問題が出ているだろうか。つまり、コングロマリット化そのものよりも、商業主義化による弊害が問題なのだ。しかし、ニューヨーク・タイムズなどは、むしろ例外的かもしれない。コングロマリット化が商業主義を招く傾向があることは数多くの研究が指摘している（for example, Fradley & Niebauer, 1995; Kalb & Sullivan, 2000; Stepp, 2000）。また、商業主義化とは別に、ニュース・メディアが巨大企業化することに伴い保守化、右傾化が極度に進んでしまうことも現実に起こっている。以下に例を示す。

AOL タイム・ワナーが誕生する前、世界一のメディア企業だったのは米国の3大テレビネットワークのひとつABCを吸収したディズニーだ。そもそも、テレビのネットワーク局の巨大化を防ぐため、1943年にNBCから分離されて誕生したのがABCだ。半世紀後に再び別のメディア産業に吸収されるというのは皮肉ではある。じつは、ABCはディズニーによる買収前の1985年に、キャピタル・シティーズ（Capital Cities）というメディア企業に買収されている。このとき、ニュース部門の300人がコスト削減のために解雇されるなどした。コングロマリット化に伴う商業主義化は、ジャーナリズムの質よりもコスト削減を最優先してしまうのではないかという危惧が現実になっている。

ディズニーによるABCの買収後、ニュース部門の削減は今のところ報告されてはいない。しかし、さらに深刻な事態が取りざたされている。ABCが放送予定だった親会社ディズニーに対する批判ニュースが、上部からの圧力で「ボツ」にされたのではないかという疑惑が持ち上がったことがある。これについては、「客観的なニュースの価値判断から放送しなかった」とABCから釈明がされた。ディズニー本社から圧力がかかったかどうかの証明は難しいが、少なくとも、子会社社員が親会社を批判することは非常に勇気のいることであり、圧力がかからずとも自己規制をしてしまうことは想像に難くない。

別の3大ネットワークの一つNBCはゼネラル・エレクトリック社（General Electric, GE）がオーナーだ。NBCのニュースが親会社についての批判ニュースを放送することに自己規制をしてしまうのではないかという危惧は、しばしば現実のものとなっている。例えば、1989年に起きた原子炉事故では、GE社製部品不良がその原因と指摘されたにもかかわらず、その部品がGE製であることをNBCのニュースは触れなかった。

ネットワーク局のうち、商業主義による弊害が最も批判されているのはルパート・マードック (Rupert Murdoch) 氏率いるニュース・コーポレーション（全米 6 位）所有の FOX である。FOX は、現在の「第 4 のネットワーク」の地位を暴力、セックスを前面に押し出した番組編成で達成した。FOX のニュース番組が取り上げる内容もスキャンダラスなものが多く、大統領選ディベートの中継をネットワーク局で唯一放映を取りやめ、視聴率の取れる娯楽番組を流すなど、「公共性」の欠如もしばしば批判されている。

コングロマリット化とそれに伴う商業主義化によるジャーナリズムの侵食は、テレビジャーナリズムだけでなく、新聞でも同じようなことが起きている。記者の削減、政治経済や社会問題など「硬派」記事の量の低下と、スキャンダラスな事件や芸能物などの「軟派」記事の増加が起きている。アメリカの民主主義を支えてきた調査報道は、記者を専従させ取材も長期に及ぶため、真っ先に「合理化」の対象になっていることは言うまでもない。

右傾化による弊害も表出している。湾岸戦争当時、CNN は米国政府から批判されようとした。イラクの首都バグダッドから衛星を使って公平な報道を続けた。一般市民が犠牲となった事実や誤爆の生々しい映像を全世界に報道した。当時、CNN は独立した報道機関だった³。

しかし、2001年9月11日に起きた同時多発テロの時には、CNN は世界最大のメディア企業、AOL タイム・ワーナーの 1 部門になっていた。つまり、アメリカ社会のエスタブリッシュメントの本流の中に取り組まれたわけだ。同時多発テロ後のアメリカ軍によるアフガニスタン空爆の報道では、現地の記者からの報道はそのまま放送されることはなかった。「アルカイダ側の主張であり、その真偽が確かなわけではない」という趣旨のニュースキャスターのコメントがつけ加えられた。これは、親会社の AOL タイム・ワーナーの経営陣から指示されたものだ。

確かに戦時の報道は単純ではない。戦争の当事国となった場合、その国のジャーナリズムは非常に困難な問題と相対せねばならない。「公平」をどこまで守るかという問題だ。戦時には国全体が右傾化してしまうことは避けられないことでもある。しかも右傾化がそのまま悪いわけでもない。しかし、ベトナム戦争を報じた当時のアメリカ・ジャーナリズムは、ある意味では「公平」を貫いたといえるのに対し、コングロマリット化の進む現代アメリカ・ジャーナリズムに同じことができるかどうかは疑問だ。

5 新しい取材報道手法

コングロマリット化とそれに伴う商業主義が押し寄せる中、米国のジャーナリズムに新しい潮流が生まれている。その新世代のジャーナリズムを担っているのが、コンピューターを使った情報収集、分析、データ管理やインターネットを活用する「コンピューター援用取材」(CAR) だ。この章では、CAR について述べた後、衰退しているジャーナリズムを救うこと

のできる潜在性を考えたい。

CARは米国ジャーナリズムに革新的な取材法をもたらしたといつても過言ではない(Houston, 1999; Pavlik, 1998)。ジャーナリズムの凋落を指摘する批判が高まっている中で、CARによる記事の総体的な質向上が米国ジャーナリズム威信の回復に役立っていることは、以下の通りだ。まず、情報の収集と伝達という伝統的な記者の役割に、CARによってデータ分析と事実証明という新しい役割が付け加えられ、報道評価に新しい基準が加えられたことが挙げられる。これまで行政機関や研究所任せだったデータ分析だが、米国では記者自身が実際のデータを分析し社会問題を解明するなど数々のCAR取材によるスクープや調査報道が登場しつつある(Ciotta, 1996)。もちろん、米国では確固とした証拠のない報道に対して巨額の賠償金を求める名誉毀損訴訟が起こされることが多い。そのため、CARによる有無を言わせぬ証拠作りが求められる一面も否定できないだろう。

特筆すべきことは、CARの手法を使った記事が90年代に入って毎年のように調査報道部門のピューリッツァー賞を受賞していることだ⁴。もちろん、社会悪を暴きピューリッツァー賞を受賞するようなスクープに限らず、データベースの有効利用などにより記者の日常の取材活動を効率化し、取材内容を深く幅広くし、また、最新の情報を読者に提供できるという記事の質向上にも貢献している。

冒頭でも紹介した米国ジャーナリズムの金字塔のひとつワシントン・ポストのカール・バーン斯坦(Carl Bernstein)、ボブ・ウッドワード(Bob Woodward)両記者によるウォーターゲート事件報道を引き合いに出して考えてみよう。この報道を果敢に遂行した両記者の取材力、取材網の広範さなど記者としての力量への評価はこれからも変わらないだろう。しかし、ホワイトハウス内の情報源であった「ディープ・スロート」のリークにかなりの部分を頼った報道だと批判することができる。意図的なリークに見られるように、情報を握る者の情報操作に対しての脆弱性は否定できないであろう。

これに対し、CARによる報道取材は、こういった情報操作への脆弱性や公然性、実証性の欠如という批判を受けることはないだろう。CARによって「法廷証拠書類」の質を持つ調査報道を進めることができ、取材が正確になることで誤報による信頼失墜や訴訟を回避でき、動かぬ証拠で行政を動かし権力者を引きずり下ろすパワーを持つことができるとCARは評価されている(Garrison, 1998)。つまり、商業主義化の中で縮小されている伝統的な調査報道を、新しい手法と形で復権させることができるのだ。

ニュースソースの情報に頼らざるを得ない記者の宿命を揶揄して、ジャーナリストは動物園の飼育係から情報というえさをもらうことを待つ動物であるとよく言われる。しかし、CARはこういった飼い慣らされた動物であったジャーナリストの立場を変化させつつある。また、

デトロイト・フリー・プレス紙 (Detroit Free Press) のヒザー・ニューマン (Heather Newman) 記者は「CARによる分析により、数字という絶対的権威を記事の中に自ら作り出すことができる。これまで専門家の意見を引用するしかなかったことでも、いったい何が問題であるかを記者自身が判断し示すことができる」(Cited in Garrison, 1998, p.9) という。

もちろん、CARは伝統的な調査報道に取って代わるものではない。また、使い方を誤り、依存の度合いが高すぎると「記者の足腰を弱める」ことは間違いないだろう。さらに、商業化の波に抗するものとしてCARが機能しているかどうか、拙速な結論は出せないだろう。もしかすると、CARは商業主義の波に飲み込まれ、その片棒を担ぐ手先にまで墮ちるかもしれない。つまり、単にコスト削減策として使われてしまう危惧もある。

しかし、記者自身のデータ分析によって社会問題を発掘でき、法廷証拠能力のある事実に基づく報道が可能になるなど、伝統的な取材法では難しかった様々な有利点があることは否めないと結論付けられる。これらの利点は、ジャーナリズム本来の役割である公共の利益に応えることにほかならない。つまり、商業主義化の対抗勢力としての潜在性を、革新的な取材法であるCARは持っているはずだ。

6 まとめ

アメリカのジャーナリズムの歴史は建国よりも古い。独立後は権利章典で Freedom of Press を勝ち取った。ジャーナリズムがアメリカ民主主義の発展に果たした役割ははかり知れないほど大きい。しかし、現代の米国ジャーナリズムは押し寄せる商業化と情報化の荒波にさらされている。

商業化によるニュースの娯楽化や権力側に飼いならされたジャーナリズムは、国民の利益にはならない。残念ながら、近い将来にメディア産業のコングロマリット化とそれに伴う商業主義の流れが変わることは思われない。しかし、コングロマリット化の中にはあっても、公共の利益に応えるジャーナリズムを模索してこそ、その存在意義がある。米国のジャーナリズムの伝統のひとつは、古い価値観に固定されることなく新しいジャーナリズムを築き上げてきたことがある。CARなど革新的な取材報道を取り入れ、民主主義社会を支える「番犬」の役割を再認識する必要があるだろう。

また、情報化時代の現代、ジャーナリズムに求められるのは、情報の伝達者であるとともに、ジャーナリズムの新しい手法を積極的に取り入れ、情報の分析者となることであろう。インターネットの普及などによる情報化と情報公開によって、一般市民がニュース・メディアに頼ることなく様々な情報を直接得ることができる。ジャーナリストは高度な分析、専門性を兼ね備えない限り、一般市民も記者と（情報）格差はないのである。CARを積極的に導入し、情報を

科学的に分析し、情報の洪水中に埋もれた社会問題を探し出すという役割も現代のジャーナリストに求められている。

日本ではマスメディア産業内の系列化こそあれ、他業種の大企業が新聞やテレビ局を所有している例はまれだ。その意味では、今のところ日本のマスメディアはコングロマリット化とは無縁かもしれない。しかし、米国でも一昔前まではほとんどの新聞社は独立した企業であった。米国資本主義が世界の基準ともなりつつある現代、いつ日本にメディア・コングロマリットの流れが押し寄せてくるかわからない。現代の米国ジャーナリズムを取り巻く状況や新しい取り組みは、日本のジャーナリズムへの警鐘もあるはずだ。

注

- 1 日本の新聞テレビ産業は読売、朝日、毎日の全国紙に加え産経と日本経済新聞の主要5社とテレビのキー局が系列を形成し、互いに株を持ち合うか、新聞社がテレビ局を実質的に支配するなどしている。しかし、地方テレビ局はキー局や全国紙だけでなく地場大手企業が大株主になっていることが多い。詳しくは、日本新聞協会発行の『日本新聞年鑑』を参照。
- 2 例えば、AOL タイムワーナーはインターネット部門の不振が響き、2002年度の1~3月期決算でも42億ドルを超える赤字を出した。株価は合併を発表した2000年1月当時に比べて3分の1にまで落ち込んでいる。
- 3 厳密に言えばCNNはターナー・ブロードキャスティング・システムの1部門ではあったが、報道機関としてはメディア・コングロマリットには属さない独立したニュース・メディアであったと理解すべきであろう。
- 4 例えば、2002年度のピューリッツァー賞調査報道部門は、ワシントン・ポストによる子供の養護施設問題の欠陥を暴いた連載に贈られた。首都ワシントンで1993年から2000年までの間、親が麻薬中毒などの理由で保護施設に収容されたりした200人を超す子供がなくなっている事実をCARによるデータ分析で立証している。この記事により、養護政策の抜本的改革が行われた。ピューリッツァー賞受賞記事は同財団のウェブ・サイトで見ることができる (<http://www.pulitzer.org>)。

引用文献

- Broadcasting & Cable. (2000, August 28). AOL TW has lock on the top: Proposed mega-media company is \$11B bigger than Disney. 32-50.
- Chatterjee, Sayan (1986). "Types of synergy and economic value: The impact of acquisitions on merging and rival firms". *Strategic Management Journal*, 7, 119-139.

- Ciotta, Rose. (1996, May). Baby you should drive this CAR. *American Journalism Review*, 34-39.
- Croteau, David & Hoynes, William. (2001). *The Business of Media*. Thousand Oaks, CA: Pine Forge Press.
- Fradgeley, Kimberley E. & Niebauer, Walter E. (1995). London's "Quality" newspapers: Newspaper ownership and reporting patterns. *Journalism & Mass Communication Quarterly*, 72, 4, 902-912.
- Garrison, Bruce. (1998). *Computer-Assisted Reporting* (2nd Edition). Mahwah, NJ: Lawrence Erlbaum Associates.
- Houston, Brant. (1999). *Computer-Assisted Reporting: A Practical Guide* (2nd Edition). Boston, MA: Bedford/St. Martin's.
- Kalb, Marvin & Sullivan, Amy. (2000). Media mergers: "Bigger is better" isn't necessarily better. *The Harvard International Journal of Press/Politics*, 5, 2, 1-5.
- Pavlik, John V. (1998). *New Media Technology: Cultural and Commercial Perspectives* (2nd edition). Needham Heights, MA: Allyn & Bacon.
- Rogers, Medeline. (1996). Moguls past and present. *Media Studies Journal*, 10, 2/3, 49-54.
- Stepp, Carl S. (2000, December). The dark side of corporate journalism. *American Journalism Review*, 58.

U. S. Journalism in the 21st Century: Media Conglomeration and Innovative Reporting

INOUE, Yasuhiro

The formation of media conglomerates in the United States raises profound doubts about the roles of journalism. Although U.S. journalism has been regarded as "a watch dog" of democracy, it is now said that journalism is slipping down to "a log dog" of corporatism. One of the reasons is that the rule of commercialism outweighs the principle of journalism in the media industry. In addition, the evolution of communications technology is transforming the roles of journalism. People are able to obtain information directly through the Internet so that they do not have to depend on the traditional news media such as newspapers and television. It is thus said that journalism has become less useful in the modern society of information and communications technologies.

U.S. journalism, however, has brought about a new reporting method: Computer-Assisted Reporting (CAR)-using computer for retrieving, analyzing, and storing data. CAR has attained a firm hold in news organizations and revolutionized journalism in the U.S. In the 1990s, CAR projects won Pulitzer Prizes in the investigative reporting category almost every year. It has contributed to the quality of reporting that serves public interest. This study reviews the U.S. journalism in the 21st century from the perspectives of commercialism and the innovative reporting method, CAR.

開拓をめぐる歴史表象：博物館活動の文化人類学的考察

田川 泉

I 序

本論の課題は、米国中西部の都市において、ヨーロッパ系住民と先住民が行う博物館活動を分析し、インディアナ開拓史の表象をめぐり、両者がどのように対話を形成しているのかを明らかにすることである。本研究は、1998-2000年にかけて米国インディアナ州インディアナポリス (Indianapolis, Indiana) で行った文化人類学的調査に基づくものである。

インディアナ州は「インディアンの土地」が州名の由来である。しかし2000年のセンサスによると、州の人口構成は、総人口6,080,485人の内、ヨーロッパ系住民が87.5%を占め、先住民人口はわずか0.3%にすぎない。博物館での地域史に関する展示や教育プログラムに関しても、ほとんどがヨーロッパ系住民の歴史に割かれており、先住民が展示の対象とされる機会は極めて少ないので現状である。その一方で、1960年代後半に始まったエスニック・リバイバル以降、先住民は独自に先住民文化・歴史の保存に乗り出し、言語の教育、伝統的ドラム演奏、先住民の生活史の実演などを行ってきた。そこで、このような先住民の活動が、ヨーロッパ系住民が携わる博物館での展示や教育プログラムとどのように異なるのか、その背景には何があるのか、1990年代にはこの違いがどのように交渉されたのかを検討する。

博物館活動としては、まず既存の博物館での展示と教育プログラムをあげることができる。博物館には建物ありきというイメージが強いが、展示や教育プログラムは、建物にしばられるものではない。建物を持たずに、博物館やイベントなどに招かれ、パフォーマンスによる教育活動を行うグループも存在している。そこで、本論ではこのようなグループの活動も視野に入れて検討し、これら総体をさして博物館活動と呼ぶこととする。

本編のIIでは、1995年に行った予備調査で抱いた疑問から、博物館における民族とクラスに係わる課題について検討する。IIIでは、1960-70年代に作られた地域史展示を分析し、開拓がどのように表されているのかを検討する。IVでは、1990年代の先住民の文化活動を検討し、先住民による開拓の歴史表象を明らかにする。Vでは、先住民の文化活動が、ヨーロッパ系住民が主導してきた博物館活動に、どのような変化をもたらしたのかを考察する。VIでは結論として、ヨーロッパ系住民と先住民が、博物館という場で、開拓の歴史表象をめぐって交渉を行い、対話を形成していることを述べる。

II

1 米国の博物館展示における先住民

筆者は、米国インディアナ州インディアナポリスで、2回にわたる短期の予備調査と、本調査を行った。予備調査は1992年と1995年の夏に約2週間ずつ、そして本調査は1998年8月から1999年8月の13ヶ月間、その後2000年2月から4月の3ヶ月間補充調査を行った。はじめに、予備調査で見学し、資料を収集したインディアナ州と、シカゴやニューヨーク、ワシントンD.C. の博物館展示における先住民の扱いに関して抱いた疑問について述べる。

インディアナ州マンシー (Muncie) は、ホワイト・リバー (White River) 流域にあり、かつてデラウェア (Delaware) 族が集落を形成していた町である。ミネトリスタ文化センター (Minnetrista Cultural Center) では、マンシーの自然史・文化史、美術などに焦点をあてて展示を構成していた。展示場に入ると、はじめにホワイト・リバーの生態に関する展示があり、等身大パネルの先住民男性が川で漁をしているジオラマがあった。その展示から、筆者は、先住民と自然、生態、環境を結びつけて展示を形成している印象を受けた。

先住民文化に関して、自然史の分野で展示を行っているのは、シカゴのフィールド博物館 (Field Museum)、ニューヨークのアメリカ自然史博物館 (American Museum of Natural History)、ワシントンD.C. のスミソニアン自然史博物館 (The National Museum of Natural History / Smithsonian Institution) でも同様であった。特にスミソニアンでは、アメリカ史博物館 (The National Museum of American History) があるにもかかわらず、先住民文化に関しては自然史博物館に展示されていることに疑問をもった。これと同様の印象は、本調査の時に、インディアナ州立博物館 (Indiana State Museum) でも抱いた経験がある。自然史展示室の出口のパネルには、ある先住民の首長の言葉として、自然は一度壊してしまったら元には戻らないものだ、という教訓を引用していた。川の植生や動物相などの展示の最後に、なぜ先住民の首長の言葉が意味をもつただろうか。先住民文化を自然や環境の枠組みで取り上げる博物館展示は、どのような視点で作られているのだろうか。

2 米国の博物館における民族とクラス

博物館の原型が生まれたとされているヨーロッパにおいて、博物館は、キリスト教教会や王侯貴族など社会の特定のクラスの人々と強いつながりを保持してきた (Hudson 1988: 21-22)。ヨーロッパのような身分制のない米国においても、パトロンと呼ばれる人々の存在なくして、米国の博物館の歴史を語ることはできない。例えばスミソニアン博物館 (Smithsonian Institute) は、イギリス人ジェームス・スミソン (James Smithson) の遺産によって創設されたもので

あり、多くの著名な博物館や美術館は、アッパークラスの人々の庇護により、設立され、発展してきたのである（岩淵 1995）。歴史博物館での顕著な例は、コロニアル・ウィリアムズバーグ（Colonial Williamsburg）である。1926年、ジョン・D・ロックフェラー（John D. Rockefeller, Jr.）は、1699年から1780年までヴァージニア州の州都であったウィリアムズバーグに歴史的価値を見出し、発掘を行った（Official Guide to Colonial Williamsburg 1998）。そして州都時代の町を再現し、開園したのが全米一の屋外博物館コロニアル・ウィリアムズバーグである（Wallace 1986: 147）。

マイケル・ウォレス（Michael Wallace）は、19世紀末にアッパークラスとミドルクラスの人々が、祖先の系譜に関心を持ち、歴史協会を設立し始めたことに始まり、やがてミドルクラス専門職、小規模実業家、社会・政治的指導者たちも加わり、史跡の保存と屋外博物館の設立が行われるようになったと述べている（Wallace 1986）。米国において歴史を保存する主体者は、ミドルクラス以上の人々、あるいは支配階層の人々であったことがわかる。そして彼らの関心は、系譜であり、彼らの歴史にあった。それでは、19世紀末から20世紀初頭にかけて、どのような歴史が保存の対象となっていたのだろうか。

先述したウィリアムズバーグの町では、18世紀当時、人口の半分は黒人奴隸であったことが明らかになっているが、コロニアル・ウィリアムズバーグでは、1926年の創立以来1960年代まで、黒人奴隸については展示されることなく、その事実は来場者には伝えられてこなかったのである（Gable 1997, Leon and Piatt 1989: 73）。これは、博物館が、選択的に歴史をとりあげてきたことを示している。そして展示の対象とされてきたのは、ヨーロッパ系住民の歴史であり、それは歴史の保存に乗り出し、関心を示したアッパークラスとミドルクラスの歴史であったのである。

マーサ・ノクナス（Martha Norkunas）は、歴史を語る霸権は主流文化に属する人々が担い、少数民族であり労働者階層に属する人々の歴史は、排除されてきたことを明らかにした（Norkunas 1993）。また、ジョン・ボドナー（John Bodnar）はこの支配階層の権力を認めながらも、一般の人々が様々な方法で自らの記憶を支配階層が作る歴史に加える努力をしてきたことを指摘した（ボドナー 1992）。ノクナスやボドナーは、歴史がひとつの事実ではなく、常に異なる見方が提起され、そのせめぎあいの過程で、集合的な記憶として共有されることを明らかにしたのである。

このように、帰属する民族とクラスによって、歴史解釈が異なる理由として、本論ではシンボルを取り上げる。クリフォード・ギアツ（Clifford Geerz）は、シンボルについて「人間は意味ある象徴体系による指示無しに、行動を方向づけたり、体験を組織づけたりすることはできない（ギアツ 1988[1987]: 84）」と述べている。ある民族とクラスに帰属する人々は象

徴の体系を共有すると考えれば、ヨーロッパ系住民と先住民の歴史解釈が異なることも説明が可能である。筆者が予備調査で抱いた疑問は、博物館においてヨーロッパ系住民が、彼らの枠組みを用いて、先住民文化を捉えたものだったのではないだろうか。そこで次に、ヨーロッパ系住民と先住民では、先住民文化をどのような枠組みで捉えているのか、それによって開拓をめぐる先住民の歴史がどのように表象されているのかを検討する。

III ヨーロッパ系住民による歴史表象

1 選択される歴史

コナー・プレリー (Conner Prairie) は、インディアナポリスの北東、ハミルトン郡にあり、開拓期の中央インディアナの歴史を展示している屋外博物館である。1964年に企業家でありインディアナ州の博物館の最大のパトロンであるイーライ・リリー (Ely Lilly) が設立し、1974年に博物館として一般に公開するようになった (Conner Prairie 1996 Annual Report)。イーライ・リリーは、1885年にインディアナ州に生まれ、医薬品会社イーライ・リリー・アンド・カンパニー (Eli Lilly and Company) の設立者イーライ・リリー (同名) を祖父に持つ人物である (Madison 1994: 910-911)。この祖父、父から引き継いだ会社経営を成功させる一方、歴史に強い関心を持ち、1933年から1947年には、インディアナ歴史協会 (Indiana Historical Society) の会長を務め、また1960年にはインディアナ歴史的建造物財団 (Historic Landmark Foundation of Indiana) を創設し、歴史保存活動を支援した。彼と家族は、1937年にリリー基金 (Lilly Endowment) を設立し、インディアナを中心として全米規模の援助を行っている。コナー・プレリーをはじめインディアナポリス子ども博物館 (Children's Museum of Indianapolis) やインディアナポリス美術館 (Indianapolis Museum of Art) も個人的に支援した。1977年に亡くなるまで、宗教、教育、学術研究などひろい範囲で支援をおこない、財界・文化界で揺るぐことのない地位を築いたのである。インディアナでは、アッパークラスに属し、経済的・文化的に影響力の強かったイーライ・リリーの選択と決定が、現在に至る歴史的ランドスケープの形成に大きく影響してきたと考えることができる。

コナー・プレリーの屋外展示は、第一に歴史的建造物であるコナーの地所 (Conner Estate)、第二に屋外展示であるプレリータウン村 (Village of Prairietown)、第三に教育体験の場である開拓者の体験地区 (Pioneer Adventure Area) の3つからなる。

第二のプレリータウン村は、1836年の典型的な中央インディアナの村という設定で、屋外に再現されたプログラムで、州内に残っていた当時の家屋を移築し、8世帯の家族と旅館と学校を設置したものである。研究専門職員 (ここでの名称はヒストリアン Historian) が、各世帯の家族構成や職業、民族・宗教的背景、インディアナに入植した経緯などをシナリオとして作

成している。そして、インタープリター（Interpreter）と呼ばれる教育専門職員が、時代考証を行った衣装と装身具を身にまとい、当時の言葉・方言を習得し、村人の役を演じ来場者と接するのである。このようなプログラムは、リビング・ヒストリー（Living History）と呼ばれている。

シナリオによれば、プレリータウン村は、1832年にインディアナ州ハミルトン郡の土地を合衆国政府が売りに出し、それを購入した東部や南部出身者が入植した村である。開墾された土地は農地となり、馬や羊などの家畜が持ち込まれた。その家畜を放す牧草地には、横木割りで作った柵が張り巡らされたのである。入植した家族が望んでいるのは、子どもたちの教育であり、東部の快適で教養ある生活の再現である。このようなヨーロッパ系住民の生活を再現する一方で、彼らが入植する前に、その土地に住んでいた先住民に関して、プレリータウンで語られる歴史は限られている。

シナリオでは、住民の一人が、1812年のティペカヌーの戦いに従軍し、その後も先住民との戦いに志願兵として参加したと設定されている¹。この内容は、来場者に配られる園内の地図と解説に書かれている。しかし、これを読むか、あるいはこの住民を演じるインターパリターと話し、戦争の話題がのぼらなければ、容易に見逃してしまう情報である。運良くその話に行き着いても、敗者としての先住民の歴史は、この地にとってあまり重要な意味を持つようには受け取られないだろう。両民族集団におこった戦争にまで至る歴史的経緯が語られないことによって、先住民の歴史とヨーロッパ系入植者の歴史は、全く別個に進行しているように見えるのである。では次に、このような展示によって、ヨーロッパ系住民が「開拓」にどのような意味づけをしているのか、コナーの地所に建つコナー・ハウス（Conner House）を検討する。

2 「開拓」の意味づけ

コナー・ハウスは、1823年にこの地に建てられ、その後1934年にイーライ・リリーが保存のために買い取った建物である。この館の建て主ウィリアム・コナー（William Conner）は、1777年オハイオで生まれ、先住民との交易を仕事としてインディアナへと移り、1800年秋には、ホワイト・リバー河岸に居を構えていたデラウェア族に受け入れられるようになった（Hoover 1980: 47）。1801年にはチーフ・アンダーソン（Anderson）の村の近くに住んで交易を行い、1802年には彼の娘メキンジェス（Mekinges）と結婚した。当時、交易者は取引を行う部族の女性と結婚することで、仕事を容易にしていたのである。コナーは、やがて軍や政府の通訳、案内としての仕事も行うようになり、1812年からは、インディアナ領事で後の合衆国大統領となるウィリアム・ヘンリー・ハリソン（William Henry Harrison）の偵察兼通訳としても長年仕えるようになった（Hoover 1980: 47）。1818年には、デラウェア族のミズーリ

州強制移住が決定したが、コナーはこの土地に留まることを選び、妻子だけを行かせることにした。メキンジェスはインディアナを去るときには取り乱し、誰も彼らの住居に入れなくなるようにと、家の周りに成長の早い灌木を植えたほどであった (Crumrin 1996)。1820年の夏、デラウェア族はミズーリに出立した。メキンジェスの懸念は的中し、コナーは家族の出立からわずか3ヶ月後、17才の白人女性エリザベス・チャップマン (Elizabeth Chapman) と再婚したのである (Hoover 1980: 47)。この結婚生活のために建てられた新居が、コナー・ハウスである。コナーはその後、この地に入植者を受け入れ、後にハミルトン郡の開祖と呼ばれるようになった。

コナーの人生は、当時の交易人と先住民の間に、仕事や結婚による緊密な関係があつたことを改めて思い起こさせる。しかしこナー・ハウスの解説ツアーでは、この建物がいかに歴史的に重要で、保存する価値のあるものかということに焦点があてられている。解説者は約20分のツアーの最初に、コナーがこの町の開祖であり、この建物がインディアナで最も古い二階建ての総煉瓦造りであることなどを語る。保存のため、壁や家具などに直に触れないことなどの諸注意も同時にい、一部屋ごとに家具や壁紙などに説明を加えながら回る。当時の歴史背景よりも、建物そのものに関心が絞り込まれ、この場面ではこの建物が歴史的に重要なことは、議論の余地のないものであることが想像される。

このツアーで、唯一、歴史的背景が語られたのは、解説員が、家が建てられた経緯を説明する時であった。コナーが先住民の妻子と行動を共にせず、わずか三ヶ月後には若い白人女性と再婚したことが説明された時ばかりは、ツアー参加者から失笑がもれた。この時のみ、強制移住を強いられた先住民の記憶が、この場面に呼び起こされる。そしてこの記憶からは、コナーについての全く正反対の像が浮かぶ。それは、ヨーロッパ系住民にとっては町を拓いた開祖であっても、先住民にとっては米国政府に加担し、先住民の家族を壊した人物である。しかしこのような複雑な人物像は、展示やプログラムからは、ぬぐい去られているのである。

プレリータウンやコナー・ハウスの展示・教育プログラムから、コナー・プレリーは、ヨーロッパ系住民の歴史を語るために作られたものと位置づけることができる。従って、その歴史は、先住民の歴史に遡る必要はなく、ヨーロッパ系住民がインディアナに町を作った時点で始まる歴史で十分だったのではないだろうか。ヨーロッパ系住民にとって「開拓」は、インディアナの歴史の始まりを意味しているのである。このことは、先住民文化が、自然史博物館で展示されていることと共通する発想によるものである。先住民文化は、ヨーロッパ系住民が入植する前の状態をさし、それは文化史ではなく自然史の領域なのである。筆者が予備調査で抱いた違和感は、この点に起因するものと考えることができる。では、以上のようなヨーロッパ系住民の歴史表象に対し、先住民は「開拓」に、どのような歴史解釈を行い、どのような方法で提示しているのだろうか。

IV 先住民による歴史表象

1 ヨーロッパ系住民の枠組みとしての自然・環境

はじめに、アース・デイ (Earth Day) における先住民の博物館活動の事例から、先住民が自分たちを規定する枠組みを検討する。アース・デイは、1970年代に米国で行われるようになつた環境問題への意識を高めるためのイベントである。インディアナ州では1970年代半ばに始まり、大気汚染が問題となった1980年代には、より大きな規模で行われるようになった (Department of Advertising and Marketing / The Indiana Star / News April 22, 1999 P6)。このイベントには特に民族色などはないことから、主流住民が中心となって行っているものと考えることができる。そこで、ヨーロッパ系住民の枠組みにおける先住民マイアミ族 (Miami) の歴史表象をみていく。

1999年のアース・デイは、4月22日に、ダウンタウンで開催された。100あまりの団体や企業が参加して、広報活動や、子どもたちへの教育活動、無農薬野菜の販売などを行った。筆者は、数週間前に知り合ったマイアミ族の女性から、彼らがこのイベントに参加することを教えてもらっていた。彼らを捜していくと、まず見えたのはドーム状の家屋だった。それはウイグワム (Wigwam) というマイアミの伝統的な家屋である。ガマという植物を編んで作ったマットを家屋の周囲に巻き、屋根部分を布で覆ったものである。その家屋の前で、知り合いの女性に再会することができた。彼女以外にも木製のイスをいくつか並べて、先住民らしき衣装をつけた人々が腰掛け、その回りで小さな子どもたちが遊んでいる。男性は、木綿のシャツと革製のベストとズボン、それにモカシンを履いている。女性は、プリント地のブラウスと黒のロングスカートで、その裾はリボンワークで鮮やかに飾られている。まだ小さな子どもたちも、それこそよちよち歩きの子どもも、同じような衣装を身につけている。煮炊きする場所もあり、トウモロコシの実をつぶす石の台やくりぬいた木鉢などもおいてある。この人々は、先住民の集会であり祭りでもあるパウワウ (Pow Wow) でもこのリビング・ヒストリー活動を行っているが、このイベントにおいては、その目的から、より先住民と環境との関係を強く印象づけるものとなった。

5時の閉幕が近づき男性たちが片づけを始めたのを見て、筆者は彼らが先住民であると同時にアメリカ人なのだと初めて実感した。男性はいつの間にかジーンズとトレーナーに着替えており、普段街で見かける人々と何ら変わりない姿である。筆者は、彼らの衣装によって先住民だと思っていたことを、この時あらためて思い知らされた。あごひげを長く伸ばした年長の男性と、彼の息子の一人が、ウイグワムの天布を外し、ガマのマットを巻き取った。あとに残つたのは、ドーム状の木製の骨組みであった。この骨組みは、針金すでに括られてあって、解

体する必要はなかった。「本来なら植物の蔓で留めるのだけれどね」と、片づけながら年長の男性が教えてくれる。骨組みは、そのまま逆さにされて、ピックアップトラックに積まれた。筆者も、布や小さな道具などの運べる物を、近くに駐車したトラックまで持っていた。やがて、道具の全てを積み終わり、子どもたちも着替え終わりワゴン車に乗り込んだ。

筆者は、知り合いの女性にお別れを言いに車に寄った。すると彼女は筆者の手をとって、そつと何かを置いた。きれいな木の葉模様の小さな布きれの中には何かが入れられており、リボンで口がきゅっと締められていた。彼女は、「これは今日、あなたが手伝ってくれたことへの感謝の気持ちから、彼からの贈り物よ」といつて、車のわきを通り過ぎていく男性を指さした。彼女は、「この中にはタバコが入っている」といった。確かに、香水のような香りのついたタバコの匂いがした。彼女は、筆者を抱きかかえるようにして、ゆっくりと語った。「タバコは、マイアミにとって聖なる物だから、大切にしなさい。このタバコは自分のためにも、他の人のために祈るために使ってもいいの。」そして「使うときは川に流すのよ。」とも教えてくれた。私は彼女と抱き合って別れを惜しみ、それからタバコをくれた男性の乗り込んだ車に行って彼にお礼を言うと、彼はだまってうなずいた。そして、彼らは故郷に向けて帰途についたのだった。

2 先住民の枠組みとしてのスピリット

ウィグワムは、アース・デイにおいては自然に限りなく近い人間の生活の形態を示している。ここではまた、コナー・プレリーでも見られたような入植者の生活を文明に近いものとし、先住民をその対極に置く図式が再現されている。更にはインディアナ州立博物館でも見られたように、先住民を環境と結びつけて、彼らの生活スタイルを理想化する風潮の一端を垣間見ることができる。しかし先住民を環境によい生活を送ってきた人々と理想化するのは、「高貴なる野蛮人」のようなロマンティシズムを再び彼らに投影することになる。ウィリアム・クロノン（William Cronon）は、ニューイングランドの事例から、「インディアンは、自らの『インディアンらしさ』を生態関係だから定義したことはなかったし、彼らの多くは、彼らの効率よい軍事力と政治的自治が破壊された後でも、自らのアイデンティティの感覚と植民地主義にたいする抵抗を持ち続けていたのです（クロノン 1995: v）」と述べている。

先住民文化を理解するのに、環境との関係から考えるのは、外部の人間からみた枠組みであり、先住民自身が何によって自らを規定するのか、彼ら自身の枠組みに注意を払う必要があるだろう。アース・デイで、マイアミの人々は、外見的には、衣装を用いウィグワムを建てて自己文化を表現していた。しかし、彼らが筆者に見せた先住民としての内面は、タバコによって表現された。筆者に与えたタバコに意味を与えているのは、彼らの信仰であり、それは彼らがスピリット（Spirit）と呼ぶものである。彼らが自分たちを先住民として捉える枠組みは、この

スピリットにあると考えられる。彼らにはスピリチュアル・リーダー (Spiritual leader) と呼ばれる人がおり、儀礼を執り行うときには、彼がスピリットに祈りを捧げるのである。彼はパウワウにも参加し、先住民ダンサーが、神聖なものとされるダンス・アリーナに入る前に清めの儀礼を執り行う。このように先住民としての行為の背景には、スピリットの存在があると考えられるのである。

V 博物館展示の変化

1 「起源」をめぐる交渉

先住民文化とウェスタン・アートを専門とするアイテルジョーグ博物館 (Eiteljorg Museum of American Indian and Western Art) は、ヨーロッパ系の実業家ハリソン・アイテルジョーグ (Harrison Eiteljorg) が収集したコレクションを中心に、1989年に設立された。博物館に勤務するスタッフの多くはヨーロッパ系であるが、キュレーターの一人に先住民イロコイ族の人を採用している。そのアイテルジョーグ博物館で、特別展「過去と向かい合う：インディアナのマイアミ・インディアン (In the Presence of the Past: The Miami Indians of Indiana)」(通称「マイアミ展」) を、1997年4月から1998年9月にかけて開催した。

この「マイアミ展」は、マイアミ族の文化と歴史について、通時的手法で展示を構成したものである。この展示の特徴は、歴史展示でありながら、現在のマイアミの人々にも焦点をあてたことである。それはむしろマイアミの人々の今日の状況を歴史から浮かび上がらせるための展示ではないかと思わせるほどであった。導入展示として、現在のマイアミの家族の居間を取り上げた。その居間は、テレビにソファ、スタンドライトといった米国で通常見る部屋を、先住民の美術・工芸品などで飾ったものである。この展示は、彼らが先住民の伝統を保持しながらも、米国社会のヨーロッパ系住民と変わらない生活をおくっていることを表現している。このあとは、会場の大部分を通時展示が占めているが、展示の最期は、先住民認定問題で締めくくっている。

マイアミの人々は、現在大きな課題を抱えている。それは、彼らが連邦政府から先住民として認定されていないことである。解説パネルでは、この経緯が説明されている。1854年、インディアナに住むマイアミは、強制移住後オクラホマに残った西部マイアミとの分離を申請し、1870年代に連邦政府はこれを承認した。その後、それまで続いていた過去の条約によるマイアミ族への支払いが停止された。マイアミはこれを不服とし異議を申し立てたが、1897年連邦政府は、マイアミの先住民としての条約権利を取り消したのである。「マイアミ展」では、先住民認定の取消を展示することで、政府とマイアミに未解決の問題があり、それがいかにマイアミにとって重大なことであるか、強く訴えたのである。

マイアミ展では、このように現在のマイアミの人々の社会的立場を明らかにした。その上で、

「開拓」にはどのような意味づけをしていたのだろうか。「開拓」期は、交易と戦争に関する展示で説明されている。解説パネルには、1790年までに、ヨーロッパ系入植者の政治・商業・軍事的影響が及び、1790年と1791年に、マイアミ族は政府軍と衝突したと記されている。このような出来事を、「マイアミ領へのアメリカ人の侵略 (The American invasion of Miami territory)」と表現している。その後の展示では、1845年にカンザスへの強制移住が行われ、インディアナに残ることが許されたチーフの家系の人々も、その後貧困に苦しんだことが示されている。

コナー・プレリーにおける「開拓」の表象では、自然を開墾して「文明化」したヨーロッパ系住民がインディアナの「起源」として語られていた。しかし、マイアミの人々にとって、「開拓」は、ヨーロッパ系入植者との不幸な出会いであり、コミュニティの崩壊と貧困の時代を招くことになった。それは決して「文明化」ではなく、むしろその後に強制された子どもたちの寄宿舎での英語教育を考えれば、文化を失っていく過程とも言えるのである。展示の終わりの部分では、このような状況におかれても、彼らは先住民であることを訴え続け、先住民認定問題を戦ってきたとして締めくくられる。この展示により、マイアミの人々は、ヨーロッパ系住民が入植するずっと以前からインディアナに暮らし、今まで先住民として生きてきたという、歴史の連続性を表現している。先住民こそが、インディアナの「起源」であることを主張していると考えられるのである。

2 博物館と先住民

アイテルジョーグ博物館は、ヨーロッパ系の人々が主体となって設立・運営してきた博物館である。全米規模の活動を目指してきた同館は、1990年代前半に深刻な経済危機に陥った。この打開策として、博物館は、地域社会の利益に応える活動によって収入を増やす努力を行った。この経験が、地域社会に目を向けるきっかけとなったと考えられる。そして同館で初めて特別展を制作するにあたり、地元の先住民マイアミの歴史を取り上げたのである。

「マイアミ展」では、諮問委員会での展示への助言、展示場で上映するインタビュー・ビデオの収録、開会式・閉会式への参加など、マイアミの人々が多方面にわたって協力した。「マイアミは、アイテルジョーグ博物館に先住民のキュレイターがいたので、信頼して展示を任せることができた」と民族史家ステュアート・レイファート (Stewart Rafert) はインタビューで語った。この展示では、彼のマイアミに関する研究書' Miami Indians of Indiana: A Persistent People 1654-1994' を基本情報として採用していた (Rafert 1996)。「自分はマイアミの先住民認定に関する法廷への書類作りなどを長年手伝ってきて、彼らのことはよく知っているからね。」レイファートの研究を展示制作の基本路線として採用したことでも、マイアミの人々が安心感をもって展示制作に参加できた理由の一つと考えられる。

ヨーロッパ系住民が先住民の協力を得て作ったこの展示は、主流社会の博物館の変化を示すものと考えられる。「マイアミ展」閉会式には、チーフや諮問委員が招待され儀礼が執り行われた。伝統的ドラム演奏グループの演奏が行われ、スピリチュアル・リーダーによって祈りが捧げられた。そしてチーフは、「マイアミ展で、現代の問題に焦点が当てられたことを評価したい。」とスピーチの中で述べた。博物館長も、「マイアミ族と博物館の関係はこれが出発点である。」と語った。この特別展では、博物館側が先住民に協力を求めて展示の制作にあたったことで、主流社会の博物館において、先住民が自分たちの歴史解釈を提示し、意見を述べる貴重な機会となったのである。

VI 結語

本論文では、米国インディアナ州の博物館におけるヨーロッパ系住民と先住民が、どのようにインディアナの「開拓」の歴史を表象し、そのことがどのような対話をひきおこしているのか検討してきた。

ヨーロッパ系住民は開拓を「文明化」として意味づけ、自分たちを文明の側に、先住民を自然の側におき、環境という枠組みで先住民を捉えていた。しかし先住民自身はこのような枠組みで自分たちを捉えてはおらず、スピリットと言い表される精神世界とのつながりによって先住民であることを表現していた。「開拓」も、先住民にとっては「侵略」を意味していた。

アイテルジョーグ博物館の「マイアミ展」では、先住民認定という問題を明らかにし、現在にいたる処遇の不当性を訴えたのである。先住民を自然の側におき、現代アメリカ国家を文明社会の出発点とすることは、社会の「起源」をヨーロッパ系住民に求めることにもつながる。しかしマイアミの人々は、リビング・ヒストリーなどの文化活動を通して、自分たちの歴史の連続性を提示し、先住民こそが、インディアナの「起源」であることを主張しているのである。

博物館が、運営上の理由により地域社会に目を向けたことで、エスニック・マイノリティとしての先住民も、博物館のターゲットに入ってきた。また1960年代後半に始まったエスニック・リバイバルは、1990年代には博物館のスタッフ構成や、それに伴う展示・教育プログラム制作にも影響を与えるようになり、博物館は、ヨーロッパ系住民のみを視野に入れて活動することはあり得なくなってきたのである。このような変化は、博物館が、多民族で構成されている地域住民に貢献できる可能性を示している。しかし、「マイアミ展」が特別展であったことも忘れてはならない。先住民が主流民族と対話を重ねることのできる場は、依然として限られているのである。

以上の点から、博物館という場は、地域社会の異なる文化的背景を持つ人々には、それぞれの歴史解釈があることを示しながら、それをめぐって両者に対話を引き起こす可能性を提供しているのである。

注

- 1 1812年のティペカヌーの戦いは、先住民が計画した部族間の大連合と、それを阻止しようとする政府軍との戦いである。この敗戦によって先住民の計画は頓挫した。一方、戦功をあげたウィリアム・ヘンリー・ハリソンは、1841年に合衆国第9代大統領に就任した。

引用・参考文献

- ボドナー、ジョン 1995『鎮魂と祝祭のアメリカ歴史の記憶と愛国主義』東京：青木書店
(John Bodner, *Remaking America: Public Memory, Commemoration, and Patriotism In the Twentieth Century*, 1992, Princeton University Press.)
- クロノン、ウィリアム（佐野敏行 藤田真理子 訳）1995『変貌する大地—インディアンと植民者の環境史』勁草書房 (William Cronon, *Changes in the Land: Indians, Colonists, and Ecology of New England*, 1983.)
- Crumrin, Timothy ed, 1998 [1996] *Hoosier Miscellany: A Collection of Tales, Trivia and Tidbits about Early Indiana*, Conner Prairie
- Gable, Eric 1997 "Making a "Public" to Remake the Past at an American Heritage Site"
MUSEUM ANTHROPOLOGY Journal of the Council for Museum Anthropology,
Council for Museum Anthropology vol.21, no.1, pp.57-68.
- ギアーツ、クリフォード 1988 [1987]『文化の解釈学』東京：岩波書店.
- Hudson, Kenneth 1988 [1987] *Museum of Influence*, New York: Cambridge University Press.
- Hoover, Dwight W. 1980 *A Pictorial History of Indiana*, Bloomington: Indiana University Press.
- 岩淵潤子 1995『大富豪たちの美術館—アメリカ・パトロンからの贈り物』東京：PHP研究所.
- Leon, Warren and Piatt 1989 "Living History Museums" ed. by Leon, Warren and Roy Rosenzweig *History Museums in the United States: A Critical Assessment*, Urbana and Chicago: University of Illinois Press. pp.64-97.
- Madison, James H. 1986 *The Indiana Way: A State History*, Bloomington & Indianapolis: Indiana University Press; Indiana Historical Society.
- Norkunas, Martha 1993 *The Politics of Public Memory: Tourism, History, and Ethnicity in Monterey, California*, Albany: State University of New York Press.
- Rafert, Stewart 1996 *The Miami Indians of Indiana: A Persistent People 1654-1994*, Indianapolis: Indiana Historical Society.
- Wallace, Michael 1986 "Visiting the Past: History Museums in the United States" *Presenting*

the Past: Essays on History and the Public, ed. By Susan Potter Benson, Stephen Brier, and Roy Rosenzweig, Philadelphia: Temple University Press. pp.137-161.

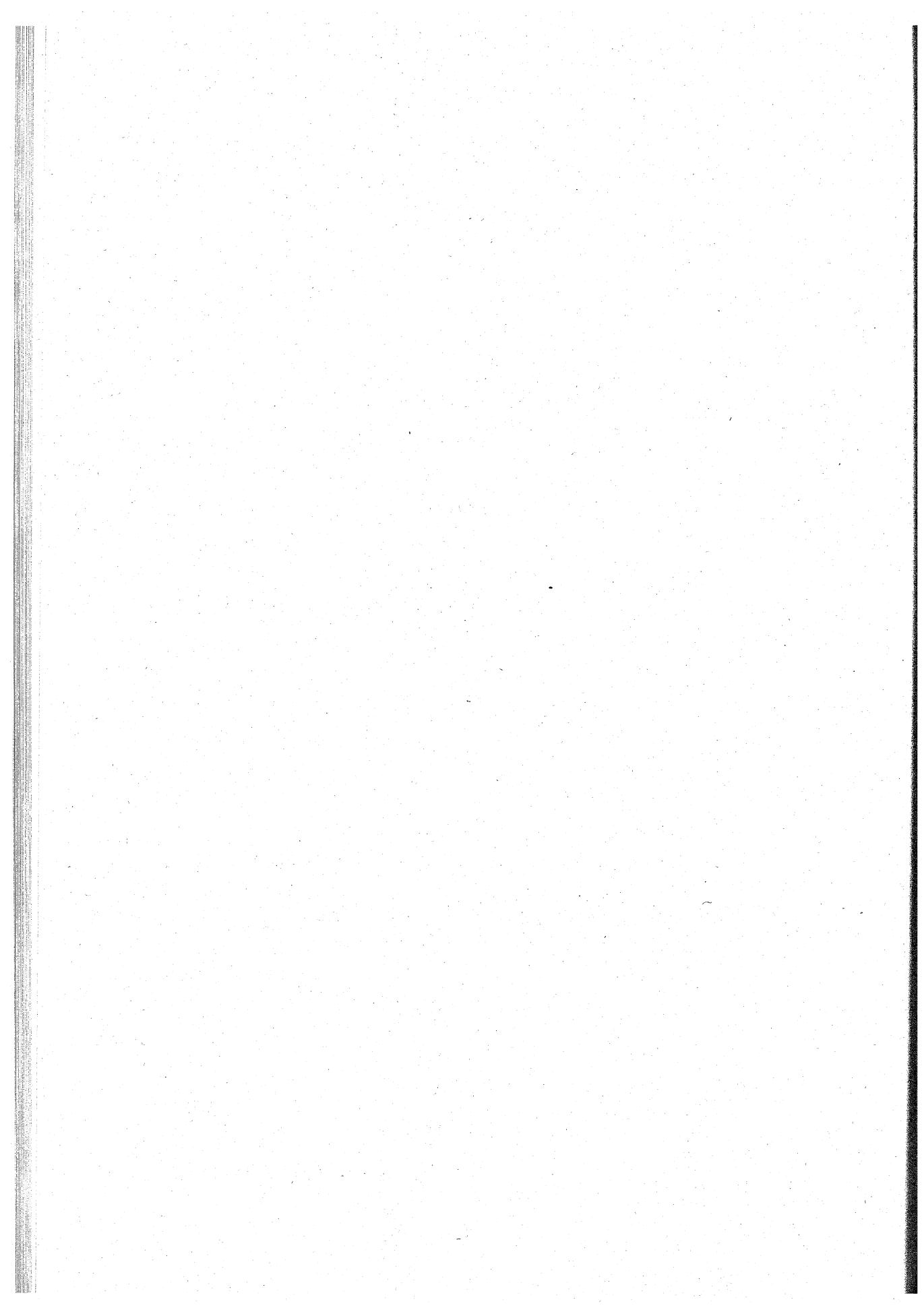
資料

Conner Prairie 1996 Annual Report. Department of Advertising and Marketing / The Indiana Star / News April 22, 1999, P6. Official Guide to Colonial Williamsburg, 1998.

Historical Representation of Frontier Indiana: Anthropological Study of Museums

TAGAWA, Izumi

This paper describes the different ways that European Americans and Native Americans represent the history of Indiana at museums. Mainstream museums tend to exhibit Native American culture within the context of nature and the environment, whereas Native Americans prefer to identify themselves with faith for Spirit. At the Conner Prairie Museum, European Americans identify themselves as the pioneers in frontier, because their cultivation signifies the beginning of "civilization," and thus the starting point of the history of Indiana. When Native Americans, the Miami people, had a chance to organize a special exhibition, they emphasized their continuous existence in Indiana, and they identified themselves as the original people of the area, rather than the European American pioneers. In short, the museum is an arena where the image of local history is contested through various representations by people of different cultural backgrounds.



ナサニエル・ホーソーンと南北戦争

——「主に戦争のことについて—平和主義者による」を中心に——

山 本 雅

I

アメリカの南北戦争（1861-1865）は、アメリカ人同士が敵・味方に分れて、文字通り血みどろの争いをした激しい戦争であった。南軍がバージニア州にあるサムター要塞（連邦に所属）を攻撃することで南北戦争の戦端が開かれた。当時、リンカーン（Abraham Lincoln）大統領を含めてアメリカの誰ひとりとして、この戦争が以後5年も続き、あのような多大な戦死者をだそうとは想像していなかった。南北戦争において、北軍・南軍あわせた戦死者は約62万人と推定されている（井出131）。米国がこれまで戦ってきた外国との主な戦争、すなわち、独立戦争、米墨戦争、米西戦争、第1次世界大戦、第2次世界大戦、朝鮮戦争、ベトナム戦争における戦死者の合計は約57万人と推定されている（野村11）。これから考えると、南北戦争の戦死者の62万人という数字がいかに大きなものであるかが分かるであろう。当時、北部と南部を合わせた人口は約3000万人少々であった。だから単純計算で50人に1人の割合で死んだことになる。しかし上記の62万人というのは戦場における戦いにおいて死亡したものの数である。負傷してやがて死亡したもの、戦場で病気にかかり死亡したもの、戦争中に事故で死んだものたちの数はこの中に含まれていない。これらを含めると南北戦争で死亡した者の数はゆうに100万人を超えると思われる。

アメリカ建国の父祖たちは、人間の自由や平等、幸福の追求の価値を信じ、それを米国独立宣言の中にたかだかと謳いあげた。もちろん彼らの念頭には奴隸制度のことがあった。しかし彼らはこの「特異な制度」（peculiar institution）は、それが特異であり、邪悪であり、非人間的であるから、やがて自然に消滅するであろうと考えていた。しかし、南部の棉花が外国（主にイギリス）に多量に輸出され、南部の基幹産業として定着すると、奴隸制度は自然消滅するどころか、ますます南部に不可欠なものになっていった。独立宣言の精神にも悖り、キリスト教の人道主義にも反するこの制度に反対する声は主に北部において大きくなり、これを即時廃止しようとする運動は非常に激しくなっていった。

周知のことだが、南北戦争は、主に南部諸州において行われていた奴隸制度の撤廃のみを目指して行われた戦争ではない。この戦争が起こった最大の原因是、南部11州が結託して南部同盟国（Southern Confederacy）を設立し、連邦から離脱しようとしたことにある。奴隸制度

を含めた他のいかなることで妥協しようとも、連邦からの離脱は認められない（連邦議会の承認という手続きが必要）というのがリンカーン大統領の一貫した態度であった。また彼は奴隸制度を維持するかしないかは各州の専権事項であり、連邦はこれに介入するつもりは全くないし合衆国の憲法上でもそれは出来ないということを明確にしていた。このことを考えてみると、南部同盟国が北部との戦争に訴えてまで奴隸制度を守ろうとしたのは全く理屈に合わない。南部同盟は設立当初からその目的を欠いており、自己矛盾した組織であった。

作家ナサニエル・ホーリー（Nathaniel Hawthorne）は第14代大統領フランクリン・ピアス（Franklin Pierce）によってイギリスのリヴァプールの領事に任命された。彼は1853年より4年間、その任務をイギリスにおいて果たした。その後、彼は家族と共にヨーロッパの各地を旅行し、ローマにしばらく滞在したのち、1860年の6月に帰国した。通算7年にわたる、長い海外生活であった。そして翌年の4月には、先に述べた南軍によるサムター要塞の攻撃があったのである。彼はイギリスにおいては公務のかたわら、田園風景を楽しみ、名所・旧跡を訪ね美術館を訪れ、著名人との社交を楽しんだ。イタリアにおいてもそうであった。そして帰国したら1年以内に彼はこの戦争に巻き込まれたのである。もちろん海外滞在中にも本国における騒乱のニュースは彼のもとにも届いていたものと思われる。しかし、帰国して1年もたたないうちの国内の戦争は彼にとっては文字通り天地を揺るがすような出来事であったに違いない。

実はホーリーは帰国後しばらくして、健康の非常な衰えに苦しめられ始める。ホーリーの自筆の原稿の書体はいつも躍動的なものであったが、この頃からそれは急にいかにも弱々しい自信のないものに変化しているのである。ホーリーのこの健康の衰えが具体的にいつ始まったかは伝記作家の問題にするところであるが、それは、ホーリーがヨーロッパより帰国した頃（1860年）らしいということで研究者の意見が一致しているようである（Hull 204）。ホーリーの健康の衰えと南北戦争の因果関係は必ずしも明らかではないが、戦争が大きな精神的ストレスとなって彼を苦しめたことは間違いない。このことは当然彼の創作活動にも大きく影響したのである。『懐かしき我が故郷』（*Our Old Home*, 1863）の序文においてホーリーは次のようなことを書いている。「現在のこと、目先のこと、現実のことが私にとってあまりに強力になってしまいました。そしてそれが私の中の乏しい能力を奪ってしまっただけでなく、想像的文学作品に対する私自身の創作意欲さえも奪ってしまいました」（Hawthorne, *Centenary Edition* Vol.5, 4. 以下この版は、単にCEと記す）。ここで言う「現在のこと、目先のこと、現実のこと」とは勿論、南北戦争のことと言っている。

本論考の目的は、アメリカの作家ナサニエル・ホーリーに大きな衝撃を与えた南北戦争に対する彼の態度をさぐるものである。彼は南北戦争に対してどのような態度をとったか、何故この戦争が「彼の才能だけでなく彼の創作意欲までも奪う」までの大きな衝撃を彼に与えたの

か、とりわけ何故彼がこの戦争の中で、周囲の者たちと意見を異にし、周囲の者から孤立していったのかを検討する。より具体的には、ホーソーンが死去する2年前に雑誌アトランティック・マンスリー (*The Atlantic Monthly*) に寄稿した「主に戦争のことに関して一平和主義者による」("Chiefly About War Matters by a Peaceable Man" 1862) を取り上げて、ホーソーンの南北戦争に対する態度はどのようなものであったかを検討したい。

II

本論考のタイトル「ナサニエル・ホーソーンと南北戦争」は一見して陳腐なテーマであるように思える。何故ならこれはホーソーンの伝記作家たちにとって極めて重要なテーマであるからである。ホーソーンの伝記を書く場合、この問題をさけて通ることはできない。ホーソーンの伝記において、この問題に言及しないものはないといつていい。しかし、それにもかかわらず、私がこの論考でこのテーマを取り上げる理由がある。それはこの問題に関して、殆どの伝記作家・研究者がホーソーンの戦争に対する態度を多少誤解していると思うからである。例えば、ホーソーンの古い伝記作家の一人であり、ホーソーンの最も価値ある伝記の一つを書いたランダル・スチュアート (Randall Stewart) は、ホーソーンは「建国の父祖たちが造りあげた連邦」という考えに忠実であり、「戦争が一度始まったからには、最後まで勝利にむけて戦争を遂行すべきだと考えた」と述べている (Stewart 231-232)。しかし、この見解では、南北戦争に対するホーソーンの態度はリンカーン大統領を始めとする北部の多くの人々のそれと大差ないことになり、何故この戦争においてホーソーンが周囲の者から孤立していくのかが分からぬ。スチュアートはホーソーンを「不変の連邦という崇高な考え方」("Grand old idea of irrevocable Union") に忠実な北部の愛国者に仕立てあげたかったのだと思うが、これはホーソーンの手紙等の資料の中に見いだされる多くの事実やホーソーンの言動に一致していない。

ホーソーンの伝記に関して直ちに思い浮かぶのは、共に1980年に出版された2冊の大著、すなわちジェイムズ・メロウ (James R. Mellow) の『時代の中におけるナサニエル・ホーソーン』 (*Nathaniel Hawthorne in His Times*) とアーリン・ターナー (Arlin Turner) の『ナサニエル・ホーソーン伝記』 (*Nathaniel Hawthorne: A Biography*) である。前者においては、メロウはその著書の題名にたがわず、約40ページを費やして南北戦争の中で翻弄されるホーソーンの姿を描き出している (Mellow 530-70)。南北戦争に対するホーソーンの態度において、ホーソーンは時には愛国的に、時には反戦的になった。メロウはこのホーソーンの両側面のうち、どちらかというと反戦的な側面を強調しているようである。彼は「ホーソーンは終始一貫してこの戦争の目的を確信することができなかった」「ホーソーンは、奴隸制を廃止することが偉大な人道的努力であるとは決して考えてていなかった」の2点を強調しているが (Mellow 541)

これは全く正しい指摘である。そしてこの2点において、ホーソーンは当時の北部の大多数の人々の考え方とまっこうから対立しているのである。メロウの分析の弱点と私に思えるものは、ホーソーンは上記の2点に矛盾することも手紙の中で多く述べているのであって（その多くの例に、メロウ自身彼の著書の中で言及しているが）、これらをどのように解釈したらいいのかが示されていないことである。ホーソーンは最初は連邦に対して忠実であったが、徐々に反戦的になっていったのではない。彼はある時には愛国的であったかと思うと、別の時には反戦的になっている。くるくる意見が変わっているのである。

ターナーの伝記においては（これもメロウのそれと同様、優れた伝記であるが）そのホーソーンの戦争に対する態度の記述内容はメロウの場合とほぼ同じである。例証として使用されているホーソーンの手紙、その中の引用文も、ほぼメロウの場合と同じである。ただターナーがメロウと異なるところは、ホーソーンは愛国的な意見も、また反戦的な意見も述べているが、最終的にはホーソーンはアメリカで起こっていることへの「受容と諦め」（acceptance and resignation）に傾いていたことを強調していることであろう（Turner 370）。しかし私に言わせると、「受容と諦め」というのは、あくまで「しがたなしにそうなった」ということでありそれでは南北戦争に対するホーソーンの「本心」は何であったかという問題が残る。しかしその問題に対する答えはこのターナーの伝記には書いてないようである。もう一つターナーがメロウと異なるところ（そして優れていると思われる点）は、ターナーがホーソーンの南北戦争の戦場（首都ワシントン及びその近郊）の見聞録である「主に戦争のことに関して一平和主義者による」を、「当時の国内問題に関するホーソーンの見解を理解することにおいて、ホーソーンの文献の中で最も役立つもの」（Turner 364）と位置づけ、この隨筆の分析に多くのスペースを割いていることである。上に言及したホーソーンの「受容と諦め」もこの見聞録を精読することから得られた結論である。1980年には上記の二つの大著の他に、もう一つホーソーンの伝記が出版されている。それはレイモナ・ハル（Raymona Hull）の『ナサニエル・ホーソーン：イギリスでの経験 1853-64』（*Nathaniel Hawthorne: English Experiences, 1853-64*）である。これはその題名から推測できる通り、ホーソーンの全生涯に関する伝記ではなく、ホーソーンの後半生（ホーソーンがリヴァプールの領事に就任して以降の生涯）に焦点をあてたものである。だからこの伝記は、先の二つの伝記とは違って、ホーソーンの南北戦争への態度の分析においてそれだけより先鋭・精緻になっている。この中でハルが強調していることは、ホーソーンは、南北戦争の前においても、また途中においても、当時の多くのアメリカ市民と同様「自分がどこに位置しているか分からなかった」ということである。だからホーソーンは戦争に関しては最後まで「相対立する感情」（conflicting emotions）を抱いていたとハルは述べている（Hull 1980）。

ホーリーが後半生において書いた殆どの手紙は、現在では『ホーリー・センテナリー版』(*The Centenary Edition of the Works of Nathaniel Hawthorne*) の中の第18巻 (Vol.18 *The Letters, 1857-1864*) に詳しい脚注説明付きで読めるようになっている。これを読むと、ホーリーは奴隸制度に関するもの、南部同盟に関するもの、また連邦に関する多くの相互に矛盾することを述べている。だから「この手紙のこの文句がホーリーの本心である」と指摘できないのである。それで、南北戦争に関して、「ホーリーは自分の位置しているところがよく分かっていなかった」というハルの指摘は、私にはかなり説得力のあるものである。

ホーリーは政治家でもなければ、社会学者でもなければ、歴史学者でもない。彼はあくまで作家である。その上長いこと（7年間）アメリカを離れていた。だから南北戦争のような複雑極まりない問題に関して、我々はリンカーン大統領に期待するような首尾一貫性をホーリーに期待することはできない。またハルは、ホーリーの戦場の見聞録である「主に戦争のことに関して—平和主義者による」について、これをはっきりと「ホーリーの反戦論である」と断定している (Hull 209)。この見解には全く賛成である。ハルの意見は確かに私には説得力のあるものであるが、それでも疑問は残る。ホーリー自身相当な知識人であった。また周囲の親戚にも（特に義姉のエリザベス Elizabeth Peabody）、また彼の居住地であるコンコードにもエマソン (Ralph Waldo Emerson) やソロー (Henry David Thoreau) のような知識人が多くいた。そして戦争に関する議論は非常に活発であったはずである。このような中で、ホーリーが戦争について、「自分の位置が分からない」ことがありうるであろうか。

III

ホーリーの南北戦争への態度に関して問題は二つに絞られると思う。その二つの問題とは1. ホーリーの奴隸制に対する態度と、2. ホーリーの南部同盟に対する態度である。前者の奴隸制に関して、ホーリーは生き身の人間を売り買ひする奴隸制の非人間性、非人道性、非道徳性がどうもよく分かっていなかったように私には思える。ホーリーは確かに奴隸制度が“evil”であることは知っていた。しかし彼はそれ以上にこの問題に関する理解を深めようとはしなかった。奴隸問題に関して、アメリカ史の中でよく引用されるホーリーの有名な一文があるので、ここに記しておこう。ホーリーはフランクリン・ピアースのための大統領選挙応援用の冊子『フランクリン・ピアースの生涯』(*Life of Franklin Pierce, 1852*) の中で奴隸制度に関して次のように述べている。「奴隸制度は、神の意思が人間の努力によって解決させないようにしている諸悪の一つである。奴隸制度という悪は、適当な時期がくれば、人間が全く予見できない方法、また最も簡単で楽な方法によって、奴隸制度の効用が全て使い尽くされた時、神の意思がそれを夢のように消し去ってくれるであろう (Hawthorne, CE 23, 352)」ここ

でホーソーンは、奴隸制度は神がその効用を認めたから存在しているのであって、人間がいくら努力してもこれを解決できないと言っている。これにすぐ続けてホーソーンはこう言っている。「全ての歴史において、人間の意思と知性が、それが改革の目的で用いた方法によって何らかの偉大な改革をなし遂げた例は一つもない。世の進歩は、その全ての段階において、その背後の道に悪や間違いを残すのである。そしてその悪や間違いは、人間の中の最も賢明な者さえも決して意図的にただすことの出来ないものである (Hawthorne, CE 23, 352)」ホーソーンは以上のようなことを、合衆国の非常に多くの人が読むと分かっている大統領選挙応援用の冊子の中で述べたのである。こに至って我々は非常に奇妙なことに気づかざるをえない。世の中には多くの悪、間違い、不幸、不都合、貧困、不平等が存在している。だから我々はそれらをしっかりと認識し、それらの根源を探り、それらを是正して、全ての人々にとって住みよい社会を建設していくなければならないと思う。そうすることが人間社会の正しいあり方であると思う。実際アメリカの社会は（いや全ての人間社会は）そのような人間の努力の繰り返しを通して、現在のあるべき社会になっているのである。我々はそのような社会を造りあげたのは人間であり、人間の努力や意思であると思っている。これなくしては人間の社会はいまだに石器時代にいてもおかしくないのである。しかしホーソーンはそう思っていない。彼は人間の社会を動かしているのは人間ではなくて、神の意思（プロビデンス）だと言っている。人間はその努力や意思で全てをいい方向に変えたと思っているけれど、実はそれは神が人間にそうさせたのであって、人間の意思や努力がそうしたのではない。ホーソーンは社会のありように關して、当時の人々、あるいは21世紀の我々とは全く異なる考え方をしているのである。ホーソーンは人間の全ての所業の上に「神」という絶対的な存在を持ってきて、これが人間界の万事を司ると考えている。

上記のホーソーンの考えは、まったくそのままの形でホーソーンが晩年に発表した『大理石の牧羊神』(The Marble Faun, 1860) の中にも表れている。イタリアのある田舎町で主人公のケニオン（ホーソーンの分身）は多くの貧困者、病人、不具者に出くわすが、その時作者は「それは全て神の意思のなせる仕業である」と言っている (Hawthorne, CE 4, 307)。また、さらに驚くべきは、女性が悪漢によって暗がりで強姦され、不幸な目にあうのも、「それは神の意思のなせるわざである」とホーソーンは言っている (Hawthorne, CE 4, 413)。これは一体どういうことであろうか。何の罪もない女性が悪者によって不幸な目にあうのは、そこに神の見えざる意図があるのだとホーソーンは言っている。さらに上記の同じ考えは、ホーソーンの義理の姉エリザベスに宛てた手紙にもはつきりと書かれている (Hawthorne, CE 18, 116)。さらにまた、これと全く同じ考え方は後述するように、「主に戦争のことについて一平和主義者による」にも表れている。だからホーソーンのこの考え方、すなわち、世の中を変革し、い

い方向に動かしているのは神であって、人間ではないとする考え方は、ホーソーンの最も根本的考え方の一つであると理解することができる。これがホーソーンの首尾一貫した社会観であり、歴史観である。

さて、2. の問題、つまりホーソーンの南部同盟に関する態度に関してであるが、私はこれは上記のようなホーソーンの社会観・歴史観から推測できるような気がするのである。人間の意思や努力が社会を変えるのではないとホーソーンは言う。そういう意見であるなら、今 南部諸州が団結して連邦から離脱したいという時、「それなら、南部の望むようにさせよ」ということになるのではないか。そのような南部の考えを北部側の意思や努力でもって押しとどめようとするのは、神の御業の上に人間の意思を押しつけようとする「不埒な行為」ということになりはしないか。

そして実際、南部同盟に対するホーソーンの態度は首尾一貫してそれである。ホーソーンはある手紙の中でこう言っている。「南部に関しては私は南部を愛したことはない。南部と北部は互いに違う場所に所属している。両者共通の連邦というのは不自然である。それは人間が造り出したものであって、神の御業ではない。連邦が続く限り、北部人も南部人も本当の愛国的精神を感じることはないであろう (Hawthorne, CE 18, 355)」ホーソーンはこれに類するようなことを他の手紙でも述べている (Hawthorne, CE 18, 412)。だから、これはホーソーンの一貫した社会観・歴史観であると見ていいであろう。「南部が望むように、好きなようにさせよ」という北部人ホーソーンのこの意見は、まさに南部側の思うツボである。このような意見をホーソーンは政治的なこと、道徳的なことを考えて言っているのでなくて、「神の御業の前には人間の努力はしょせん無駄である」という彼の一生を貫く社会観・歴史観から言っているのである。

21世紀の我々の多くは全くの「後智慧」もって、ホーソーンのこの考え方を笑うかもしれない。しかし、当時アメリカの南部諸州の棉花産業は既に斜陽であった (ジョンソン 288-89)。他の国々（特にインドやエジプト）からの安い棉花に圧倒されて、経営の苦しい農場主が多くいた。それに、奴隸を産業に多く使用することは、それだけ機械化を遅らせることであり、産業効率を悪くする。すると、南部諸州は世界市場での競争に勝てなくなるから、いずれは南部の棉花産業は崩壊したと思われる。そうすると南部同盟は何年かは続いたとしても、最終的には崩壊するか自然消滅して、南部諸州はまた連邦に復帰したかもしれない。そうすると両軍合わせて62万人の死者やその他の多くの犠牲を出さなくともすんだであろう。歴史の研究において、「～であつたら」という議論は禁物であるが、長い目でみたら、あるいはそのようになっていたかも知れない。だからホーソーンのような考え方も決してありえない考え方ではない。

IV

さて以上のようなホーソーンの歴史観・社会観に関する知見を得たのち、ホーソーンの首都ワシントン及びその近郊における戦場の見聞録である「主に戦争のことに関してー平和主義者による」を読んでみよう。するとこの見聞録に関してどのようなことが言えるであろうか。この隨筆はホーソーンが、友人であり出版業者であるティクノー (William D. Ticknor) とともに、首都ワシントン及びその近郊を訪れ、実際の戦場を見学しに行った時のことと述べたものである。これはホーソーンの隨筆であって「ロマンス」(romance 虚構) ではない。この中でホーソーンは、首都ワシントンにおいて、リンカーン大統領への面会グループに割り込んで入り、大統領に特別製のムチを手渡したこと、近郊のアレクサンドリアに行き、エルマー・エルズワース (Elmer E. Ellsworth) 大佐 (その前年に、アレクサンドリアを連邦軍が占領する際、彼は宿屋に翻る南軍の旗を引きずりおろしたが、その時に宿屋の主人に射殺され、戦死者第1号となり、北軍の勇気のシンボルとなつた) ゆかりの宿屋を訪れたこと、またフォート・エルズワースにおいては、ジョージ・マクレラン (George McClellan) 将軍 (彼は全く優柔不断の人物であり、当時の「リチモンドへ進撃せよ」という世論に耳をかさず、世間から罵倒されていた) の閱兵の場面に遭遇し、将軍が馬の上から自分たちに会釈してくれたこと、またハーパーズ・フェリー (ここには連邦の兵器庫があり、1859年10月にジョン・ブラウン (John Brown) が徒党を組んで襲撃・占領し、奴隸たちの一斉蜂起をうながした場所である。奴隸の蜂起は起こらず、彼はロバート・リー (Robert Lee) 大佐の率いる連邦軍に逮捕され、2ヶ月後に絞首刑にされた) を訪れ、ここに収容されている南軍の捕虜たちに会ったこと、フォート・モンローにおいては、港に停泊している潜水艦のような形をしたモニター艦 (低舷側の甲鉄艦) を見て、戦争における機械の進歩に驚いたこと、また、首都ワシントンのウィラーズ・ホテルにおいては、戦時を反映して種々の人々が忙しく出入りし活気を呈していること、などを記録している。

「主に戦争のことに関してー平和主義者による」というこのホーソーンの戦場の見聞録に関して、私が特に面白いと思い、ホーソーンの南北戦争に対する態度を知る上においてこれが重要なと思うのは、この見聞録に重要だと思える箇所に丁寧に「脚注」が付けられていることである。例えば、先に言及したジョン・ブラウンに関して、ホーソーンはこう言っている。「私はこの人物の称賛者ではない」「この人物ほど正当に絞首刑にされた者はいない」。そして文章のこの箇所には次のような「脚注」が付けられいる。「このような嫌らしい意見を述べるのはマサチューセッツの息子か。恥を知れ！」(Hawthorne, CE 23, 427) この奇妙な「脚注」は、表面上はこの雑誌の編集者 (ジェイムズ・フィールズ James Fields) が付けたことになって

いるが、実はホーリー自身が付けたものである。つまり、ホーリーは寄稿者と編集者という1人2役を演じているのである。

先に述べたホーリーの歴史観・社会観からして、ジョン・ブラウンの無法行為はホーリーにとって、神を恐れぬ行為であることは明白であった。先の文章にすぐ続いてホーリーはこう述べている。「あらゆる常識人は、この問題を客観的に見た場合、彼の絞首刑には知的満足を覚えるであろう (Hawthorne, CE 23, 428)」。ところが周知の通り、エマソンやソロー、グリーリー (Horace Greeley, 「ニューヨーク・トリビューン紙」の編集者) を含めて、当時の知識人たちの多くは、奴隸制に反対して、死をも恐れず武器を持って立ち上がったジョン・ブラウンの勇気を褒めたたえたのである。それが当時の北部全体の雰囲気であった。このことから次のことが分かる。つまり、ホーリーが「主に戦争のことに関して—平和主義者による」において本文に書きつけたことがそのまま彼の「本音」であり、彼が心底考え、感じていたことである。そして、「脚注」に述べてあることが当時の社会の一般的な考え方である。「脚注」の意見はホーリーにとっては「建前」になる。このように「本音」と「建前」と思われるものの両方を、ホーリー自身が使い分けているからこの見聞録は面白いし、ホーリーの戦争に対する態度を知る上で有用なのである。

また、この見聞録のある別の箇所でホーリーはこう言っている。「どんな大規模な人間の努力も、それを実行する者の目的にかなうように終わったためしはない。人間の努力から生じる利点はいつも偶然的なものである。人間界の事故は神の意図である。私たちは自ら求めた善を得ることはできず私たちが思いもしなかった善をすることになる (Hawthorne, CE 23, 431)」。これは既に先に私が言及したごとく、ホーリーの首尾一貫した社会観・歴史観である。ところがこれに対して、ホーリーは次のような「脚注」をつけている。「著者はこの警句的文章の中に大きな意味を込めたと思っているようである。編集者はこの意見に賛成しない。賢く、善良な人間の行為は神の目的と一致している。そして目下の戦争は、このことの正しさを証明するであろう (Hawthorne, CE 23, 431)」。この二つの引用を比べて分かることは、ホーリーは「本音」の部分では、この戦争は「人間の意思による無駄な努力であるから、この戦争は間違っている」と言っている。そして反対に「建前」の部分では、「この戦争は正しい」と言っているのである。

さらにこの見聞録の最後の部分において、ホーリーはこう言っている。「首都ワシントンには北部側を心よく思わず、南部側に味方している人が多くいて、彼らは全てが戦争開始以前の国の状態に戻されることを望んでいる。南部の人は礼儀ただしく、思いやりがあり、これは北部側の粗野な実直な性質と対比されている」。そして更に続けてホーリーはこう言っている。「私は彼らが氣の毒であり、南部の人々が氣の毒である、そして特に北部の我々自身を氣

の毒に思う (Hawthorne, CE 23, 442)」。そしてこれに対する「脚注」はこうである。「戦争は北部の勝利以外で終わるわけにはいかない。既に北部側は勝利を手中に収めており、事態を收拾する力を有している。編集者は寄稿者の北部側への忠誠心を疑う。寄稿者の南部人の裏切り者への同情は時期尚早である」という内容のことを述べている (Hawthorne, CE 23, 442)。

さてここで、「主に戦争のことに関してー平和主義者による」において、ホーソーンの「建前」の部分を捨て去り、「本音」の部分だけを取り上げると、これがホーソーンの南北戦争に対する態度となる。そしてそこに表れたホーソーンの南北戦争に対する態度は明らかに「南部びいきの民主党員」のそれである。当時北部において、「南部びいきの民主党員」は「カパー・ヘッド」(copperhead, 頭が銅色の毒蛇のこと)と呼ばれ、忌み嫌われ、罵倒された。しかしホーソーンの本音の部分は全く「カパー・ヘッド」である。当時の代表的な「カパー・ヘッド」は先にも言及したホーソーンの友人であり、第14代の大統領であったフランクリン・ピアスであった。これは世間の周知の事実であった。しかし、南部の連邦離脱の問題に関しては、彼は徹底的にこれに反対し、連邦の維持を誰よりも熱心に主張した。ところがホーソーンは、今まで検討してきたように、「南部が希望するなら、連邦から離脱させればよい」という意見であった。だからホーソーンは、ピアスよりもさらに徹底した「カパー・ヘッド」ということになる。ホーソーンの知り合いの一人にヘンリー・トンプソン (Henry Tompson) というイギリス人がいた (ホーソーンのイギリスの最大の友人であったヘンリー・ブライト (Henry Bright) の義理の弟)。彼がアメリカを訪問し、コンコードにホーソーンを訪れた時、彼は日記にこう記している。「ホーソーンはカパー・ヘッドの中のカパー・ヘッドである。ホーソーンは黒人に関して多くの偏見を持っている。黒人は嫌な匂いがし、知能は低いというようなことを言っていた (Hull 215)」。この記録はホーソーンのどの正統的な伝記にものっておらず、レイモナ・ハルの伝記にのみ紹介されているものであり、貴重な情報である。私は案外このようないところに真実があるのかも知れないと思う。

ホーソーンの隨筆「主に戦争のことに関してー平和主義者による」には、後日談がある。この記事がアトランティック・マンスリー誌に発表されたのは7月号である。ところが、3ヶ月後の同じ雑誌(10月号)にホーソーンは次のような投書をしている。「編集係殿、7月号の私の無害な記事に対して、あのような恐ろしい、またひどい註をつけておいて、私から便りがあるなどとは思わなかつたことでしょう。あのような前代未聞のやり方で古い友人でもあり、忠実な寄稿者である私の記事を扱つたことを、編集者はどのように受けとめているのでしょうか (Mellow 557)」。これは一体どういうことであろうか。ホーソーンは自分で記事を書き、編集者になりかわって、自分で「編集者」による「脚注」をつけておいて、今度は本当の編集者に対して「そのような不当な扱い」に抗議をしているのである。これは全くのつじつまあわせ

であり、体裁のつくろいである。これは、当時いかにホーソーン自身の意見や立場が、当時の世間一般の人々のそれから大きく乖離していたかの見事な査証である。

V

旅行記「主に戦争のことに関する一平和主義者による」を発表した翌年（1863年）に、ホーソーンは『懐かしき我が故郷』（*Our Old Home*, 1863）を出版している。これは彼がイギリスに滞在した時のイギリス見聞録と言うべきものである。彼はこの中で、彼が職務を遂行した領事館のこと、ロンドンやその郊外の都市を訪問した時のこと、シェイクスピアやその他の文人たちの名所・旧跡を訪れた時のこと等を、ホーソーン独特の風刺とユーモアを持って述べている。彼はこれをアトランティック・マンスリー誌他にシリーズ物として掲載していた。ところがこれが意外に好評だったので、ホーソーンはこれを、新規の原稿も加えて一冊の本にして出版したのである。それはそれでいいのである。非常にやっかいな問題は、この本の献辞対象者を誰にするかをめぐって起つて来た。そしてこの問題を通して、私たちはホーソーンの南北戦争に対する態度を知ることができるのである。

ホーソーンはこの見聞録の献辞対象者として真っ先にフランクリン・ピアスを考えた。その理由は、既に述べたように、ホーソーンをリヴァプールの領事に任命したのはピアスだったからである。そのお蔭で、ホーソーンはイギリスに4年間滞在でき、さらにフランスとイタリアに3年間滞在することができ、家族と共に各地を旅行し見聞を広めることができた。そして帰国して、今回の『懐かしき我が故郷』というイギリスの見聞録を出版することができた。それがホーソーンの考えであった。これはそのことだけを考えれば当然至極の考え方である。しかしこれには大きな問題があった。フランクリン・ピアスは、その時はもう既に大統領職をしりぞいていたが（後任の15代大統領はジェイムズ・ブキャナン James Buchanan），それなりに彼の言動は注目されていた。そして彼は以前と同じように「南部寄り」の発言を繰り返していたのである。「南部寄り」の発言とは、南部諸州における奴隸制の存続の支持、連邦内における奴隸州の拡大の支持、北部のアボリショニスト（abolitionists 奴隸制反対者）への反対等である。彼はこのようにすることが合衆国憲法の条文にかなうことであり、南部諸州の連邦離脱を防ぐことができると考えていた。

実は、フランクリン・ピアス（日本人には馴染みない名前のように聞こえるかも知れないがペリー提督 Commodore Mathew C. Perry を1853年に日本に派遣し、日本との国交を開かせたのはピアス大統領である）が第14代大統領に選出されたのは、彼の上記のような政治的態度があったからである。大統領選挙の時の相手側（共和党）の指名候補者は、南北戦争時の英雄ウィンフィールド・スコット（Winfield Scott）将軍であった。スコット将軍は選挙キャンペー

ンにおいて奴隸制反対を声高に唱えた。結果は、全国民投票で両者はほぼ互角であったが（ピアスの160万人対スコットの140万人）、選挙人の獲得でスコット将軍はピアスに大敗した（ピアスの254人対スコットの42人）。大統領に当選したのち、ピアスは閣僚たちの多くを南部びいきの者でかためた。そして、陸軍長官にはジェファソン・デイビス（Jefferson Davis、後の南部同盟の大統領）を任命した。このようなピアス政権のもとでの主な国内政策は、「ガズデン購入」（Gadsden Purchase 南部横断鉄道の建設用地の買収）の実施、「カンザス・ネブラスカ法」（Kansas-Nebraska Act 奴隸州の拡大を画策する意図を持った法律）の制定であった。これらは、いずれも南部諸州を懷柔するための施策であった。つまり、ピアスはアメリカ史上最も「南部よりの北部人」の大統領であったのである。それゆえ当然のことながら、彼は北部の者たちからは「カバーヘッド」（南部びいきの民主党員）として毛嫌いされ、罵倒された。

『懐かしき我が故郷』のピアスへの献辞を思い止まらせようとした人々は多くいた。その中でもホーソーンの義姉であるエリザベス・ピーボディは特に熱心であった。彼女は、世間の諸般の事情を考えると、この時期にピアスに献辞することは不適切であると考えた。そして、そのことを妻のソフィアやホーソーン自身に熱心に訴えた。これに対するホーソーンの反応は、「ピアスがそのような危機的状況にあるなら、この際に友人として彼に献辞するのは尚更である。この書の売れ行きがそれで落ちたとしても、たかが1000ドルや2000ドルがどうしたというのだ（Hawthorne, EC 18, 586）」というものであった。ホーソーンはこの頃はエマソンやソローと共に、アメリカを代表する文人の一人であった。だから、ホーソーンがこのような、世間に「ゆゆしき」献辞をしたことは、それ自体非常に評判になり、この本は売れ行きが落ちるどころか、逆に伸びたのである。

ここで私が言いたいことは、ホーソーンはピアスへの献辞の理由はあくまでピアスとの長年の友情にあるとしているが、それだけではないということである。ホーソーン自身この献辞の政治的意味は十分承知していたはずである。だから、ホーソーンはピアスの政治的信条の多くにほぼ賛同をしていたと思われる。そう考えるのが自然である。そうでないと、幾ら大学（ボウドン大学）の同級生であり、友人であり、恩人であったとしても、政治的意見を全く異にする者に対して（特にその者が社会から罵倒されている時）、誰が献辞を書くであろうか。ホーソーンはピアスの意見に賛同するところが多かったのである。

ピアスへの献辞付きでこの本が出版された後にも、ホーソーンは隣りのニューハンプシャー州のピアスの演説会場にわざわざ出掛けて行き、来賓として舞台の上に座ったりしているのである。ピアスは確かに「南部びいき」であった。しかし、彼は南部諸州の連邦からの離脱には断固反対した。つまり、彼はこの問題においては態度を豹変させたのである。先に私は、旅行記「主に戦争のことに関して—平和主義者による」を取り上げ、その中の奇妙な「脚注」に言

及した。これはホーリーなりの彼の態度の変化を表したものと考えられる。ホーリーは政治的なことに関しては、ピアスと同一歩調をとっているのである。翌年（1864年）ホーリーは、ピアスと一緒に立ってニューハンプシャー州内の旅行にでかけたが、その途中に滞在した宿屋において夜半に客死した。60歳の誕生日の少し前であった。ホーリーは決して南北戦争の決着を見ることはなかった。

ホーリーの南北戦争に関する態度の私の以上の考察から言えることは次の通りである。従来のホーリーに関する伝記においては、北部の大義に賛成し、連邦維持のための戦争を肯定し、国家を愛する者としてのホーリーを強調するものが多かった。そしてホーリーのその面を強調したければ、我々はそれを支持する多くの発言を彼の手紙等の資料の中に幾らでも見つけることができる。しかし、私は上記の研究から、これは多少変更を要するのではないかと思う。もう少しホーリーを「カバー・ヘッド」の観点から見直す必要があるのではないかだろうか。「カバー・ヘッド」というと、それは当時の社会で最も忌み嫌われたものを表す言葉であったかもしれない。しかし、それは単なる政治的意見を表現する言葉であって、それ自体決して恥すべきもの、悪しきものを表してはいない。ホーリーは、ピアスもそうだが、最後まで戦争を避けようと思った。そしてあのような意見を述べたのである。悪しき制度を持つ南部、悪者の南部、打倒南部という北部の大合唱の中で、ホーリーの意見は彼をますます周囲の者から孤立させていった。しかし、どの時代においても、またどの社会においても、反戦の意見は常に貴重である。そのことを我々は知らなければならない。

引用・参考文献

- 井出義光 『リンカーン：南北分裂の危機に生きて』、東京：清水書院、1981.
- Mellow, James. R. *Nathaniel Hawthorne in His Times*. Boston: Houghton Mifflin Co. 1980.
- ジョンソン ポール. 『アメリカ人の歴史II』、別宮貞徳（訳）共同通信社出版、2002.
- Stewart, Randall. *Nathaniel Hawthorne: A Biography*. New Haven: Yale Univ. Press, 1948.
- Turner, Arlin. *Nathaniel Hawthorne: A Biography*. Oxford: Oxford Univ. Press, 1980.
- 野村達朗 『フロンティアと摩天楼』、東京：講談社、1989.
- Hull, Raymona, E. *Nathaniel Hawthorne: English Experiences, 1853-1864*. Pittsburgh: Univ. of Pittsburgh Press, 1980.
- Hawthorne, Nathaniel. *Our Old Home in The Centenary Edition of the Works Nathaniel Hawthorne*, Vol.5. Ohio: Ohio State Univ. Press, 1970.
- _____. *The Letters: 1857-1864 in The Centenary Edition of The Works of Nathaniel Hawthorne*, Vol.18. Ohio: Ohio State Univ. Press, 1970.

_____. "Life of Franklin Pierce" in *The Centenary Edition of the Works of Nathaniel Hawthorne*, Vol. 23.

_____. "Chiefly About War Matters by a Peaceable Man" in *The Centenary Edition of the Works of Nathaniel Hawthorne*, Vol. 23.

Nathaniel Hawthorne and the Civil War:

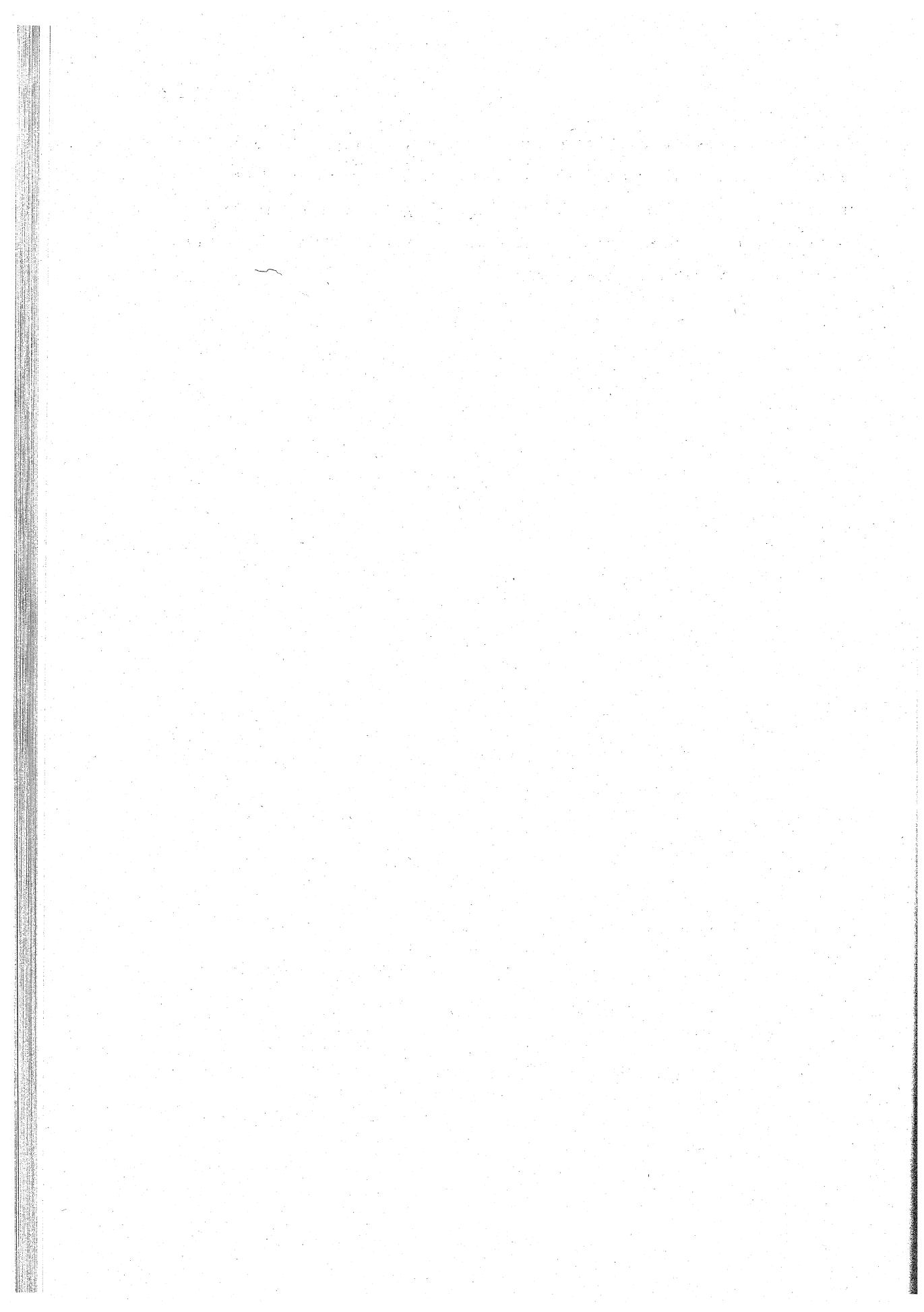
With Special Emphasis on "Chiefly About War Matters by a Peaceable Man"

YAMAMOTO, Masashi

One of the events that gave Nathaniel Hawthorne (1804-1864) such a shock in his later years was the Civil War (1861-1865). As he wrote in 1852, "It (Civil War) took away not only my scanty faculty, but even my desire for imaginative composition." This article of mine intends to examine Hawthorne's attitude toward the Civil War. The established idea on this question, which is most clearly stated by Randall Stewart, one of Hawthorne's early biographers, has been that Hawthorne eventually assumed the Northerners' attitude, that is, he opposed slavery, and he also opposed the secession of the Southern Confederacy from the Union. Hawthorne's other biographers, for instance, James Mellow and Arlin Turner, more or less followed Stewart's ideas. Only Remona Hull, writing Hawthorne's biography focusing solely on Hawthorne's later years in 1980, disagreed with them, and insisted that, as to such complicated matters as the Civil War, "Hawthorne was confused and didn't know where he stood." My idea on this matter, i.e. Hawthorne's attitude toward the Civil War, is that it was more or less in line with that of "copperhead", a word which originally means a poisonous snake, but meant, in those days, supporters of the Southern cause. It seems to me that Hawthorne's "copperhead" attitude is most clearly expressed in his essay titled "Chiefly About War Matters by a Peaceable Man" written in 1852, two years before his death. In this strange essay, he expressed his *Honne* in the body of the essay, and his *Tatemae* in the curious footnotes he attached to the article. His *Honne* is that of genuine "copperhead".

This is also proved by the fact that, politically, he walked in the same steps with Franklin Pierce, 14th president of the United States and Hawthorne's old friend. In those

days, Pierce was the representative "copperhead" and hotly hated by Northerners. In spite of this fact, however, Hawthorne dedicated his *Our Old Home* (1863), a collection of his travel essays in England, to Pierce. It is my idea that Hawthorne did so because some of Pierces's political ideas were also his. In conclusion, I maintain that Hawthorne's attitude toward the Civil War should be reassessed.



王国の電話は鳴り続ける

—A Connecticut Yankee in King Arthur's Court を巡る百年史

辻 和 彦

1 社会／歴史反映性問題の批評史

1889年に出版されたマーク・トウェイン (Mark Twain) の『コネティカット・ヤンキー』 (*A Connecticut Yankee in King Arthur's Court*) は、彼の代表作である『ハックルベリー・フィンの冒険』 (*Adventures of Huckleberry Finn*, 1885) と同様に、特にその結末を巡って出版以来既に百年以上多くの研究者達によって論評されてきた。「19世紀のアメリカ人技師ハンク・モーガン (Hank Morgan) が時空を飛び越えて 6 世紀のイギリスに漂着し、アーサー王宫廷で大活躍をする」という一見荒唐無稽なこの物語を論じたそれらの批評群を辿ると、観点においても方向性においてもまことに様々なものが存在するが、あえて社会／歴史反映性の問題を論じているということに絞って分類するなら、以下 2 から 6 まで論じる 5 項目ほどに分けることが可能であろう。その具体的な整理については後にまた触れるとして、この作品の骨格には、執筆当時のテクノロジーの急速な発展と、同時代の国際情勢、そしてこれらの背後にある歴史認識の問題という三点の主題が強く作用していることをまず指摘しておきたい。作品内でともすれば曖昧に呈示されているこうした問題を巡って、結果的に様々な批評が生まれたわけであるが、少なくとも『コネティカット・ヤンキー』が社会／歴史反映性の要素が強い作品であるということは、既に長い批評史の中で同意が得られている。以下の論議はこうした前提を踏まえた上で、『コネティカット・ヤンキー』を21世紀初頭の現代の視点から分析することを試みたものである。

2 アメリカ史と『コネティカット・ヤンキー』

『コネティカット・ヤンキー』における社会／歴史反映性を論じた批評の中でも、最も初期に浮上し、また現在でも最も一般に流布していると思われるのが、「6世紀から19世紀まで根源的な変化なしに存在してきたイギリスないしはヨーロッパの封建的階級制度への作者トウェインの痛烈な批判」という主題を扱ったものである。確かにこの「階級制度への批判」は、物語を一読すれば誰しも最初に浮かんでくる印象であり、またトウェイン自身も後に自伝の中でこうした見解を認めるような言及をしている。

A Connecticut Yankee in King Arthur's Court was an attempt to imagine, . . . the hard

conditions of life for the laboring and defenseless poor in bygone times in England, and incidentally contrast these conditions with those under which the civil and ecclesiastical pets of privilege and high fortune lived in those times. (Neider 271)

しかしながらこの物語の社会／歴史反映性問題が、決してこの主題のみに留まるわけではないのは、例えば『コネティカット・ヤンキー』の創作状況を視野に入れれば理解できるであろう。

『コネティカット・ヤンキー』の創作アイデアの誕生は、1866年にマーク・トウェインがハワイを訪れた際にまさかのぼられる。当地の封建的な社会制度を珍しく見たトウェインは、ハワイを舞台とした小説のプランを練ることになるが、1872年以来数度訪れたイギリスでの体験などに影響され、舞台をイギリスに転換することにする。またこれには1884年12月に友人の作家G・W・ケーブル (G. W. Cable) から渡されたトマス・マロリー (Thomas Malory) の『アーサー王の死』 (*Le Morte d'Arthur*, 1469) にトウェインが大きな影響を受けたという事情もあった。

こうした状況を考慮する限り、この作品の根本的なモチーフはヨーロッパの封建制度への単純な批判ではなく、その背後にある、より巨大な潮流を意識したアイロニーであると考えた方がむしろ順当であろう。先に引用したトウェインの自伝中の言及の続きを次の通りである。

That advantage is still claimable and does creditably and handsomely exist everywhere in Christendom—if we leave out Russia and the royal palace of Belgium... The royal palace of Belgium is still what it has been for fourteen years, the den of a wild beast, King Leopold II... Russia is way back of the Middle Ages; the Middle Ages are along way in front of her and she is not likely to catch up with them so long as the Czardom continues to exist. (Neider 271)

彼の批判の矛先は、もはや中世の封建制ではなく、当時の世界においてコンゴ植民地やロシア農奴制を維持する力へと向かっている。このことは彼の『コネティカット・ヤンキー』創作意識を知る上で極めて重要なといえるだろう。

さて、「ヨーロッパの封建的階級制度への批判」という主題を乗り越えたかたちでしばしば浮上てくるのが、「南北戦争中から創作当時に至るまでのアメリカ国内政治への風刺」という問題である。既に広く知られているように、エヴァレット・カーター (Everett Carter) はこの作品の解釈をめぐって、「過去をセンチメンタルに保守しようという立場への非難」という読みを支持する者を“hard critics”，「テクノロジーと物質文明へのアメリカ的信仰に関して

曖昧、もしくは攻撃的な態度」という読解の立場をとるものを“soft critics”と呼び、「ソフト・クリティクス」の立場が増えてきていることを指摘した(Ensor 434)。言い換えるならばこの作品の風刺の対象が、6世紀のイギリスへ向かっているのか、19世紀後半のアメリカに向かっているのか、ということであるが、1978年にカーターがこの問題を指摘した時点で、『コネティカット・ヤンキー』が当時のアメリカを戯画化しているという立場の方が主流になっていたのである。日本においては後藤和彦が『迷走の果てのトム・ソーサー』において、こうした議論を踏まえた上で後者の立場を用い、『コネティカット・ヤンキー』を分析している(後藤240-49)。

しかしこうした論を探る後藤自身が「我々にとって、この小説自体が6世紀的後進性と19世紀文明の非人道性のどちらをより多く批判しているのか、さほど問題ではない」(262)と言いつ切るとおり、より深いレベルでは、この両者の違いは決して大きなものではない。トウェインにとって6世紀封建制の後進性、あるいは南北戦争以後のアメリカの国内情勢は戯画化の過程における「道具」ないしは「材料」であって、その風刺が最終的に向かう対象ではなかったと考えられるからである。というのは、次の項目で改めて論じるように、この2つの主題では收まりきれない要素がこの小説には数多くある上に、何より先ほど挙げたトウェインの自伝中の言及が、先程述べた「より巨大な潮流を意識したアイロニー」というものを示唆しているからである。この物語の社会／歴史反映性問題をさらに巨視的な視座で捉えなければならないことが必然的に要請されてくる。

3 ポスト植民地主義時代のアーサー王国

こうしてこの物語を「より大きな視野」、即ち「より巨視的な歴史観」から眺めると、次に現れるのは「建国以来のアメリカの原住民に対する傲慢な支配政策への揶揄」という主題である。こうした論を探る論者としての一例は、ワーナー・ソラーズ(Werner Sollors)が挙げられるが、彼は次のように述べる。

MT's [Mark Twain's] sixth-century British aristocrats resemble American Indians.... It was MT's obsession to identify Indians and aristocrats.... "Medieval England" is thus another Golden West for HM [Hank Morgan],.... One is tempted to read the novel as a roman a clef about the white settlers' treatment of American aborigines, in which Hank plays the part of the whites... (Sollors 296)

このような主張には、この作品の各所にアメリカ原住民に関する記述や比喩がある以上、一定の説得力があることを認めざるを得ない。またこうした見解は決して珍しいものではなく、

エリック・チェイフィッツ (Eric Cheyfitz) も、かつてウィリアム・ディーン・ハウエルズ (William Dean Howells) も注目していたこの作品中の“white Indian”という語に焦点をあて、ハ�クの「プロスペロー」(Prospero) 的側面に光を投げかけている (Cheyfitz 32-33)。

しかしいくら作品中に戯画化されたアメリカ原住民の姿が描かれているからといって、『コネティカット・ヤンキー』の提示する問題のすべてがアメリカ植民問題に集約するわけではない。これはソラーズも認めており、次のようにも指摘している。

HM literally speaks with what MT assumed was the voice of an Afro-American slave, thus giving CY (*Connecticut Yankee*) a specifically polyethnic and multivocal quality.... The inhabitants of MT's medieval world might be termed "white man's Arthurians" who could stand not only for modern English men but also for American Indians and slaveholders, while HM takes the double part of the white settler who tries to "civilize" Indians and of the latter-day Yankee abolitionist who attempts to end African slavery anew. (Sollors 299)

つまりこの小説における植民問題の投影も単純な図式ではないわけであり、南北戦争を挟んでの南部奴隸制の問題と同様、実際の6世紀の英國封建制の実体を知らないトウェインが、文学上のレトリックとして使用していると考えるのが妥当であろう。

しかしながら同時に、このアメリカ植民の問題に注目することは、新たに別の問題を提起することでもある。チェイフィツが指摘するように、植民地主義という思想が生まれる背景には、テクノロジーの進歩という別の問題が存在した。特に19世紀におけるコミュニケーション・ツールと大量殺戮兵器の急速な発展は、この作品の形成にも大きな影響を与えており、トウェインが『コネティカット・ヤンキー』においてなぜ植民地主義問題にこれほど固執しているかという問い合わせに対する、一つのヒントになりうるのである。

4 電信と電話

19世紀後半の情報テクノロジーに関わる、最も注目すべき発明品の代表リストに、電信と電話を省く者はいまい。S·F·B·モース (S. F. B. Morse) 達によって開発され1844年に実用化された電信は、本格的に執筆活動を始めた頃のトウェインにとって既に馴染み深いものであり、書簡集にはあちこちに電信を送る彼の姿が記録されている。例えば彼が1872年に渡英した際には、66年に敷設されたばかりの大西洋横断回線を通じて来た、妻オリヴィア (Olivia) からの電信による便りによって帰米しているのである。

一方76年にアレクサンダー・グレアム・ベル (Alexander Graham Bell) によって特許を出願された電話は、ボストンとプロビデンス間に81年に回線が敷設されてから急速に発展することになるのだが、実はトウェインは既に77年、もしくは78年の初頭にハートフォードの自宅に電話回線を引いていた。そして同時に並行するように電話を主題にした小説の執筆に取りかかっていたのである。77年に書かれ、78年3月号の『アトランティック・マンスリー』(Atlantic Monthly) に掲載された「アロンゾ・フィット・クラレンスとロザンナ・エセルトンの恋」("The Loves of Alonzo Fitz Clarence and Rosannah Ethelton") は、電話を本格的に取り入れた世界最初のフィクション作品であるとされている。

このように電信、電話という当時の最新のコミュニケーション・ツールとトウェインが密接に結びつき、また彼がその影響下で作品を執筆していたことは、『コネティカット・ヤンキー』という作品を考える上でも重要であろう。この物語においても、こうした情報機器問題が全面的にストーリーに大きな影響を与えているからである。

19世紀アメリカから6世紀イングランドへ来たハンクが、宮廷でアーサー王の親任を得た後に行う最初の改革の一つは「電信と電話」の敷設である。ハンクはこれらの開発者であるモースやベルを含む発明家7人を「神の後のこの世界の創造者」と崇めるほど、情報テクノロジーに対して信頼を寄せている。実際彼があまりに寝言で呟くため、その妻によって赤子の名前になまでされてしまう言葉とは“HELLO-CENTRAL”（もしもし交換手さん）なのである。彼の改革が進んだ結果、電信電話網がすっかりイングランドに行き渡り、ハンクはアメリカ発見の艦隊を送り込もうかと考えるまでに至る。しかし突如「電話と電信が途絶える」という事態に陥り、イングランドは元の「後進的状態」に戻ってしまう。敵対する「教会」と戦うことを決めたハンクは、彼のティーン・エイジャーの信奉者達を連れて洞穴に籠もり、サンド・ベルト地帯にて25,000人の敵兵を電気鉄条網、ダイナマイト、ガットリング銃で大量殺戮するという暴挙に打って出ることになる。

トウェインが『コネティカット・ヤンキー』を執筆していた当時、まさに電話や電信といった科学技術によって誰もが誰もと簡単に「繋がる」ような状況が生まれつつあった。しかし一見「人ととの間の壁を壊す」かのようなこうしたテクノロジーの発展は、『コネティカット・ヤンキー』後半で描かれるような「人を大量に殺戮する」技術の進化の歴史でもあった。このような作品内における情報テクノロジーの描かれ方に注目するなら、『コネティカット・ヤンキー』で戯画化されている社会は、6世紀のイギリスでもなければ、19世紀後半のアメリカでもなく、アメリカ原住民への強引な征服を迫る「植民地」だけではもはやありえない。まさにこうしたものすべてをひっくりめた「歴史」が支える、『コネティカット・ヤンキー』執筆当時の「世界」そのものがこの物語で描かれていると言わざるをえないるのである。

5 19世紀末国際状況と未来社会への予見

このように論を進めることができるとすれば、19世紀後半のアメリカがいわゆるパワー・ポリテックスといわれる政策をとりつつ、ヨーロッパ列強と同じく海外への拡張化を図ったことが、『コネティカット・ヤンキー』との関係上において、まさしく焦点化されてくるわけである。もちろんここで気をつけるべきなのは、いわゆるアメリカの「帝国主義」政策は、1890年代後半以後の米西戦争やフィリピン併合から始まったものであり、少なくとも『コネティカット・ヤンキー』が出版された時代において、アメリカが帝国主義国家であったという捉え方がされることは通常ないことである。従って『コネティカット・ヤンキー』の「発展途上国」描写というものが、すぐさま当時の欧米の植民地と重ねられるわけではない¹。

しかしながらジョン・カルロス・ロウ(John Carlos Rowe)が“*In Connecticut Yankee, Twain warns the reader that the United States is already following the lead of the European imperial powers, a message he would repeat with growing volubility in the anti-imperialist writings from 1898 to 1905*”(Rowe 188)と論証するように、トウェインの批判の対象が政治的帝国主義と結びついた資本主義、即ち“free-trade imperialism”(Rowe 184)であると理解するなら、『コネティカット・ヤンキー』で描かれる「後進世界と最新テクノロジーとの葛藤」が既に歴史において登場し始めていたということ、またトウェインが数十年後の世界を予見していたということが炙り出されてくる。

確かに後にトウェインは反帝国主義を明確に唱えた文筆活動に入り、アメリカの帝国主義政策を激しく非難した。『コネティカット・ヤンキー』で描かれている世界観は、自伝での彼自身の言及通り、後の世界の植民地主義の問題と非常に密接に結びついていることは確実である。

だが作品を丹念に読むと、トウェインが予兆しているのは必ずしも10年後のアメリカ帝国主義の問題だけではない。テクノロジーと国家の進展が生み出すさらに深刻な問題、もっと後になって登場する問題までがこの作品には書き込まれている。先に指摘したとおり、サンド・ベルトの陰惨な闘いは、最新兵器を使用した大量殺戮であるという点で、容易く第一次世界大戦や第二次世界大戦の戦闘を想起させる。この問題に関してソラーズは次のように述べている。

Early on, Hank uses the word “holocaust,” commenting on Sandy’s prose with a list of words . . . ; and in the miraculous tongue-twisters of Germanoid phrases that he uses during one of his “miracles,” one notices the persistently violent theme and the phrase “Massenmenschenmoerder” (. . . an awkward rendition of “mass murderer”), the ultimate fate of the speaker. (Sollors 302)

こうした視座から改めて“... English knights can be killed, but they cannot be conquered. We know what is before us. While one of these men remains alive, our task is not finished, the war is not ended. We will kill them all.’[Loud and long continued applause.]” (Twain, *Connecticut Yankee* 556) というサンド・ベルトのハンクの演説を読み直すと、まさしく彼と彼の少年達の言動は、20世紀に登場する「枢軸国」のファシズムの予見とも、あるいはそれに敵対するはずの立場、即ち1941年12月7日の真珠湾攻撃や2001年9月11日の世界貿易センター崩壊事件の際に発揮された、あの異様なアメリカン・ナショナリズムの表象であるとまでも「読む」ことが可能なのである²。

従ってこれまでの議論を整理するならば、この『コネティカット・ヤンキー』という物語は、少なくとも南北戦争以前の南部奴隸制から第二次世界大戦の終結までのおよそ百年という長い範疇を表象の射程に収めた類を見ない傑作である、ということができるであろう。あるいは先に述べた6世紀封建制への風刺やアメリカ原住民との「植民地」問題、21世紀初頭の現在まで続くナショナリズムの問題まで視野に入れると、さらに長い径間を対象としているとも考えられる。

そしてこうした「過去」と「未来」、あるいは両者が複雑に交錯する「現在」の問題を『コネティカット・ヤンキー』で描こうとしたトウェインにとって、アメリカ再発見を志したハンクはまさしく欧米型文明の書き直しの作業を担う者であった。ここにこそ文明を擁護するものであり、同時に最新テクノロジーを使用した大量虐殺者でもあるハンクという人物像の捻れの根本的要因があるのである。H・ブルース・フランクリン (H. Bruce Franklin) は次のようにこの根元的な問題を論じている。

Hank's apocalyptic weapons resolve the paradoxes of time travel by destroying everything that the nineteenth century has anachronistically introduced into the dark ages. But this resolution itself is paradoxical. The science and technology that mark progress, that distinguish forward from backward in time, become the means to annihilate all that humanity has created. (Franklin 170)

また実は元々のトウェインのノート・ブックでは、ハンクは現代に戻ってくることが暗示されていたが、彼の運命は次のような過酷なものに設定されていた。“He mourns his lost land—has come to England & revisited it, but it is all changed & become old, so old! ... Has lost all interest in life—is found dead next morning—suicide” (Twain, *Notebooks* 3: 216).

このように時間旅行者ハンクが元来抱えるパラドックスは、初期の案から「死」のイメージがつきまとったものであった。サンド・ベルトの惨劇は、まさしくハンクの複雑な人物像から

派生したものである。イギリス封建制度に激昂し、南部奴隸制度に対抗しながら、ともすればアメリカ原住民への抑圧に荷担し、またアメリカ帝国主義の傲慢さを実地で演じながらも、その延長線上にある世界大戦を予見するという、複雑でとうてい一つの人物像に収まるはずのないハンクの破綻した人格は、どうしても死のイメージというパラドクスを伴わねばならないものだったのである。

6 現実政治への影響

しかしながら、ここまでまとめた議論には一つの穴が存在する。というのは『コネティカット・ヤンキー』は単に過去や当時の歴史的要素を再構成して未来社会を予見していただけではなく、予見そのものをフィクションから現実社会に移し替える力を持っていた物語であった可能性さえ存在するからである。つまり以後の歴史に積極的に関わっていった小説ですらあった。

よく知られているように第32代大統領フランクリン・デラーノ・ローズヴェルト(Franklin Delano Roosevelt)は、1930年代の恐慌対策の総称として自らの政策スローガンに、『コネティカット・ヤンキー』から引用した言葉“New Deal”を冠した。彼が側近などからではなく、文字通り自らの考えでこの言葉を選んだことは、トウェインのいとこであるシリル・コニストン・クレメンズ(Cyril Coniston Clemens)の証言によっても明らかであるが³、ローズヴェルトのこの「ニュー・ディール政策」が単に表面的な飾り言葉として『コネティカット・ヤンキー』から借りられたわけではないことには、注目しなければならない。ハンクの「新規巻き返し」政策が、ニュー・テクノロジーによる社会制度刷新、大規模な経済政策、労働概念や環境の変化、また軍事力増強による戦時体制の完成といったプロセスを含んでいたことを視野に入れるに、ローズヴェルトの政策の中身までも少なからずハンクのそれと類似していると言わざるをえない。もともとローズヴェルトは大統領として異色のキャリアの持ち主であった。名門の家系に生まれ、1920年の選挙で民主党副大統領候補まで指名されながら、翌年小児麻痺で倒れた彼は、28年まで7年間という実に長きの間、療養生活を送る。政治家としての未来を絶たれたかのようなこの時代の彼に残された楽しみは、読書と、各界の知人との文通であった。おそらくこの期間、彼は何度も何度も『コネティカット・ヤンキー』を読み返したのではないだろうか。というのは実は実はニュー・ディールという言葉が『コネティカット・ヤンキー』中に出てくるのは、次の引用中のわずか一度きりだけなのである。

So to speak, I was become a stockholder in a corporation where nine hundred and ninety-four of the members furnished all the money and did all the work, and the other six elected themselves a permanent board of direction and took all the dividends. It

seemed to me that what the nine hundred and ninety-four dupes needed was a new deal.
(Twain, *Connecticut Yankee* 160)

このような言葉を政策スローガンとして躊躇なく使用するというローズヴェルトのパフォーマンスの裏側には、彼の屈辱の7年間が透けて見えるのである。

そして他の政治家とは全く違い、このような長い思索の期間を持ったローズヴェルトは、その政治哲学そのものに、文学作品や作家の影響を強く受けている節がある。例えば浜野輝は『H·G·ウェルズと日本国憲法』、『日本国憲法と新世界秩序』という二冊の著作で、日本国憲法の雛形は1939年のH·G·ウェルズ(H. G. Wells)とローズヴェルト大統領との往復書簡に既に見いだせるという大胆な主張を行っている。

しかも原子爆弾を最初に予見し、核戦争への恐怖から戦争の根絶を説き、新世界秩序の緊急の必要性を主張したのはウェルズであった。ちなみに核連鎖反応方程式を発明し、アインシュタインのルーズヴェルト大統領宛てのあの手紙の文案を書き、そしてマンハッタン計画（原子爆弾製造計画）の指導的な役割を果たしたレオ・シラードに核エネルギー解放のヒントを与えたのもウェルズであった…………このように現代史、とくに近現代史はウェルズのヴィジョンを主軸にして動いていたのである…………このウェルズ・ルーズヴェルト往復書簡によって、「日本国憲法ウェルズ・ルーツ説」、すなわち、サンキー権利宣言－四つの自由宣言－大西洋憲章－連合国ワシントン共同宣言－ポツダム宣言－日本国憲法、そして国連世界人権宣言のつながりがここに裏づけられたと言っていいだろう。（浜野、『新世界秩序』134-35）

原子爆弾投下を1913年に早くも小説の中で予見していたウェルズの思想が、日本国憲法の人権思想に大きな影響を与えたという浜野の指摘は大変興味深いものであるが、同様に『コネティカット・ヤンキー』のローズヴェルトへの影響を考えた時、はたしてそれが「ニュー・ディール政策」のネーミングにだけ留まるものなのかという問題への一つのヒントになりうるだろう⁴。たとえば『コネティカット・ヤンキー』後半部分で、忠実な部下クラレンス（Clarence）は英國統治計画についてハンクに次のように進言している。

He [Clarence] believed that no nation that had ever known the joy of worshiping a royal family could ever be robbed of it and not fade away and die of melancholy. I [Hank] urged that kings were dangerous. He said, then have cats. He was sure that

a royal family of cats would answer every purpose. They would be as useful as any other royal family, they would know as much, they would have the same virtues and the same treacheries, the same disposition to get up shindies with other royal cats, they would be laughably vain and absurd and never know it, they would be wholly inexpensive; finally, they would have as sound a divine right as any other royal house, . . . “And as a rule,” said he [Clarence], in his neat modern English, “the character of these cats would be considerably above the character of the average king, and this would be an immense moral advantage to the nation, for the reason that a nation always models its morals after its monarch’s. The worship of royalty being founded in unreason, these graceful and harmless cats would easily become as sacred as any other royalties, and indeed more so, because it would presently be noticed that they hanged nobody, beheaded nobody, imprisoned nobody, inflicted no cruelties or injustices of any sort, and so must be worthy of a deeper love and reverence than the customary human king, and would certainly get it. The eyes of the whole harried world would soon be fixed upon this humane and gentle system, and royal butchers would presently begin to disappear; their subjects would fill the vacancies with catlings from our own royal house; we should become a factory; we should supply the thrones of the world; within forty years all Europe would be governed by cats, and we should furnish the cats. The reign of universal peace would begin then, to end no more forever. . . . Me-e-e-yow-ow-ow-ow-fzt!—wow!” (Twain, *Connecticut Yankee* 514–15)

第二次世界大戦中においてアメリカが日本と戦いつつ、同時に並行してその後の日本占領政策の検討を押し進めていたことは既に広く知られるとおりである。45年にローズヴェルトが急死したため、実際に戦後の日本統治を行ったのは、第33代ハリー・S・トルーマン (Harry Shippe Truman) 大統領であったが、この統治方針のおおむねは既にローズヴェルト時代に決まっていたことであった。であるとするなら、対日政策の具体的立案は主に國務省の手に委ねられていたにもかかわらず、少なくとも今日的な視点から眺めるならば、『コネティカット・ヤンキー』の猫と王室のエピソードは、アメリカによる日本統治下における天皇制の維持という方針と奇妙にも重なり合う⁵。また1942年3月に大統領科学顧問のヴァネヴァー・ブッシュ (Vannevar Bush) に原子爆弾工場建設を進言されたローズヴェルトは8月にはプロジェクトを発令し、あの「マンハッタン計画」が開始されることになるのだが、45年8月に広島と長崎にその実験的兵器が投下され、両都市を併せると200,000人もの人間が殺戮されるというホ

ロコーストが現出したことを知っている現代の我々の目には、『コネティカット・ヤンキー』のサンド・ベルト地帯のハングの勝利がそうした悲劇と二重写しに見えるのは、ほとんど必然的ともいえよう。

もちろん占領下の天皇制の問題にしても、原子爆弾投下の問題にしても、安易にこの小説と短絡的な結び付けをすることは慎まなければならないが、少なくとも『コネティカット・ヤンキー』という物語のヴィジョンが示す恐ろしいまでの予見性、あるいはその実現力という問題を深慮するならば、ローズヴェルトがこの物語をかなり熟読していたという事実は、十分注目するに値する。いずれにせよ、かくも「政治」的な小説が、実際の政治家の目に留まるのはむしろ当然のことのように思われるが、『コネティカット・ヤンキー』が描いた世界図が、法兰クリン・ローズヴェルトという一人の政治家のヴィジョンを通して、実際のその後の世界像の確立にどのように影響していたのかという主題は、先ほどのウェルズの日本国憲法への影響と同様、今後さらに分析していく価値がある領域なのではないだろうか。

7 そして王国の電話は鳴り続ける

トウェインは『コネティカット・ヤンキー』を書き終えた後、親友ハウエルズへ一通の書簡をしたためた。以後はその一部である。“Well, my book is written—let it go. But if it were only to write over again there wouldn't be so many things left out. They burn in me; & they keep multiplying & multiplying; but now they can't ever be said. And besides, they would require a library— & a pen warmed-up in hell” (Smith 613).

書き残したことが多くあったというここでのトウェインの言葉は、極めて重く響くように思われる。おそらく彼が述べたかったのは、書き残した主題がたくさんあるということではなく、掘り下げられなかつた主題が多かつたということなのではないだろうか。彼がその後残された時間の中で、文字通り「地獄の火にあぶられたペン」でもって、反帝国主義の文筆運動に身を投じていくことを知っている現在の我々にとって、『コネティカット・ヤンキー』は、今なお奇妙にも恐ろしい物語であるといえる。人のために創られたはずのテクノロジーの進展が逆説的に「人間性」に危害を加え続ける限り、あるいはすべての人のためのものであると銘打たれた「民主主義」や「自由」が副次的に新たなる抑圧や差別を生み続ける限り、『コネティカット・ヤンキー』は新規の読者の関心を惹き続けることだろう。そしてその矛盾に満ちた物語世界で、まさしく6世紀に持ち込まれた19世紀のコミュニケーション・ツールであるという点で、最も「矛盾」した存在物として機能し続けた「王国」の「電話」が鳴り止むことはあるまい。なぜならその矛盾こそが、現代の「アメリカ」を中心とした世界と、その中で進歩し続けるテクノロジーの影に潜む、最も深刻な問題そのものを表象し続けているからである。

注

- * 本稿は中・四国アメリカ学会第29回大会にて口頭発表した論考を改稿、加筆したものである。
- 1. 帝国主義は1884年にはじまるものであり、それ以前の植民地主義一般を帝国主義と混同してはならないのはもちろんである。帝国主義の誕生は資本主義が「資本の輸出」を始める段階に入ったことを意味し、またその特徴として「同一化」の強制が伴われる（柄谷 16）。
- 2. 法政大学名誉教授袖井林次郎は『週刊朝日』2001年11月2日号の「同時テロ」直後の特集において、当初は中世に民主主義を広めようとするも、壁に突き当たると今度は科学技術を駆使して殺戮を繰り広げるハンクの性格が、「テロ」に対する軍事態勢に入ったアメリカの姿と重なることを指摘している（24）。
- 3. ローズヴェルトはまた、子供の頃にトウェインに会ったことがあるとシリルに話している（Rasmussen 393）。
- 4. トウェインとウェルズはその文学的背景はまったく異なるものの、極めて類似した部分が多い作家である。いうまでもなく両者が共有するSF的発想力がそうであるし、また共に時代を突き抜けた卓越した予見性を保持していた。ウェルズ原作の2002年公開映画 *The Time Machine* の中で、トウェインの『ハックルベリー・フィン』が文字通りの「永遠」の「古典」として描かれるのも、ある意味ではこの二人の作家が描こうとした世界観が非常に近似していたという前提を踏まえての上であるかもしれない。
- 5. 原武史は『可視化された帝国』の中で、近代天皇制やそれを受け継いだ現在の象徴天皇制とはイデオロギーや思想であるというよりも、「視覚的支配」という巧妙かつ洗練された支配形態ないしは政治技術であると論考している。また彼は99年の「天皇在位十年祝賀国民祭典」に二万五千人が集まり「闇に包まれて直接は見えない天皇に向かって、日の丸の小旗を振り、君が代を斉唱し、万歳を繰り返し叫んだ」（384）ことを例に挙げて次のように結論づけている。「もはや人々が生身の天皇との一体感を味わうことがなくても、ただ天皇と名のつく人間が在位しているさえすれば、いつでも戦前のような空間が再現できることを証明したという点で、この式典の意義はすこぶる大きかった。天皇制は最も安定した段階に入ったといえるかもしれない」（384）。支配形態としては象徴天皇制は戦前の天皇制と対立するものではなく、むしろその発展段階であるという原の指摘を参考に考えるならば、まったく同様に、大統領制や「進んだ」議会制民主主義を探るがゆえに近代天皇制と正反対に位置すると從来考えられてきたアメリカ合衆国の政治システムも、実のところ制度としては非常に近しい可能性すらある。つまり「民主主義」や「自由」といったトレードマークが作動してさえいれば、例え中心が空白であったとしても演出によって制度が機

能するアメリカは、クラレンスの「猫の王室」構想からそう遠いところにあるものではない。2002年10月現在、今後アメリカが仮にイラクに侵攻することになれば、占領後の統治計画がかつての日本占領統治をモデルとする可能性があることが報じられているが、戦後長らく「蜜月時代」を過ごしてきた日本とアメリカの関係を、このような観点からもう一度再検討する作業が要請されているといえよう。

引用・参考資料

- Cheyfitz, Eric. *The Poetics of Imperialism: Translation and Colonization from The Tempest to Tarzan.* Expand Editon. Philadelphia: U of Pennsylvania P, 1997.
- Ensor, Allison R., ed. *A Connecticut Yankee in King Arthur's Court.* A Norton Critical Edition. New York: Norton, 1982.
- Franklin, H. Bruce. "Traveling in Time with Mark Twain." *American Literature and Science.* Ed. Robert J. Scholnick. Lexington: UP of Kentucky, 1992. 157-71.
- 後藤和彦『迷走の果てのトム・ソーヤー—小説家マーク・トウェインの軌跡』松柏社, 2000.
- 浜野輝『H·G·ウェルズと日本国憲法—種の起源からヒロシマまで』思索社, 1985.
- .『日本国憲法と新世界秩序—現代のミッシング・リンクからみる』龍星出版, 1996.
- 原武史『可視化された帝国—近代日本の行幸啓』みすず書房, 2001.
- 柄谷行人『<戦前>の思考』文藝春秋, 1994.
- Ketterer, David, ed. *The Science Fiction of Mark Twain.* Hamden: Archon, 1984.
- Neider, Charles, ed. *The Autobiography of Mark Twain.* New York: Harper Perennial, 1990.
- Rasmussen, R. Kent, ed. *Mark Twain A-Z: The Essential Reference to His Life and Writings.* New York: Oxford UP, 1995.
- Rowe, John Carlos. "How the Boss Played the Game: Twain's Critique of Imperialism in *A Connecticut Yankee in King Arthur's Court.*" *The Cambridge Companion to Mark Twain.* Ed. Forrest G. Robinson. New York: Cambridge UP, 1995.
- Smith, Henry Nash, et al., eds. *Mark Twain—Howells Letters: The Correspondence of Samuel L. Clemens and William D. Howells, 1872–1910.* 2 vols. Cambridge: Belknap P of Harvard UP, 1960.
- Sollors, Werner. "Ethnicity." *Critical Terms for Literary Study.* 2nd ed. Ed. Frank Lentricchia and Thomas McLaughlin. Chicago: U of Chicago P, 1995.
- Twain, Mark. *A Connecticut Yankee in King Arthur's Court.* New York: Oxford UP, 1996.
- . *Following the Equator and Anti-Imperialist Essays.* New York: Oxford UP, 1996.

辻 和彦

——. *Mark Twain's Letters*. 5 vols. Berkeley: U of California P, 1988-97.

——. *Mark Twain's Notebooks and Journals*. 3 vols. Berkeley: U of California P, 1975-79.

A Telephone Office in the Den of Medieval Hermit:

The Critical History of Mark Twain's *A Connecticut Yankee in King Arthur's Court*

TSUJI, Kazuhiko

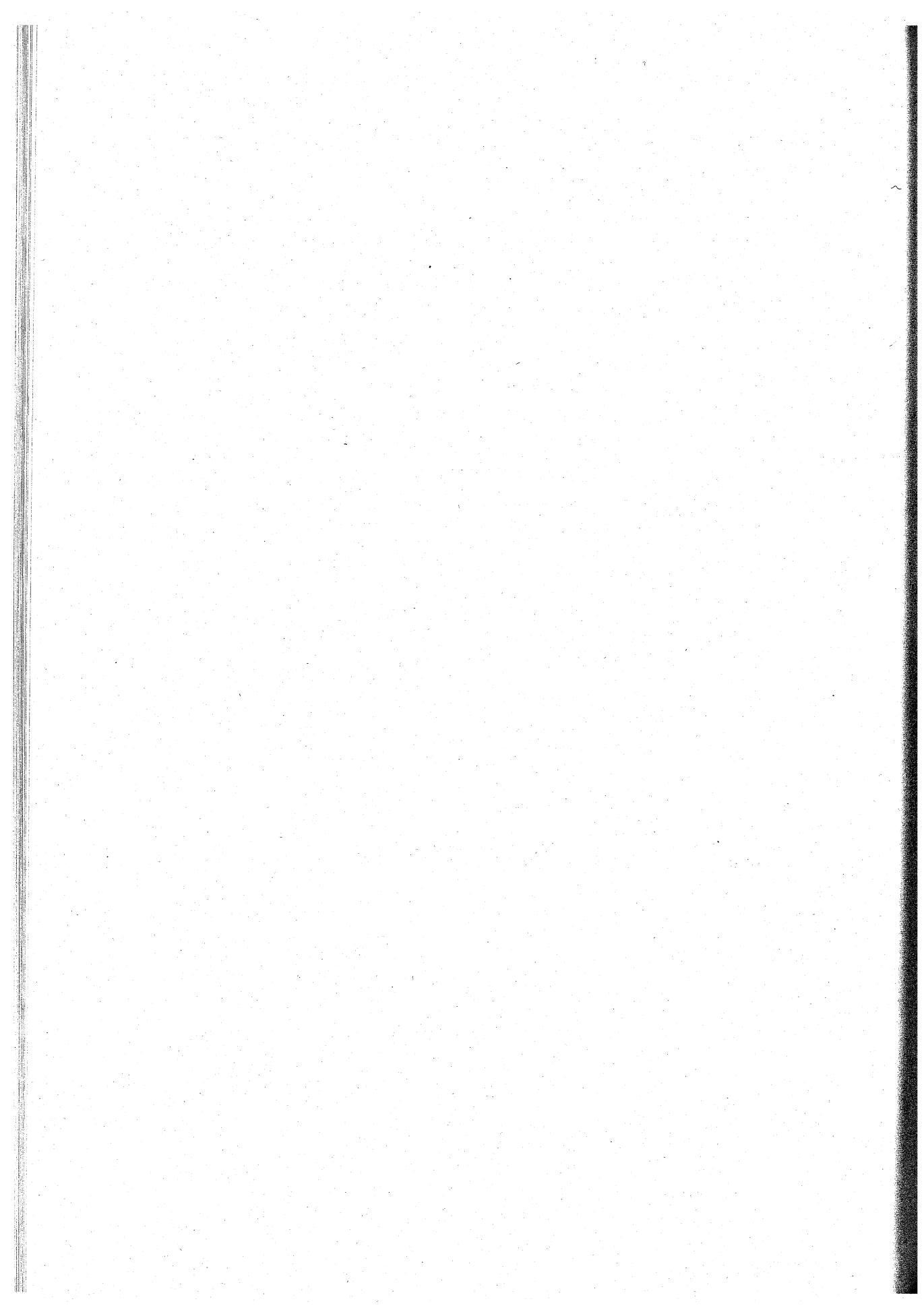
A Connecticut Yankee in King Arthur's Court is one of Mark Twain's most complex and ambitious novels, and a pioneering science fiction story about a 19th-century American who tries to implant modern technology and political ideas in sixth century England. Intended at first to be chiefly humorous, it ultimately embodied some of Twain's most serious political, social, and philosophical concerns.

Using Sir Thomas Malory's *Le Morte d'Arthur* as his starting point, Twain began this novel as a satire on the customs and institutions of the feudal world. The book's early chapters poke fun at medieval ignorance, superstition and notions of chivalry. As the book develops, however, it evolves into a savage attack on all institutions and ideologies that support monarchy, privilege, slavery and established churches. Hank, the leading character, tries to totally reform political or social evils in Arthur's kingdom; nevertheless, he uses the Gatling guns and electrified fence against the enemies and at last it results in the catastrophic ending.

Contemporary critics have been especially disturbed by the violence and the horror of the destruction of the 25,000 knights in the Battle of the Sand Belt. Everett Carter divided them into two groups--the first of which regards the book as an attack upon the sentimentalism and evils of the past and an expression of nineteenth-century faith in technology and the second as an attack both on America's faith in material progress and on technology itself. While those categories are largely valid, they do not suggest the wide variety of treatment the novel has received. It has been studied from historical, social, mythic, political, economic, linguistic, psychological, and theological perspectives.

Connecticut Yankee contains too many contradictions and inconsistencies to permit easy analysis. It is a sprawling mixture of satire, crude burlesque, sociological diatribes

and horrifying violence, and its tone often changes abruptly. It is, therefore, very difficult to define the essence and the mysterious fascination of this story, but we can arrange the order of the critical history of the novel from some standpoints. I especially try to aim at Hank's holocaust, and analyze what aspects of the society in those days are depicted in it. Once Hank realizes that his modern civilization is doomed, he unleashes the full destructive force of late 19th-century technology on England's massed chivalry, killing the knights, who doubtless include many men who earlier saved him from hanging. *Connecticut Yankee* really represents not only cruel politics of 19th-century society, but also the unclear and chaotic social system today.



『シャーロット・テンプル』——哀感の力

山本典子

I

『シャーロット・テンプル』(*Charlotte Temple, A Tale of Truth*) は1791年スザンナ・ハズウェル・ローソン (*Susanna Haswell Rowson, 1762-1824*) によって書かれ、イギリスで出版されるが、余り反響がなかった。しかし、1794年アメリカ、フィラデルフィアで上記のタイトルで再び出版されると、たちまち評判になり、20世紀初頭までにほぼ200版を重ねるベストセラーとなる。これはローソンの書いた9本の小説の中では一番短い小説であり、話の内容自体は当時流行していた「誘惑小説」と大差のないものであった。つまりその誘惑物語の筋と平板な人物像は当時書かれた同種のものとあまり変わらなかったのである。

それでは、当時書かれた多くの似たような小説の中から、何故『シャーロット・テンプル』だけが、異常な人気を博し20世紀まで繰り返し愛読されたのであろうか。これは多くの批評家を驚かし、頭を悩ましてきた疑問であった。そして本の評価は時代とともに移り変わり、現在では、この書はアメリカ最初のベストセラーカーとして文学史上に名のみ留めて、文学作品としては、あまりまともに取り上げられることは少ない。ご存じない方もおられるかと思いここにストーリーを簡単に述べて、批評家の頭を悩ませた『シャーロット・テンプル』のカルト的人気を集めた秘密の一端を探りたい。

イギリス、チチェスターの寄宿学校の生徒、15歳のシャーロットはある日教会から帰りに、独立戦争に揺れるアメリカへの出発を控えた陸軍中尉モントラヴィルに見初められる。仲を取り持つ不品行なフランス人教師ラ・ルー嬢に唆され、この純真な美少女は親不孝に悩みながらも、一途な若い将校の情熱に負けて一緒にアメリカに駆け落ちをする。ラ・ルーも、モントラヴィルの親友で遊び人のベルクール同行してアメリカに行くが、途中の船旅で不誠実なベルクールを見限り、裕福な人のよいクレイトン大佐の心を捉え妻の座におさまる。

しかし、いったんニューヨークに着くと、思いを遂げ、熱も冷めたモントラヴィルはシャーロットとの結婚の約束を無視して、美しく聰明なお金持ちのジュリア・フランクリンと恋におちる。が、シャーロットへの罪の意識のためジュリアに求婚できず、悶々としている。ラ・ルーを厄介払いし、密かにシャーロットを愛人にしたいと思っていたベルクールはシャーロットが

不貞を働いているとモントラヴィルに偽りの告げ口して信じ込ませ、ジュリアとの結婚に踏み切らせる。そしてシャーロットにはモントラヴィルは彼女を捨てて他の女と結婚したと告げ、自分に頼ってくることを期待するが、シャーロットは衝撃を受け絶望しつつも、これ以上堕落することを拒む。妊娠し捨てられたシャーロットはショックから回復すると無一文であった。臨月を控え、借家から追い出され、以前の助言者でありフランス人教師だったラ・ルーに救いを求めて吹雪のなかをニューヨークへ出かける。しかしクレイトン夫人となったラ・ルーは豪華な屋敷に住み、社会的地位も有り、シャーロットと係わってそれらを危険に晒すことを恐れた。そんな気違い娘は知らぬとけんもほろろに追い返す。力尽きたシャーロットはその屋敷の貧しい召使に助けられ、彼の粗末な小屋で介抱され、夜明け前に女子を出産するが、精神に異常を来す。死ぬ直前に娘を探してイギリスからやって来た父に再会し、我が子を託して彼女の魂は救われ、天国に旅立つ。

その頃ニューヨークに帰還命令を受けて戻ってきたモントラヴィルは身重のシャーロットのことがやはり気になり、置き去りにした家に見に行く。家は荒れ果て、やっと見つけたかっての召使の少女からシャーロットが家を追い出された事情を知り茫然とする。後悔の念で気も狂わんばかりになって夕暮れ時の道を帰っていると、弔鐘の音と共に葬列が出て来るのを見かけ、それがシャーロットのものと知る。悲嘆に暮れる父親の前に思わず身を投げ出し、自分がシャーロットを死に追いやった誘惑者だと名乗り、胸を開いて、どうか刺し殺して後悔の慘めさから救ってほしいと頼む。父は「後悔の痛みが汝を罰するであろう」と言って復讐を神の御手に委ね立ち去る。そして孤児となった孫娘ルーシーを連れて傷心の妻の待つイギリスへ帰って行く。一方、ベルクールにだまされたと知ったモントラヴィルは激怒して、ベルクールに決闘を挑み、シャーロットのために復讐する。しかし後悔の念につきまとわれ生涯憂鬱の発作に襲われるようになる。

それから十年後孫娘のルーシーはシャーロットの再来のようにテンプル夫妻の心を慰める。ロンドンに所用で滞在していたある日、散歩から帰ると玄関に衰弱した女が座っていた。見る影もなく零落したラ・ルーであった。夫妻はラ・ルーを憐れみ、病院に入れて安らかにあの世へと旅立たせる。

以上が『シャーロット・テンプル』のメイン・プロットの要約である。物語は本筋から始まるが、すぐに第2章でサブ・プロットに入る。シャーロットの父親テンプル氏の話になり地位や富より心の満足を求めようとする若き日の純粋なテンプル氏の姿が描かれる。そして出会ったのが不遇な状況にあるエルドリッジ氏とその美しい娘ルーシーだった。第3章から第5章まではエルドリッジ氏の身の上話とそれに同情するテンプル氏、そして俗物的階級主義の父、伯

爵の反対を押し切ってテンブル氏がルーシーと結婚する経緯が描かれている。第6章から本筋に入していく。第10章で再びサブ・プロットになり、モントラヴィルの家族の話が出て来る。裕福ではあるが、子沢山の、世馴れた父親が地位も財産もない娘との早まった結婚について息子を戒め、金持ち娘との結婚を勧める。全35章からなる物語の本筋はそれぞれの章の短さと場面展開の速さ、登場人物の少なさも手伝って、シャーロットを破滅の運命へと一気に運んで行く。

II

この小説はアメリカ最初のベスト・セラーとなり、異常な人気を呼んだことは前述したが、19世紀の出版社はシャーロットの肖像画や挿絵を本に入れた。それらは小説中の場面の挿絵だったり、小説には存在しない情景の挿絵であったりした——例えばニューヨーク市のトリニティ教会墓地のシャーロットのものと信じられている墓石などである。彼女の熱烈なファンは20世紀に入ってなおニューヨークの墓地にある「シャーロットの墓」と言われる墓所に参拝しその不幸な死を悼んで涙を流しつづけている。その墓地にはアレクザンダー・ハミルトン (Alexander Hamilton, 1757-1804) やロバート・フルトン (Robert Fulton, 1765-1815) 等の有名人が埋葬されているのだが、好奇心で見られるぐらいでほとんど振り向かれもしないのである。1791年以来途切れることなく出版され続けたこの中編小説の人気は批評家や読者をしばしば戸惑わしてきた。特に20世紀の批評家はその小説の感傷主義と単純な性格描写を非難している。

例えばレスリー・フィードラー (Leslie A. Fiedler) はその啓蒙的著書『アメリカ小説における愛と死』 (*Love and Death in the American Novel*) において「ローソン夫人の『シャーロット・テンブル』はまったくお座なりに語られたものであって、そもそも〔書かれた〕とは言いたい本である。しかも、これがアメリカ人によって書かれて、アメリカ人の読者を感動させた最初の小説だったのである。」 (Fiedler 93) と、辛辣な批評をし、ついでそれゆえにこそこの小説が何故人気があったのかという点はよく考えてみなければならないと述べ、さらに『シャーロット・テンブル』は「心理描写にも鋭さがなくドラマティックな力もない、しかも1790年にはすでに全く陳腐なものとなったステロタイプ化した数名の人物を扱っただけの本が、どうして200版以上を重ね、150年間も愛読されて生き残ることができたかは無視できぬ疑問である」 (Fiedler 94) と頭を悩ませている。そしてある種の悪書が人気があるのは選んだ主題のためだと言う。ついで『シャーロット・テンブル』が人々を感動させたのは単に全くのプロット (the bare bones of plot) のため、つまり二度と語るに耐えないそのストーリーのためであると結論し、皮肉な調子でローソン夫人に対して文学らしきものの外皮から誘惑神話の原型を切り離してくれたことに感謝しなければならないと述べている。 (Fiedler 94)

プロットに統いてフィードラーは物語が展開する場面に目を向ける。清純なシャーロットが

生きたイギリスで誘惑物語は始まり、大西洋で凌辱され、アメリカで悔い改める。誘惑物語をアメリカへの移住物語と結び付け、2つの国をめぐる一種の感傷的な神話を作り、これがアメリカで『シャーロット・テンプル』を成功させたとしている。

The action of *Charlotte Temple* begins in England and passes to America, making England the place of Charlotte's innocence and the United States that of her repentance, with the ocean between the scene of her deflowering. She is buried in an American grave, where, her fall redeemed by death, she becomes an American Magdalene, a saint of love. (Fiedler 96)

これは独立革命期にアメリカでよく見られた表現「アメリカは純粋無垢な子供でイギリスは堕落した悪い母親」(エヴァンス 81)とも考え合わせると極めて興味深い主張である。

ところでフィードラーがいみじくも言いた「全くのプロットだけの小説」が異常人気の秘密であるという見方に対しては、さらに検討を加える必要があろう。「全くのプロットだけ」とは何を意味しているのであろうか？実際二度と語れないストーリーなのだろうか？この小説の無駄の無さこそが人気を呼んだとすれば、もっと「全くのプロットだけ」の意味を考察すべきではないだろうか？

これに対してパトリシア・パーカー (Patricia L. Parker) は違った側面から評価を与えている。その無駄の無さこそが成功の鍵であると考えている。『シャーロット・テンプル』の成功の一つの鍵を、「短い章のテンポの速い展開と劇的場面が芝居や読書を好む人々の心に訴えた」としながら、20世紀初頭の批評家リリー・デミング・ロッシュ (Lillie Deming Loshe) の言葉を引用してその「明快さと簡潔さ」にあるとしている。

One early twentieth-century critic, Lillie Deming Loshe, correctly commented that “there are many such tales, treated merely as episodes in Mrs. Rowson’s other novels, which, if worked out separately with the same brevity and workmanlike construction, might have won the same reputation.” (Parker 51-2)

そして『シャーロット・テンプル』の明快さと簡潔さは当時出版された他の2冊のリチャードソン風の感傷小説ウィリアム・ヒル・ブラウンの『共感の力』(William Hill Brown: *The Power of Sympathy*, 1789) やハンナ・ウェブスター・フォスターの『浮気な女』(Hannah Webster

Foster: *The Coquette*, 1797) と比べると際立っていると続ける。両作品とも書簡体で書かれ脱線やわき筋の話が物語を長く複雑にしているからである。

またフィードラーは『シャーロット・テンプル』には「ドラマティックな力はない」と言っているが、ローソンは急速に筋を展開しながら物語前半のクライマックスとなる誘拐場面では、劇的に焦点を当て、会話を簡潔に圧縮し語りと結び付けている。「おそらく彼女の舞台経験を思い起こしながら」(Parker 52) 主役たちの登場する重要な場面を詳細に描いていると以下の例をあげてパーカーは述べる。

“Now,” said Montraville, taking Charlotte in his arms, “you are mine for ever.”

“No,” said she, withdrawing from his embrace, “I am come to take an everlasting farewell.”

It would be useless to repeat the conversation that here ensued; suffice it to say, that Montraville used every argument that had formerly been successful, Charlotte's resolution began to waver, and he drew her almost imperceptibly towards the chaise.

“I cannot go,” said she: “cease, dear Montraville, to persuade. I must not: religion, duty, forbid.”

“Cruel Charlotte,” said he, “if you disappoint my ardent hopes, by all that is sacred, this hand shall put a period to my existence. I cannot—will not live without you.”

“Alas! my torn heart!” said Charlotte, “how shall I act?”

“Let me direct you,” said Montraville, lifting her into the chaise.

“Oh! my dear forsaken parents!” cried Charlotte.

The chaise drove off. She shrieked, and fainted into the arms of her betrayer.

(*Charlotte* 47-8)

このように短い章のテンポの速い展開と劇的な場面そして所々に挟まれる心を鎮める風景描写は、悲惨な運命に落ちていくシャーロットの苦悩がかき立てる悲哀感とあいまって切々と読む者の心に訴えかける力強い芸術作品である。

またジョン・シーリー (John Seelye) は『コロンビア米文学史』において「ローソンは、『シャーロット』において演劇的様式と教育的様式を融合し、道徳的主題をメロドラマ性によつて緩和したといえる。」(エモリー 220) と述べている。

初期の読者は自分たちを「若い女性」やその母親という設定で、友人同士のように話しかけてくる語り手に特に好意的な反応を示した。そこでローソンは教訓を垂れたり、注釈するため

に作品のなかに時々現れては直接読者に話しかけた。“Oh my dear girls—for to such only am I writing—listen not to the voice of love, unless sanctioned by paternal approbation: be assured, it is now past the days of romance: no woman can be run away with contrary to her own inclination” (*Charlotte* 29)

特に痛切な場面になると、シャーロットの苦悩に言及して、著者は読者にその重要さを念を押して、注意を喚起する。“therefore, my lively, innocent girl, I must request your patience: I am writing a tale of truth: I mean to write it to the heart:” (*Charlotte* 99) これらの直接的な読者への呼びかけは著者がいかに読者を意識しているかを示すものである。この個人的、会話的方法は『共感の力』や『浮気な女』といった同時代の書簡形式の小説にはできない利点であった。同時に書簡体から移行期の小説として幼稚で未完成な所もあったかもしれないが、これらの作品がローソン夫人の忙しい舞台生活の合間に書かれたことも注意しておきたい。こうした呼びかけの背後には後にアメリカ最初の女子寄宿学校の校長となり教育者として人生を終えたローソン夫人の女子教育への思いが感じられるのである。

シャーロットがモントラヴィルに誘惑されたのは、彼女が若く（15歳）世間知らずで、信頼していた女教師に唆されたためである。寄宿学校に入るまでシャーロットはテンプル夫妻の一粒種として大切に育てられ文字通り箱入り娘だった。善悪や礼儀作法は教えられていても、世の中の悪に対して無防備で人を疑うことを知らなかった。それで世知に長けた狡賢い女ラ・ルー嬢の手玉に取られ利己的な悪巧みに利用されるのである。パーカーは「シャーロットは彼女を溺愛する両親から善悪の区別は教えられていた、しかし、おそらく彼女は彼らにあまりにも全面的に信頼を寄せていたので、自分で決断をする事ができない、そしてラ・ルー嬢とモントラヴィルの両方とも彼女が常に両親から受けている同じ熱愛で彼女を愛してくれているのだと簡単に思い込んでしまう」 (Parker 53) と述べ、シャーロットの自立を促さなかった両親の教育を指摘している。何度も彼女はモントラヴィルに会うまいと決心するがラ・ルーによって決心を変えられてしまう、というのは軍服を着たハンサムな若者に惹かれるシャーロットの乙女心をラ・ルーは見抜いていたからだ。

ラ・ルーはローソンの描く極悪女 (Rowson's most fully developed villain) であるとパーカーは述べている。そしてローソンは、女性がいったん羞恥心をなくすと罪悪感に無感覚になり、無垢で美しいものを自分と同様のレベルにまで貶めようとするべく、その動機は嫉妬であると述べる。

when once a woman has stifled the sense of shame in her own bosom, when once she has lost sight of the basis on which reputation, honour, every thing that should be dear to the female heart, rests, she grows hardened in guilt, and will spare no pains to bring down innocence and beauty to the shocking level with herself: and this proceeds from that diabolical spirit of envy, which repines at seeing another in the full possession of that respect and esteem which she can no longer hope to enjoy. (*Charlotte 32*)

そしてラ・ルーの説得で遂にモントラヴィルからの手紙を読みはじめたシャーロットをラ・ルーは悪意に満ちた喜び (a malignant pleasure) の眼差しで見るのである。その姿はシェイクスピアのイヤーゴを彷彿とさせる。

地位も富もなく、女の武器をフルに生かし、周囲の人間をとことん利用しながら、世の中をしたたかに生きていくラ・ルー、女子寄宿学校の教師の地位を奴隸状態と言い放ち自由を求めて飛び出すラ・ルー、悪女ではありながらそのひたむきな生き様には単純に裁ききれない人間性が描かれているようにも思われる。異孝之氏はその著書『アメリカン・ソドム』の中で、ラ・ルーの人間性に新生アメリカ共和国の新しい女性、共和制フラッパーという新たな意味を見いだし、「1791年という早い段階でスザンナ・ローソンが共和制女性の労働境遇をばり〔奴隸制〕にたとえ、限りなくフラッパー的な女教師に少々身持ちが悪かろうが自由で気ままな生活を志向させたのは、きわめて鋭角的な批評眼の賜物だった」(異 96) と述べている。

しかし、ラ・ルーは邪悪である。彼女はシャーロットやモントラヴィルやクレイトン大佐の幸せを自己の欲望を達成するために破壊する。嫌惡すべき教師の地位から逃れ、世間に再び出ると彼女は念願の富と社会的地位を手に入れるのである。しかし彼女の愛人ですらショックを受けるほど冷酷に身重のシャーロットを路上に放り出す。彼女の邪悪さに対して、最後には貧困と病氣で相応に罰せられるが、死の間際にはシャーロットに対する罪を告白し、自分の現在の境遇は当然の報いだと懺悔し、テンプル氏の慈悲を受け病院で息を引き取る。

ベルクールはこの物語においてもう一方の本当の悪漢である。彼はラ・ルーに飽きた後、シャーロットに食指を動かす。シャーロットが休んでいる時に訪問して目覚めるのを待っていた時、彼はモントラヴィルが家に近づくのを見て、眠っているシャーロットの横に寝ようと思いつく。モントラヴィルにシャーロットの不貞を確信させるためである。結局、彼はシャーロットを愛人にはすること出来ないが、モントラヴィルの復讐の刃に掛かって悲劇的な最後を遂げる。このベルクールも一度はシャーロットの悲痛な姿に胸を打たれるのである。モントラヴィルに捨てられたシャーロットを下心を隠して元気付けようとニューヨークへ誘うとシャーロットはこ

れ以上の転落を拒んで、 "...No, Belcourt, here let me hide my shame and sorrow, here let me spend my few remaining days in obscurity, unknown and unpitied, here let me die unlamented, and my name sink to oblivion." (*Charlotte* 96) と訴え、 涙で言葉を詰まらせる、 それを見てベルクールは畏怖の念に打たれ物が言えなくなる。そしてシャーロットが続けて一度はモントラヴィルを探しにニューヨークへ行こうと思ったこと、しかし、それは自分のためではなくて生まれてくる子供のためだと訴える。

"... heaven knows, not for myself; if I am no longer beloved, I will not be indebted to his pity to redress my injuries, but I would have knelt and entreated him not to forsake my poor unborn--" She could say no more; a crimson glow rushed over her cheeks, and covering her face with her hands, she sobbed aloud. (*Charlotte* 96)

「この悲痛な言葉を聞いてベルクールの胸の中に人間らしい何かが目覚めた」と続いて作者は言う。結局その目覚めも利己的な欲望に打ち消されるが、ローソンはベルクールをも全く人間性を失った悪人とは描いていないのである。

「現実の誘惑者モントラヴィルはラ・ルー程には罰せられない、なぜなら彼はそれほど罪がないからである。(その証拠に彼は生きて愛する女性と結婚することを許される。ラ・ルーは死ななければならぬ。)」(Parker 54) とパーカーは言う。モントラヴィルは寛大な人柄で偏見がなく「ほとんど欠点といってよいほど人がいい」(*Charlotte* 38) と述べられている。彼は若気の至りでシャーロットを追いかける。彼は自分の愛の強さを確かめ、駆け落ちのもたらす結果について考えるほど成熟していなかっただけだとパーカーは弁護するが、実際若気の至りで、悪意がなかったからと言って罪がないのであろうか? ベルクールの告げ口と奸計を容易に信じてシャーロットの不貞を憤り、一見騙されたようではあるが、それで自分の良心を納得させたのである。その後即座にジュリアとの結婚に踏み切る。

... he [Montraville] saw evidently how much he was beloved by that amiable girl [Julia Franklin]: he was likewise strongly prepossessed with an idea of Charlotte's perfidy. What wonder then if he gave himself up to the delightful sensation which pervaded his bosom; and finding no obstacle arise to oppose his happiness, he solicited and obtained the hand of Julia. (*Charlotte* 91)

多少の後ろめたさを感じ、善意の人間であるモントラヴィルはシャーロットへの別れの手紙を書き、出産に備えてのお金と一緒にベルクールに託すが、当然のことながらシャーロットに下心を持つベルクールはそれをシャーロットに渡すはずがない。彼の善意の故にどれほど悲劇が引き起こされたか、そしてシャーロットと子供のためにお金を用意したとは言いながら、それを信用できないベルクールに託す無責任さ。善意の故に責めを負うことを免れるとなればこれほど罪深い人物は他にはいない。ラ・ルーは潔く自分の悪事を認めている。ベルクールは非業の死を遂げる。モントラヴィルはジュリアと結婚し生き延びたからといって罰せられていなかのだろうか？シャーロットは母ルーシーへの手紙で生まれてくる子が男の子ならば自分の悲惨な生涯を告げないようにと頼んでいる。母のためにその子が父に復讐しないようにとの配慮であった。シャーロットの父テンプル氏も殺してくれと頼むモントラヴィルを罰することはない。誰も彼を罰することをしない。しかし、非難されないがゆえに、罰することができないがゆえにモントラヴィルが一番罪深いのではあるまいか。すべての原因は彼にあるのである。後悔したとてしきれるものではない。知恵なき善意はいくらでも人を不幸にするのである。モントラヴィルは妻ジュリアを不幸にしながら一生かかって罪を償なわなければならない。ローソン夫人の死後出版された続編『ルーシー・テンプル』でのモントラヴィルの死の場面を読むとつくづくそう思うのである。（臨終の床でモントラヴィルは長男ジョンの婚約者がシャーロットとの間の自分の娘ルーシーだと知る。）

こうして全編に流れるのはやるせないペイソスである。人間の業の深さと言うべきか。ドロシー・ウェイル（Dorothy Weil）はローソンの“the ability to handle pathos”（Weil 7）について19世紀の批評家の賞賛に言及している。

III

シーリー（John Seelye）は「感傷や道徳は偉大なアメリカ小説の創作に有害ではない」（エモリー 219）という強力な例として『アンクル・トムの小屋』をあげ、ついでその教訓主義の重さ、敏速なプロット展開の共通例として『シャーロット・テンプル』をあげている。そして「ストウとローソンの作品は…今日でもなお読者の心のなかに、非抑圧者に対する同情と、抑圧者に対する怒りを喚起する力がある。…『シャーロット・テンプル』は社会悪の犠牲者が被る不正に容赦ない光を当てた、力強い芸術作品でありシャーロットはストウのアンクル・トムと同様、われわれすべての基本的人間性に訴える人物である。」（エモリー 219-20）と述べている。では、「非抑圧者に対する同情と、抑圧者に対する怒りを喚起する力」はスザンナの中でどの様にして生まれてきたのであろうか。それは彼女の経歴と関係があるかもしれない。

スザンナ・ハズウェル・ローソンは4歳の時英國海軍の将校であった父ウィリアム・ハズウェルに連れられてアメリカへ行くが独立戦争後、一家は無一文でイギリスに帰国する。家族の生活はまだ十代のスザンナが家庭教師や執筆などで支えることになる。父のために年金給付をも獲得する。1786年ロンドンでウィリアム・ローソンと結婚するも、夫はハンサムではあったが生活力がなく金物商や近衛兵のトランペッタ奏者、へば俳優など職を転々とし、大酒のみで他の女との間に子供まで作る男であった。その子をスザンナは引き取って育て、さらに夫の妹（名前をシャーロットという）も行動を共にする。スザンナは生活を支えるためにお金を稼ぐ必要に迫られ、結婚する以前から始めていた著作を続け、作詩をしたり、同時代の俳優や劇作家についての長い批評詩も発表したり、次々に3冊の小説も『シャーロット・テンプル』を発表するまでに出版する。しかしそのどれも批評家からはあまり大した評価を受けないが、そのすべてに対して出版社から相当額の報酬を受け取るのに成功する。彼女は若くしてもうすでに批評家たちの黙殺や悪評に耐える強靭な精神力を身につけていた。しかもこれら執筆活動は忙しい舞台生活の合間に行われていたのである。35歳でローソンは舞台を降り、常に彼女の関心を引いていた仕事、女子教育に従事する。事実上アメリカ最初の女子寄宿学校を開設した時、作家としての彼女の名声は大いに役立ち大成功を収めた。

しかし、「アメリカの職業婦人（career woman）のはしり」（佐藤 21）と言ってよい彼女の人生は成功を収めながらも、女ゆえの多くの不利を被っていた。出版社は女性にはあまりお金を払わなかつたし、契約はすべて夫名義であった（Douglas 20）。アメリカの出版業者マシュー・キャリー（Mathew Carey）は1812年にローソンに『シャーロット・テンプル』の5万部を越す売れ行きを自慢するが作者には名声を除いて一銭も入らないのである（Davidson 31）。そして晩年ローソンがボストン、ホリス・ストリートに苦労して当時のお金4,600ドルで手に入れた女学校のための最終的な広い建物と地所を夫ウィリアムは大借金の抵当に入れてスザンナを苦しめた（Parker 23）。そのすべてにローソンは耐えて35歳からの人生を若い女性たちの教育のために捧げたのである。

IV

『シャーロット・テンプル』が1791年イギリスで出版された翌年メリ・ウルストンクラフト（Mary Wollstonecraft, 1759-97）の『女性の権利の擁護』（*A Vindication of the Rights of Woman*, 1792）が出版されている。ローソンが女性の教育の必要性を訴えた背後には男性の保護下におかれ不利な女性の立場を少しでも良くしたいという思いが感じられる。『シャーロット・テンプル』は奴隸解放運動のように直接フェミニズムを目覚めさせはしなかつたかもしれないがフェミニズムへの蓄積されたエネルギーとなったのは十分考えられる。『アンクル・トムの

小屋』が奴隸解放運動の原動力となり促進したように、『シャーロット・テンプル』も女性の意識を目覚めさせる原動力になったのである。だからこそ19世紀を通じてロング・ベスト・セラーとなったのであろう。同時にフェミニズムが20世紀になってある程度所期の目的を達成するとそれはその役割を終え急速に読まれなくなっていく。これは『アンクル・トムの小屋』が奴隸解放が成されると次第に読まれなくなったのと同様と考えられる。

しかし、『アンクル・トムの小屋』と違って、『シャーロット・テンプル』は読者数は激減したとはいえる、今なおアメリカにおいて愛読されている。それはこの書のもつ人の心を打たずにはおかないペイソス、哀感であろう。未知の環境に一人放り出されたときの凄まじい不安と孤独感——多くの人が何らかの形で経験することである。18、19世紀祖国を離れて移民してきた多くのアメリカ人にとって、また田舎から都会に働きに来たアメリカの若い女性たちにとって特に切実に感じられたことであろう。ましてや妊娠して恋人に捨てられる苦悩も、シャーロットの時代ほどではないかもしれないが、男と女がいるかぎり、思いやることのできる苦悩である。こうした人間本来の不安、孤独、やるせなさが読者の共感を呼んでいるのかもしれない。

引用・参考文献

- Davidson, Cathy N. "Introduction" in *Charlotte Temple*. New York: Oxford University Press, 1986.
- Douglas, Ann. "Introduction" in *Charlotte Temple. and Lucy Temple* New York: Penguin Books, 1991.
- エモリー、エリオット編. 伊藤貞基他訳『コロンビア米文学史』山口書店, 1997.
- エヴァンス、サラ・M. 小檜山ルイ他訳『アメリカの女性の歴史』明石書店, 1997.
- Fiedler, Leslie. *Love and Death in the American Novel*. New York: Dell Publishing Company, 1967.
- Parker, Patricia L. *Susanna Rowson*. Boston: Twayne Publishers, 1986.
- Rowson, Susanna. *Charlotte Temple*. New York: Oxford University Press, 1986.
- 佐藤宏子『アメリカの家庭小説』研究社出版, 1987.
- 巽孝之『アメリカン・ソドム』研究社出版, 2000.
- Weil, Dorothy. *In Defense of Woman: Susanna Rowson (1762-1824)*. University Park and London: The Pennsylvania State University Press, 1976.

Charlotte Temple: The Power of Pathos

YAMAMOTO, Noriko

In 1794 when Susanna Rowson's *Charlotte Temple* was republished in Philadelphia, it moved American readers and became America's first best-selling novel. It remained popular into the beginning of the 20th century and has had almost 200 editions in the U.S. The story and its flat characters of the seduction and abandonment differed little from those of other seduction novels in the late 18th century. So the popularity of *Charlotte* is one of the wonders of American literature. The aim in this paper is examining the mystery of *Charlotte*'s popularity in the U.S.

A critic says that the appeal of *Charlotte* is based on "the bare bones of plot," namely, "the story" which is very poor. Another critic thinks "simplicity and conciseness" is the key to the success of *Charlotte*, and that its success is mainly due to the plot and brevity. This novel is distinguished for its simplicity and conciseness, but it resembles other contemporary works in its didactic comments. Sometimes the narrator speaks directly to her audience. These direct addresses reveal the author's awareness of readers, but at the same time they show Mrs. Rowson's eagerness for the education of young females.

The pathos of *Charlotte*'s fall, the fall of a fifteen-year-old girl misled by an intriguing Frenchwoman teacher, seduced by a handsome British army officer, and abandoned in a foreign country, an ocean away from her dear parents, could easily be read as an allegory of the miserable situation of women in the late 18th and early 19th centuries. Mrs. Rowson's emphasis on anguish and distress in *Charlotte* is not intended to romanticize the wronged heroine, but to teach young women to avoid Charlotte's errors and live with wisdom. Mrs. Rowson was not a feminist, but she made efforts to teach women how to live wisely in the world in her writing and in her career. The popularity of *Charlotte Temple* might be due to its pathos felt keenly by the women in those days, and it surely became the accumulated energy for feminism.

The Meaning-Building Process in EFL Reading: A Case Study

WATANABE, Tomoe

Introduction

Current thinking on text comprehension converges on the notion that a given word does not have a fixed meaning but rather a variety of meanings around a "prototypical" core and that these meanings interact with context and background knowledge (Carrell, 1988: 242). Anderson et al. (1976: 667) write, "A word does not have a meaning, but has, rather, a family of potential meanings. When comprehended in context, the meanings of the words in an utterance are further articulated in a process of inferential interpolation based on schemata which embody one's knowledge of the world."

Many other researchers have shared similar views on meaning. Rommetveit (1968) argues that words have meaning potentials. He emphasizes the context dependency of words by stating that words mean different things to each reader depending on his/her experience. Moore and Carling also assert that meaning is not inherent in words but rather emerges from them: "Language is inextricably bound up with users and their experience, expectations, and perception of the world" (1982: 216). A related view of meaning is held by Leech (1983), who makes a distinction between meaning in semantics and in pragmatics: meaning in pragmatics is related to a speaker or user of the language, whereas meaning in semantics is a property of a given language. Perfetti and McCutchen (1986) distinguish between these two by using the terms *meaning* (literal meaning) and *interpretation* (inferred meaning).

Meaning is not located in a text, waiting to be passively extracted. Rather, the reader is actively involved and needs to work on the text to extract the meaning (Nuttall, 1996). There seems to be a consensus that a word has at least two types of meaning: the linguistic (or literal) meaning, which is independent of the context, and the context-dependent meaning. In a simplistic model of comprehension, it is supposed that the reader first computes purely literal meaning by decoding the linguistic code and then ascertains the context-specific meaning, which includes elaborations based on the linguistic context,

situational context, and background knowledge. Furthermore, inferences based on context and background knowledge are believed to be essential ingredients for building meaning (Anderson, 1990). In other words, the process of meaning building should be regarded as a continuum from literal to context-specific meaning, and inference-making serves as a bridge between these two meanings. Also in this process, not only knowledge of vocabulary but also background knowledge can affect inference making and text comprehension.

It appears, however, that the difference between literal and context-specific meaning as well as the process of meaning building is relatively neglected in the EFL (English as a Foreign Language) reading classroom in Japan. In spite of strong criticism from various circles, English teaching in Japan is still dominated by the grammar-translation method, in which the reader reads the target English text by translating each sentence in a word-by-word manner (Bramford, 1993; Gorsuch, 1998; Hino, 1988; Oikawa, 1995). One major problem with the method is that it tends to create an awkward situation in which translating itself becomes a primary goal in the classroom and often neglects the process of how the translation has developed. As a result, the student often produces translations even though he or she does not fully comprehend the text. Kosuge (1999) argues that the habit of translating may encourage students to pay attention only to literal meanings and discourage them from comprehending the contextual meaning of the text. He also maintains that once a seemingly appropriate Japanese translation is produced, students tend to stop thinking, and their teachers do not care how the translation has been developed or whether his or her students have fully comprehended the target text. To explain this problem, Kosuge (1999: 40) cites the following example from an English textbook authorized by the Japanese Education Ministry:

Have you ever wondered why dogs bury bones? Perhaps it has something to do with hibernation. Hibernation is the way *some animals* live through long, cold winters. Birds, of course, fly away to warmer places.

Regarding the italicized part, *some animals* (italicized by the present author), Kosuge claims that in the translation-oriented classroom, using appropriate Japanese is regarded as important, but, for example, what kinds of animals are possibly included in *some animals* is often left out of consideration.

This issue of estrangement between literal translation and text comprehension is closely connected with another criticism of the method: its relative indifference to contextual or conceptual text processing by using inference strategies. Inference is an important cognitive process that involves reasoning a step beyond the text, making use of background knowledge as well as syntactic, logical, and cultural clues to discover the meaning of unknown elements (Grellet, 1981; Hammadou, 1991). It is often pointed out that in the grammar-translation method, students tend to fail to produce context-specific meaning because the method fails to provide them with practice in making inferences and identifying logical relationships between sentences (Tenma, 1989). Kosuge (1999) also points out that the emphasis on translation may prevent students from making inferences to create context-specific meaning.

Purpose of the Study

Against the above-mentioned background, this small-scale study was designed to explore EFL learners' meaning-building process, focusing on the impact of vocabulary and background knowledge. Considering the complex nature of the meaning-building process, it was determined that a case study would be more appropriate than a statistical study in looking closely at the meaning-building process displayed by each subject, not by subjects as a group. The study was designed with the following objectives in mind:

- (1) to investigate how EFL learners determine literal and inferred (context-specific) meanings;
- (2) to explore how vocabulary and familiarity with background information help the reader in creating literal and inferred meanings; and
- (3) to consider how language proficiency helps EFL learners in terms of their meaning-building process.

Subjects Participants in the study were eight third-year Japanese students majoring in international studies at the same university. They were selected according to their English reading proficiency. Subjects were classified into two groups, higher- and lower-profilciency readers, on the basis of their scores on the reading section of the TOEIC. All were native speakers of Japanese studying English as a foreign language. Their ages ranged from 20 to 21. They had been admitted to the university at the same time by passing the same

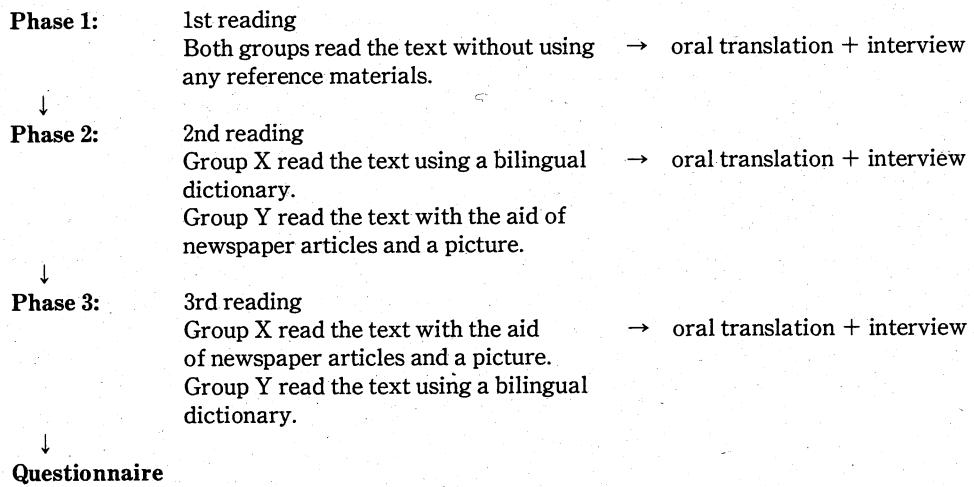
competitive entrance examination. For the purpose of this study, subjects were divided into two groups, X and Y, in such a way that each group had two higher- and two lower-proficiency subjects.

Table 1: Subjects and Group Assignments

Group X				Group Y			
Higher proficiency		Lower proficiency		Higher proficiency		Lower proficiency	
Subject	TOEIC score	Subject	TOEIC score	Subject	TOEIC score	Subject	TOEIC score
B	400	E	185	A	415	F	180
C	345	G	155	D	335	H	155

Test Material The reading text was an authentic, unedited passage, part of an article from *Newsweek* (August 18th, 1997). The subject was Apple Computer's problem with Microsoft. The passage was retyped for the study without either a title or visuals so as not to provide subjects with additional information about the test material (see Appendix).

Procedure The following table briefly illustrates the procedure adopted for the study:



In order to distinguish the impact of vocabulary and background knowledge, each group underwent a different treatment. In Phase 1, both groups read the same passage without using any reference materials. In Phase 2, Group X read the passage again with the help of a dictionary, and Group Y was given background information about the topic. In Phase 3, both groups read the passage once again, but this time the reference materials were switched: background information was provided to Group X, and a dictionary to Group Y. An English-

The Meaning-Building Process in EFL Reading : A Case Study

Japanese dictionary was used (*New College English-Japanese Dictionary*, 6th Ed., 1994, Tokyo: Kenkyusha). The background information included two Japanese newspaper articles giving detailed reports on the topic (from *The Nikkei Shimbun*, July 31st and August 7th, 1997), as well as the picture which originally appeared with the *Newsweek* article.

By adopting this procedure, the following were possible. Phase 1 allowed an analysis of how much each subject comprehended the text without using a dictionary, what vocabulary items were unknown to him or her, and to what degree he or she was familiar with the topic. Phases 2 and 3 enabled the author to investigate how additional vocabulary knowledge or additional background information affected or brought about changes in each subject's comprehension.

In each phase, subjects were allowed to read the test passage for as long as they wanted, until they thought that they could not comprehend more. When they had finished reading, they were asked to give an oral translation of the entire passage in Japanese, with the passage still in front of them. Since the subjects read the same passage three times, the oral translation was used to confirm how much they understood the passage. Multiple-choice or recall tests were not used because these tests are considerably affected by how much students remember from the target text.

After the oral translations, the subjects were interviewed in Japanese. The focus of the interviews was the following five lexical phrases from the passage: 1) *the Faithful*, 2) *Apple's cofounder*, 3) *the religion*, 4) *controller of 80 percent of all screens*, and 5) *Apple's prophet*. Questions were asked to investigate whether the subjects knew the dictionary definitions of each phrase, what they inferred about each, and what clues they had used to comprehend them. These phrases were selected because their meanings are not transparent or straightforward, so linguistic processing alone may not necessarily have led to the building of appropriate meaning. To comprehend them, a reader supposedly would have to make inferences based on context or relevant topic knowledge and utilize resources other than linguistic information. By observing the way the subjects tried to comprehend these phrases, much interesting information could be obtained about their meaning-building processes. Each subject's oral translation and interview were tape-recorded for later analysis.

At the end of the treatment, subjects were asked to answer a questionnaire that was designed to show how much they knew about the topic of the test passage before the

experiment. The questionnaire was conducted at the very end of the experiment so as not to give the subjects any clues about the topic. This portion of the study was included because it would otherwise have been hard to distinguish the impact of the additional background information given during the treatment from that of knowledge of the topic that subjects already had.

Data collection Each recorded translation was transcribed to identify the subjects' literal and inferred meanings and how they had arrived at such meanings, focusing on the impact of additional vocabulary and background knowledge. The distinction between literal and inferred meanings was relatively clear because the subjects in this study never presented their inferred meanings without mentioning literal meanings. The examination was conducted by the author and an independent rater, who was a professional English-Japanese interpreter.

Findings

The following tables present literal and inferred meanings produced by each subject in each phase. Each table is followed by the author's comments, especially about how each subject reached the meanings presented in the tables.

1) *The Faithful* refers to:

Group X

	Sub	Phase 1: No input	Phase 2: + Vocabulary	Phase 3: + Background info.
H	B	Literal: people who have worked faithfully Inferred: Apple employees		
	C	Literal: faithful people Inferred: Apple employees and users and fans of the Macintosh		
L	E	Literal: NA Inferred: NA	Literal: faithful believers Inferred: Apple employees	
	G	Literal: NA Inferred: NA	Literal: faithful people Inferred: Apple employees	

Group Y

	Sub	Phase 1: No input	Phase 2: + Background info.	Phase 3: + Vocabulary
H	A	Literal: religious believers Inferred: Apple employees	Inferred: not only Apple employees but also some other people	
	D	Literal: faithful people Inferred: people working for Apple		
L	F	Literal: faithful people Inferred: Apple employees		
	H	Literal: religious believers Inferred: shareholders of computer companies such as Apple and Microsoft		

H = higher-proficiency; L = lower-proficiency; Sub = subjects; Literal = literal meaning; Inferred = inferred meaning; N/A = no meaning available. Blanks mean that there was no change in meaning from the previous phase.

Phase 1 for both Groups: All subjects but two (E and G) claimed that they knew the dictionary definition of *faithful* and presented literal meanings for The *Faithful* as given above. While their literal interpretations do not seem to vary greatly, their inferred meanings differ considerably. Four of them said that the phrase referred to Apple employees. Their inferences were grounded in textual cues such as *setting direction for the company* and *a new board of directors*. Subject H used different textual cues, such as *\$150 million in stock and Apple's stock shot up*. Subject C's inferred interpretation included Macintosh users as well as Apple employees. Her questionnaire responses and interview session revealed that she had background knowledge that Macintosh users are ardent and fanatical and then thought that The *Faithful* might also mean Macintosh users and fans.

Phases 2 and 3 for Group X: With the help of a dictionary, Subjects E and G learned the meaning of *faithful* and inferred that The *Faithful* referred to Apple employees. They cited contextual cues such as *setting direction for the company* and *a new board of directors* for their inference. Even with the newspaper articles and the picture in Phase 3, their interpretations remained the same. However, Subjects B and C (higher-proficiency readers) commented that the term *faithful* might have been used by the text author because of the fact that Steve Jobs had strong charisma, which was mentioned in one of the newspaper articles.

Phases 2 and 3 for Group Y: Even with additional background knowledge through the newspaper articles and the picture in Phase 2, subjects' interpretations remained unchanged from Phase 1, except for Subject A. Subject A (higher-proficiency reader) stated that *The*

Faithful might refer not only to Apple employees but also to some other people. Her reasoning was based on the picture, which depicted the venue where Jobs gave his speech, and the newspaper articles, which referred to the people in the venue as "the audience." She also mentioned that the venue looked too big to accommodate only the employees and that if only the employees had been there, they would not have been called just "the audience" in the newspaper article. In Phase 3, no change was found for any of the subjects.

2) *Apple's cofounder* refers to:

Group X

	Sub	Phase 1: No input	Phase 2: + Vocabulary	Phase 3: + Background info.
H	B	Literal: the person who founded Apple Inferred: Steve Jobs		
	C	Literal: the person who founded Apple Inferred: Steve Jobs		
L	E	Literal: N/A Inferred: N/A	Literal: one of the persons who founded Apple Inferred: Steve Jobs	
	G	Literal: N/A Inferred: N/A	Literal: the person who founded Apple Inferred: Steve Jobs	

Group Y

	Sub	Phase 1: No input	Phase 2: + Background info.	Phase 3: + Vocabulary
H	A	Literal: the person who founded Apple Inferred: Steve Jobs		
	D	Literal: a computer-related device or the like Inferred: N/A		Literal: one of the persons who founded Apple Inferred: Steve Jobs
L	F	Literal: an important position in Apple (former president?) Inferred: John Sculley		Literal: the person who founded Apple Inferred: Steve Jobs
	H	Literal: a person who will rebuild Apple Inferred: Bill Gates		Literal: one of the persons who founded Apple Inferred: Steve Jobs

Phase 1 for both Groups: Subjects B, C, and A, who knew the dictionary definition of *cofounder*, indicated that *Apple's cofounder* was Steve Jobs. According to their questionnaire answers, none of them knew that Steve Jobs was one of the founders of Apple, so they could

not have used their prior knowledge. The interview session revealed that none of them was sure whether Steve Jobs was actually the founder of the company, but they had guessed so because Steve Jobs was the only one mentioned before the sentence including the phrase in question.

Subjects D, F, and H did not know the dictionary definition of *cofounder* but guessed the meaning. Subject D guessed that it meant a computer-related device or something of the sort because of the word *introduction*, which appeared immediately before the phrase, as well as the topic of the passage, computer. He seemed to understand that *introduction* did not mean to present someone to an audience, but to adopt something for the first time. Subject F guessed that *cofounder* must be someone because the suffix *-er* refers to a person. He discovered in the latter part of the passage that John Sculley used to head Apple and then concluded that *Apple's cofounder* was John Sculley. Subject H surmised that *cofounder* means someone to rebuild a company because she knew that Apple had decided to tie up with Microsoft because it was in financial difficulties. Her conclusion was that what Apple was introducing (bringing in) must be someone who could help the company, that is, Bill Gates.

Phases 2 and 3 for Group X: With the use of a dictionary in Phase 2, Subjects E and G found the dictionary meaning of *cofounder* and inferred that *Apple's cofounder* was Steve Jobs. Their reasoning was also based on the fact that Steve Jobs was the only person mentioned before the sentence with the target phrase. There was no change in the two other subjects' interpretations. Even after the newspaper articles and the picture were supplied in Phase 3, the subjects' interpretations did not change; however, all subjects pointed out that information from the newspaper articles convinced them that Steve Jobs had founded the company.

Phases 2 and 3 for Group Y: Even with the newspaper articles and the picture, no change was found in the subjects' interpretations. However, Subject A mentioned that additional information convinced her that Steve Jobs was Apple's cofounder. After using a dictionary in Phase 3, subjects who had given inappropriate meanings to *cofounder* found the appropriate one and concluded that it was Steve Jobs.

3) *the religion refers to:*

Group X

	Sub	Phase 1: No input	Phase 2: + Vocabulary	Phase 3: + Background info.
H	B	Literal: religion Inferred: dedication to Apple and Apple's products		Inferred: not only the dedication to Apple and Apple's products, but Apple's anti-Microsoft sentiment
	C	Literal: religion Inferred: Apple or Apple's beliefs		
L	E	Literal: region Inferred: the field of the computer industry	Literal: religion Inferred: Apple	
	G	Literal: N/A Inferred: N/A	Literal: religion Inferred: Apple or Apple's way of thinking	

Group Y

	Sub	Phase 1: No input	Phase 2: + Background info.	Phase 3: + Vocabulary
H	A	Literal: religion Inferred: Apple or Apple's beliefs		
	D	Literal: N/A Inferred: N/A		Literal: religion Inferred: Apple's anti-Microsoft sentiment
L	F	Literal: region Inferred: computer industry		Literal: religion Inferred: Apple or Apple's way of thinking
	H	Literal: religion Inferred: admiration for Bill Gates and Microsoft's products	Inferred: admiration for Apple or Apple's products	

Phase 1 for both Groups: Those who knew the dictionary meaning of *religion* inferred that *the religion* referred to dedication to Apple, Apple itself, or Apple's beliefs. While most of them inferred so with the help of the overall context as well as the impression they have about Apple Computer, Subject H used her own prior knowledge. She knew that Bill Gates and Microsoft were admired by computer users, and this seemed to lead her to conclude that *the religion* meant admiration for Bill Gates and Microsoft. Subjects E and F mistook *religion* for *region* and thus came up with the same inferred meaning: computer industry. They probably associated the misunderstood word *region* with words such as *field*, *area*, or *sector*, arriving at such an interpretation.

Phases 2 and 3 for Group X: In Phase 2 with a dictionary, Subjects E and G learned the appropriate meaning of the target word and inferred that *the religion* meant Apple itself or its way of thinking. In Phase 3 with the newspaper, Subject B elaborated on her inferred interpretation.

Phases 2 and 3 for Group Y: After reading the newspaper in Phase 2, Subject H changed her interpretation. She commented that the articles made her realize that Apple users were more fanatic than Microsoft users. When they had access to a dictionary in Phase 3, Subjects D and E, who did not know the correct dictionary definition, were able to arrive at a correct interpretation.

4) controller of 80 percent of all screens means:

Group X

	Sub	Phase 1: No input	Phase 2: + Vocabulary	Phase 3: + Background info.
H	B	Literal: a person who controls 80% of all screens Inferred: have an 80% share in the computer screen market		Inferred: have an 80% share in the computer software market
	C	Literal: a person who controls 80% of all screens Inferred: have an 80% share in the computer screen market		Inferred: have an 80% share in the operating system (OS) market
L	E	Literal: a person who controls 80% of all the screen Inferred: Bill Gates's image occupied 80% of the screen		Inferred: have an 80% share in the operating system (OS) market
	G	Literal: a person who controls 80% of all screens Inferred: have an 80% share in the computer screen market		Inferred: have an 80% share in the computer software market

Group Y

	Sub	Phase 1: No input	Phase 2: + Background info.	Phase 3: + Vocabulary
H	A	Literal: a person who controls 80% of all screens Inferred: have an 80% share in the computer market	Inferred: have an 80% share in the operating system (OS) market	
	D	Literal: a person who controls 80% of all screens Inferred: have an 80% share in the computer screen market	Inferred: have an 80% share in the computer software market	
L	F	Literal: a person who controls 80% of all screens Inferred: have an 80% share in the computer market		
	H	Literal: a person who controls 80% of all screens Inferred: have an 80% share in the computer market		

Phase 1 for both Groups: All subjects gave the same literal meaning to the target phrase, and none attempted to infer its meaning during the oral interpretation. The subsequent interviews revealed, however, that their inferred interpretations of *screen* differed. The most problematic one was the word *screen*. All subjects but E associated the word with computer screens/displays/monitors or computers and then concluded that Microsoft was a manufacturer of computers or computer displays and had an 80% market share. Subject E thought that *screen* referred to the one on which Bill Gates was projected later in the passage and interpreted the phrase to mean that the image of Bill Gates occupied 80% of the huge screen. This misinterpretation might ensue partly from his overlook of plural -s.

Phases 2 and 3 for Group X: In Phase 2, no one consulted a dictionary because they were sure that they knew the meaning of each word in the phrase. In Phase 3 with the newspaper articles, they realized that Microsoft was not a manufacturer of computers or computer displays but of computer software and then revised their interpretations accordingly. Subject E also realized that his original interpretation was inappropriate, because Bill Gates appeared later than this phrase.

Phases 2 and 3 for Group Y: After newspaper articles were provided in Phase 2, Subjects A and D revised their interpretations, but the two other subjects did not change theirs. In Phase 3, no change was found in any subjects.

The Meaning-Building Process in EFL Reading : A Case Study

5) *Apple's prophet* refers to:

Group X

	Sub	Phase 1: No input	Phase 2: + Vocabulary	Phase 3: + Background info.
H	B	Literal: a person who predicts something in Apple Inferred: Steve Jobs or Bill Gates?		Inferred: Steve Jobs
	C	Literal: N/A Inferred: N/A	Literal: a person who predicts something in Apple Inferred: Steve Jobs	
L	E	Literal: N/A Inferred: N/A	Literal: a person who predicts something in Apple Inferred: Steve Jobs or Bill Gates?	Inferred: Steve Jobs
	G	Literal: N/A Inferred: N/A	Literal: a person who predicts something in Apple Inferred: Steve Jobs or Bill Gates?	Inferred: Steve Jobs

Group Y

	Sub	Phase 1: No input	Phase 2: + Background info.	Phase 3: + Vocabulary
H	A	Literal: N/A Inferred: N/A		Literal: a person who predicts something in Apple Inferred: Steve Jobs
	D	Literal: a person who predicts something in Apple Inferred: Steve Jobs or Bill Gates?	Inferred: Steve Jobs	
L	F	Literal: N/A Inferred: N/A		Literal: a person who predicts something in Apple Inferred: the top management or Steve Jobs?
	H	Literal: N/A Inferred: N/A		Literal: a person who predicts something in Apple Inferred: Steve Jobs

Phase 1 for both Groups: Only Subjects B and D produced a literal meaning for the phrase; however, they were not sure who was *Apple's prophet*, Steve Jobs or Bill Gates. As the other subjects did not know the dictionary definition of *prophet*, they could not create any meaning.

Phases 2 and 3 for Group X: In Phase 2 with a dictionary, Subject C concluded that *Apple's prophet* referred to Steve Jobs, while Subjects B, E, and G were not yet sure whether *Apple's prophet* referred to Steve Jobs or Bill Gates. After reading the newspaper articles in Phase 3, these three subjects determined that *Apple's prophet* referred to Steve Jobs. The

background information that Apple would continue to be headed by Steve Jobs even after its alliance with Microsoft seemed to help them eliminate the possibility that Bill Gates might head Apple.

Phases 2 and 3 for Group Y: With the newspaper articles in Phase 2, Subject D, who produced a literal meaning in Phase 1, concluded that it was Steve Jobs. After consulting a dictionary in Phase 3, Subjects A and H concluded that *Apple's prophet* referred to Steve Jobs, while Subject F could not determine whether the phrase referred to Steve Jobs or the entire top management of Apple.

Additional comments: Subjects' uncertainty about who *Apple's prophet* referred to seemed to be caused by both linguistic and knowledge-based factors. First, the word *prophet* itself did not give them a definite clue to determine who it was because either Steve Jobs or Bill Gates could be in a position to predict the future of Apple after Apple's alliance with Microsoft. Some subjects even thought that Bill Gates would be the head of Apple, because the phrase *buying \$150 million in stock* made them believe that Microsoft had purchased Apple completely. On top of that, the latter part of the same sentence was too tricky: *he had downsized the visions he once offered of Macintosh's ruling the world*. According to the questionnaire, no one knew who Steve Jobs was, nor did they know the fact that Jobs had the ambition to dominate the desktop computer market with Macintosh. This lack of prior knowledge made them rely on language-based processing. What was worse, the word *ruling* was very confusing for them. The following three different interpretations were presented by some of the subjects:

- 1) He (Jobs) diminished the image that he (Gates) was trying to rule or control Macintosh;
- 2) He (Gates) diminished the image that he (Gates) was trying to rule or control Macintosh;
- 3) He (Jobs) loosened or relaxed the rules of Macintosh he (Jobs) had previously set for the world market.

In the case of 1) and 2), the information that Microsoft bought Apple's shares seemed to interfere with interpretation. As for 3), the word *ruling* was not properly understood.

Although Subject F provided no definite answer even after reading the newspaper articles, other subjects concluded that *Apple's prophet* was Steve Jobs. As reasons for their judgment, they made the following two points:

- 1) The newspaper articles let them know that Steve Jobs developed the Macintosh. Therefore, he must have had the ambition to dominate the world with his Macintosh.

- 2) The newspaper articles helped them confirm that Apple would continue to be headed by Steve Jobs, not Bill Gates, even after its alliance with Microsoft.

Summary and Discussion

Although there is often the temptation in a case study to generalize, the role of case studies in research is not to make strong general claims but rather to make suggestions for future research and raise questions about commonly accepted assumptions. Keeping these constraints in mind, I would like to summarize the results of the study.

The most interesting observation from the present study was that although different subjects produced the same literal translation for a particular phrase, their inferred meanings for that phrase sometimes differed from one another. This observation seems to support the argument that a given text does not have a fixed meaning but rather a variety of meanings and that the reader becomes actively involved in the process of building meaning by making inferences with the help of context and background knowledge (e.g., Anderson, 1990; Carrell, 1988). At the same time, this observation suggests that there is no guarantee that translation always reflects what the reader has comprehended from the target text. Citing one of the major problems of the grammar-translation method, Kosuge (1999) pointed out the limitation of translations, stating that even though students can provide a Japanese translation for a target text, there is no guarantee that they have fully comprehended it. The findings from the present study may provide some evidence to support Kosuge's argument.

Second, it was observed that the subjects utilized a variety of cues available in the process of building meaning, especially for building inferred meaning. For example, they used the following: a) contextual cues (e.g., information in the text such as *setting direction for the company or a new board of directors* to understand what *the Faithful* refers to), b) prior knowledge about the topic (e.g., many Macintosh users are ardent admirers of the product), c) syntactic knowledge (e.g., suffix *-er* represents a person), d) knowledge of the world (e.g., buying up stock in a certain company often leads to the takeover of that company). In some cases, they tried to understand the text by combining these cues. At the same time, additional background information about the topic (i.e., a picture and newspaper articles) brought about some slight changes in the subjects' inferred meanings. This indicates that they made use of the additional information to produce or refine their inferred meanings.

Some L2 researchers (e.g., Carrell, 1983; Clarke, 1988; Cziko, 1978) argue that L2 learners' top-down reading skills may be hampered as a result of limited language proficiency, suggesting that they do not utilize context, textual clues, or background knowledge because they tend to be linguistically bound to a text. The above-mentioned observations seem to indicate that this was not the case in the present study.

In this regard, however, the following reservations should be noted. The first concerns language proficiency. The subjects in the present study might have been able to use various clues because their L2 proficiency was higher than that of subjects in the above-mentioned earlier studies. The second concerns the availability of clues. When there were unknown words in a target phrase, most subjects were not able to produce any meaning, even when they were given additional background information about the topic. This fact might indicate that even though L2 learners use context, textual clues, or background knowledge fairly well on the whole, their use of such clues may be occasionally hindered due to their lack of vocabulary. The last reservation concerns whether the subjects actually used these clues for comprehension on their initiative while reading. This will be discussed more in detail later as a limitation of the present study.

Third, as mentioned above, most subjects were not able to create any meaning, either literal or inferred, when a target phrase included words unknown to them. This observation seems to support the argument that L2 readers have only limited chances to guess unknown words from context because context does not usually provide enough clues to help them guess the meaning of unknown words (e.g., Bensoussan & Laufer, 1984; Liu Na & Nation, 1985; Nagy, Andersen, & Herman, 1987). At the same time, this finding appears to support the assertion that reading comprehension is significantly influenced by vocabulary knowledge; in fact, the influence of vocabulary is more significant than that of other components of reading, such as grammar or background knowledge (e.g., Coady et al., 1993; Koda, 1989; Laufer, 1991). Furthermore, the fact that background information did not help the subjects produce meaning implies that background knowledge seems unlikely to override a lack of vocabulary knowledge. Although some previous studies have demonstrated that cueing readers about a text topic with background information helps comprehension more than teaching vocabulary (e.g., Hudson, 1988; Johnson, 1982), this was not the case in this study.

Fourth, the provision of background information on the topic affected the building of inferred meaning more than literal meaning. This observation suggests that background

knowledge affects the process of extracting meaning from a target phrase more than the process of decoding the phrase's linguistic elements. Regarding comprehension and background knowledge, Urquhard and Weir (1998) maintain that one of the main causes of differing interpretations is background knowledge. Although it is unclear that how much the finding from the present study using discrete lexical phrases can be applied to overall text comprehension, it seems to be compatible with the argument by Urquhard and Weir.

Finally, when asked to orally translate the target text, the subjects never failed to present a verbatim translation of a target phase, but few subjects tried to present a meaning based on inferences from the verbatim translation, especially in Phrase 1. When asked during the interview session to state what a particular phrase referred to, some answered, "Oh, I never thought of that. Let me think." Others hastened to find the answer to the question, trying to hide the fact that they had not thought about it while reading. This was particularly true of lower-proficiency subjects. This observation is consistent with the argument by Kosuge (1999) that Japanese students have a tendency not to think further once they provide a translation. All this information seems to suggest that Japanese EFL students tend not to pay attention to referents while processing a text but are able to make inferences when encouraged to do so. This may be partly because such students do not recognize the importance of making inferences in text comprehension and have not been trained to infer. The habit of translating word by word might discourage them from comprehending texts by making inferences.

Limitations of the Present Research

There are a number of limitations in the present study. The first obvious limitation concerns the size of the sample. As a case study which involved only eight subjects, this paper cannot make any claim regarding statistical generalization. At the same time, if the study had included very low-proficiency subjects or subjects from different disciplines, the results might have been different.

The second limitation concerns the scope of the study, which investigated the subjects' meaning-building process for only five discrete lexical phrases. The findings cannot be applied to the meaning-building process when EFL learners read sentences, paragraphs, and passages. However, understanding the processing mechanism of such discrete phrases is important because such a processing operation is believed to occur during more extended

discourse. Future research is needed to examine how EFL learners build meaning from more extended discourse and what resources they use in doing so.

The third limitation concerns the retrospective interviews employed to investigate the meaning-building process. Although the study demonstrated that the subjects were able to use a variety of clues to create meanings for the target phrases, it is unclear that they did so entirely of their own initiative while reading because the investigation was not conducted online but retrospectively through oral translations and interviews. Retrospective interviews cannot distinguish what subjects were thinking while reading and what they thought after the author asked the questions. The subjects might have pretended that what they thought on the spot was what they had originally thought while reading. Future research would benefit from a combination of interviews and any other methods that make possible on-line observations of readers' meaning-building processes.

Implications for EFL Reading Instruction

The present study was a small-scale case study and has numerous limitations, including those mentioned above. Nevertheless, the study does have certain implications. First, the most important observation in the present study is that even though students' decoded meaning is the same, the meaning they infer could be different. It was also observed that all of the subjects were active linguistic decoders, but some of them were not necessarily active inference-makers. Once target phrases were decoded, some of the students did not try to grasp deeper meanings by going beyond literal meanings. One pedagogical implication here is that instruction in English reading in Japan should depart from an exclusive devotion to linguistic decoding or translation and pay more attention to the meaning-building process after linguistic decoding. As Gorsuch (1998) observed, English teachers in Japan tend to focus on linguistic forms and demand conformity between English words or sentences and their Japanese translations, and they rarely help students to build meaning. Teachers should notice that their students' literal translations do not fully reflect what they have inferred or comprehended from the text. Thus, they should employ additional testing procedures to evaluate students' comprehension properly.

Another important observation is that even the subjects who did not go beyond literal meaning were able to attempt to grasp the deeper meaning by making inferences, using the various resources at hand, when they were encouraged to do so. This implies that they did

not attempt inferred meaning, not because they had no ability to do so, but because they were not trained to do so or they did not feel any necessity to do so. One pedagogical suggestion here is that the reading teacher should rectify his/her students' misconception that translating English into Japanese is equivalent to reading English. The teacher should also prepare tasks that help students think more about target words, phrases, and sentences. As an effort in this direction, Watanabe (1996) proposes that after having students read an English passage, the teacher ask them not only fact-finding questions or true-or-false questions about the text but also questions whose answers cannot be found in the text itself. Such questions may include those that relate the students' background knowledge to the topic of the text or those that ask for students' personal opinions about the message expressed in the text. Saito (1996) calls such questions "inference-making questions." For example, regarding the above-mentioned passage in Kosuge (1999) about hibernation, the teacher can ask questions such as the following: "What kind of animals are referred to by *some animals* in the text?" "Do you know any animals that hibernate in winter?" "The bear is an animal that hibernates. What do bears do before going into hibernation?" By asking students these questions, the teacher can provide them with opportunities to think more about the text, relate their personal experience or prior knowledge to the text, and encourage their active involvement in the text.

Finally, this study seems to point out that special attention should be given to so-called loan words from English, such as *screens*. Since Japanese has virtually no appropriate terms for these loan words, their phonetic expression, given in *katakana* (the Japanese phonetic alphabet), is mainly used as the Japanese equivalent. As a result, often both teachers and students consider that putting the target word into *katakana* is enough and do not give the term any further thought. As demonstrated by the present study, however, subjects did not always see the same meaning for *screens* which proves that students do not always see the same meaning for a target word expressed in *katakana*.

References

- Anderson, R. C. (1990). Inferences about word meanings. In A. C. Graesser & G. H. Bower, (Eds.). *Inferences and Text Comprehension* (pp. 1-16). San Diego, CA: Academic Press.
Anderson, R. C. et al. (1976). Instantiation of general terms. *Journal of Verbal Learning and Verbal Behavior*, 15, 667-679.

- Bensoussan, M. & Laufer, B. (1984). Lexical guessing in context in EFL reading comprehension. *ELT Journal*, 37, 341-345.
- Bramford, J. (1993). Beyond grammar-translation. In P. Wadden (Ed.). *A Handbook for Teaching English at Japanese Colleges and Universities* (pp.63-71). Oxford: Oxford University Press.
- Carrell, P. L. (1983). Three components of background knowledge in reading comprehension. *Language Learning*, 33 (2), 183-207.
- Carrell, P. L. (1988). Interactive text processing: Implications for ESL/second language reading classrooms. In P. L. Carrell, et al. (Eds.). *Interactive Approaches to Second Language Reading* (pp. 239-259). Cambridge: Cambridge University Press.
- Clarke, M. A. (1988). The short circuit hypothesis of ESL reading—or when language competence interferes with reading performance. In P. L. Carrell, et al. (Eds.). *Interactive Approaches to Second Language Reading* (pp.114-124). Cambridge: Cambridge University Press.
- Coady, J. et al. (1993). High frequency vocabulary and reading proficiency in ESL readers. In T. Huckin, M. Hynes, & J. Coady (Eds.). *Second Language and Vocabulary Acquisition* (pp.130-152). Norwood, NJ: Ablex.
- Cziko, G. A. (1978). Differences in first- and second-language reading: the use of syntactic, semantic, and discourse constraints. *Canadian Modern Language Review* 34: 473-489.
- Gorsuch, G. J. (1998). Yakudoku EFL instruction in two Japanese high school classrooms: An exploratory study. *JALT Journal*, 20(1), 6-32.
- Grellet, F. (1981). *Developing Reading Skills*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Hammadou, J. (1991). Interrelationships among Prior Knowledge, Inference, and Language Proficiency in Foreign Language Reading. *The Modern Language Journal*, 75/1: 27-38.
- Hino, N. (1988). Educational thought and ideology in modern Japan (S. Platzer, trans.). Tokyo: University of Tokyo Press.
- Hudson, T. (1988). The effects of induced schemata on the “short circuit” in L2 reading: non-decoding factors in L2 reading performance. In P. L. Carrell, et al. (Eds.). *Interactive Approaches to Second Language Reading* (pp.183-205). Cambridge: Cambridge University Press.
- Johnson, P. (1982). Effects on reading comprehension of building background knowledge. *TESOL Quarterly*, 16(4), 503-516.

The Meaning-Building Process in EFL Reading : A Case Study

- Koda, K. (1989). The effects of transferred vocabulary knowledge on the development of L2 reading proficiency. *Foreign Language Annals*, 22, 529-540.
- Kosuge, K. (1999). Reading shido no mondaiten [Problems in reading instruction]. *The English Teachers' Magazine*, April, 40-41.
- Laufer, B. (1991). How much lexis is necessary for reading comprehension? In P. J. L. Arnaud & H. Bejoint (Eds.). *Vocabulary and Applied Linguistics* (pp.126-132). Basingstoke: Macmillan.
- Leech, G. N. (1983). *Principles of Pragmatics*. London: Longman.
- Liu Na & Nation, P. (1985). Factors affecting guessing vocabulary in context. *RELC Journal*, 16, 33-42.
- Moore, T. & Carling, S. (1982). *Understanding Language: Towards a Post-Chomskyan Linguistics*. London: MacMillan Press.
- Nuttall, C. (1996). *Teaching Reading Skills in a Foreign Language*. Oxford: Heinemann.
- Oikawa, K. (1995). Reading no shido towa nanika [What is reading instruction?]. In K. Kanatani (Ed.). *Eigo reading ron* [Theories of English reading] (pp.8-37). Tokyo: Kagensha.
- Perfetti, C. A. & McCutchen, D. (1986). *Schooled language competence: Linguistic abilities in reading and writing*. Pittsburgh: Learning Research and Development Center.
- Rommetveit, R. (1968). *Words, Meanings and Messages*. New York, NY: Academic Press.
- Saito, E. (1996). *Eibun wayaku kara chokudoku chokkai eno shido* [Instruction for departure from translation from English into Japanese]. Tokyo: Kenkyusha.
- Tenma, M. (1989). *Eibun dokkai no strategy* [Reading strategy]. Tokyo: Taishukan Shoten.
- Urquhart, S., and Weir, C. (1998). *Reading in a Second Language: Process, Product and Practice*. New York, NY: Longman.
- Watanabe, T. (1996). Reading wo do shidousuruka [How to teach reading]. *The English Teachers' Magazine*, December, 23-25.

Appendix (Test material)

(The five underlined phrases were investigated in the study.)

As any technoid knows, the computer business is not just about business. It's religion. How else to explain what happened on Wednesday, when Steve Jobs ascended a platform to address a group of people who could be called nothing else but The Faithful?

The Faithful wildly cheered the introduction of Apple's cofounder, in exile for 12 years but now setting direction for the company. They responded enthusiastically as he announced a new board of directors and promised something that Apple had not enjoyed for a number of years: a sound strategy. But then he came to the part of the sermon that dealt with alliances, and as the crowd read a slide projected on a huge video screen, they fell silent. It said MICROSOFT. For years a prime tenet of the religion was that Microsoft's leader, Bill Gates, controller of 80 percent of all screens, was Apple's blood enemy. But now they learned that he would be part owner of Apple, buying \$150 million in stock. For his end, Gates would continue to have his company create applications for the Macintosh, a signal to the world that Apple was still viable. There were other parts to the deal, and some were greeted with boos.

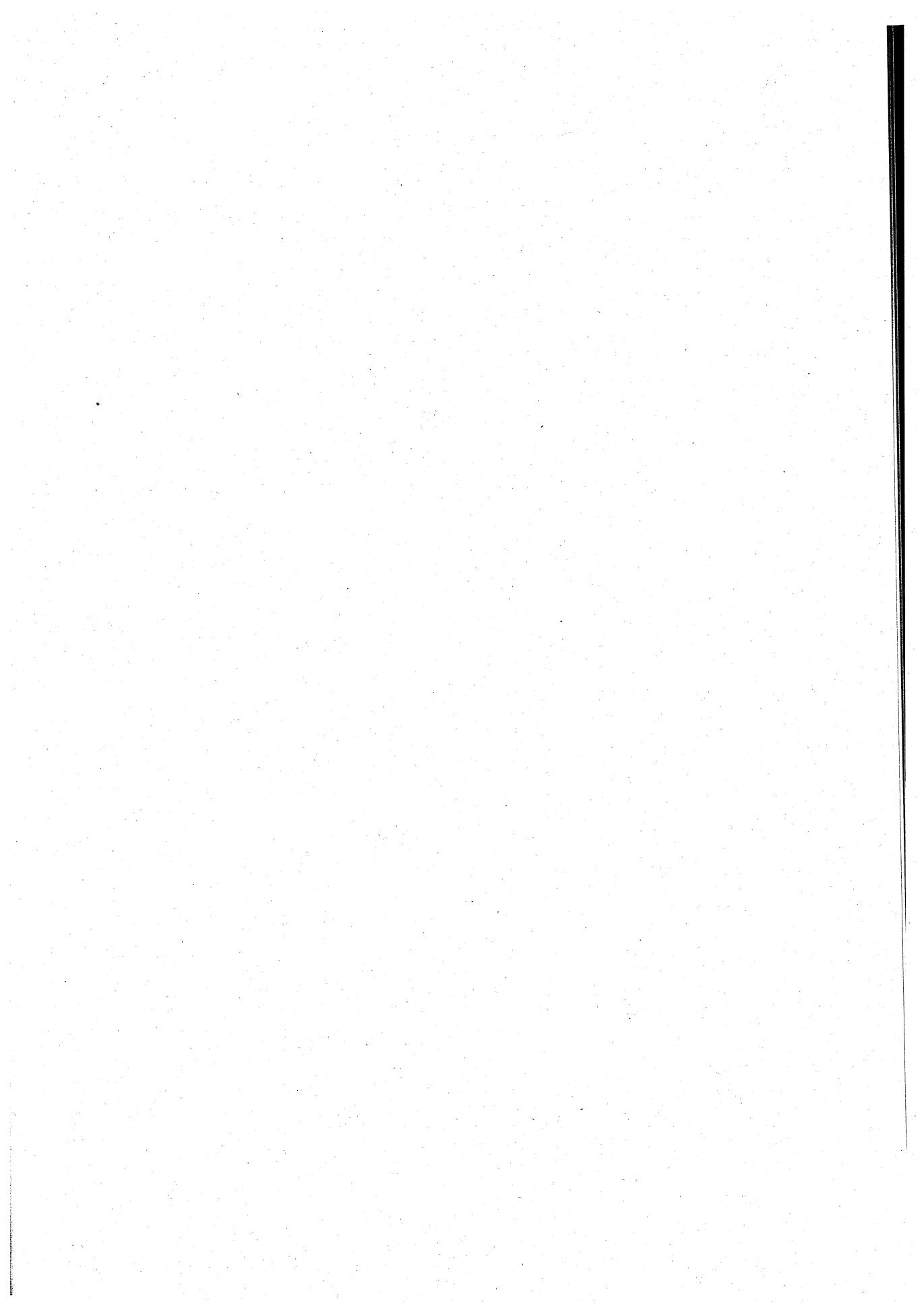
Suddenly, on the screen, there he was. Bill Gates! Beelzebub! His famous bespectacled kisser was right there on the satellite pickup, smiling amiably while undoubtedly grinding out business plans and calculating integrals somewhere in his giant brain. Many of The Faithful were too stunned to react. Others erupted in hoots, catcalls and moans of protest.

Apple's prophet did what no one had expected: he had downsized the visions he once offered of Macintosh's ruling the world. Today business would trump religion. "This era of competition between Apple and Microsoft is over, as far as I'm concerned," Steve Jobs told The Faithful on Wednesday. "This is about getting Apple healthy."

And what was the reaction? Analysts and commentators agreed that Jobs's moves bought valuable time for a company whose sales and market share are in free fall. "Apple has to be more pragmatic and less religious," says John Sculley, who headed the company in its glory days in the mid-1980s, "and the only one who can really do that is the person who created the religion in the first place."

Wall Street cheered, loudly. Apple's stock shot up 33 percent that day. And even The Faithful, when they chewed it over, realized that while an era had ended, this day had been coming for a very long time.

(*Newsweek*, August 18th, 1997, pp.10-12)



『中・四国アメリカ研究』第2号

投稿規定

- 1 資格：中・四国アメリカ学会会員に限る。ただし、編集委員会が執筆を依頼する場合はこの限りではない。投稿できる論文は一人1編とする。
- 2 内容：アメリカ研究に関する未発表の論文。すでに口頭で発表したものはその旨明らかにすること。
- 3 言語：日本語または英語。日本語の場合は英文の要旨を付けること。
- 4 用紙：A4判の用紙を使用し、横書きとする。必ずワープロ原稿であること。
- 5 長さ：日本語原稿の場合は、1頁につき1行42字×32行、12頁以内（400字詰原稿用紙に換算して約40枚。注、文献リスト、英文要旨を含む）。英語原稿については、1頁につき1行80～90文字×32行、12頁以内とする。英語原稿はネイティブ・チェックを受けたものであること。
執筆分担金の割増し負担を条件として、規定の頁数を超えることができる。
- 6 体裁：注は後注とし、本文の終わりにまとめる。注のあとに引用・参考文献リストを付ける。注及び引用・参考文献の表記の仕方は各研究分野の論文執筆の慣行によるものとする。
- 7 提出：原稿は3部提出すること（コピー可）。匿名審査を行なうので3部のうち2部は著者氏名・所属・口頭発表への言及・謝辞など、著者の身元を明らかにする事項を削除したものであること。
原稿とは別紙で、氏名（ふりがな）、現住所（郵便番号付）、電話（FAX）番号、電子メールアドレス、簡単な学歴・職歴を記した略歴書を1部添付すること。
封筒に「『中・四国アメリカ研究』原稿在中」と記し、下記宛に送ること。
〒733-0813 広島市西区己斐中3-1-24 稲田勝彦
電話（FAX兼） 082-272-0076
E-mail: inadakth@do7.enjoy.ne.jp
- 8 締切り：2004年10月31日必着
(なお、投稿希望者は2004年3月末日までに、上記稲田宛に、ハガキ又はE-mailで申し込むこと)
- 9 その他：
 - 1) 論文の採否の決定は、編集委員会が選定する査読者の審査を経た後、編集委員会が行う。採否の結果は2004年12月末までに本人に通知する。
 - 2) 採用決定後に、フロッピーの提出を求める。
 - 3) 執筆者による校正は再校までとする。
 - 4) 執筆者は一律20,000円の執筆分担金を負担し、抜刷20部を受取る。
規定頁数を超える論文の執筆者には、更に割増し負担金を求める。
 - 5) 発行年月は2005年3月の予定

編集後記

- ◇『中・四国アメリカ研究』(創刊号)をお届けします。
- ◇2002年3月末に執筆申込みを締切った段階では13名の執筆希望者がありましたが、10月末の論文提出期限までに提出された論文は結局9編でした。これら9編の論文は、編集委員会が選定した査読者による審査にかけられ、うち8編が掲載されることになりました。
- ◇本号の掲載論文の執筆者の所属等は次の通りです。

鈴木 健人（広島市立大学）
岩倉 秀樹（新居浜工業高等専門学校）
井上 泰浩（広島市立大学）
田川 泉（広島大学大学院）
山本 雅（広島市立大学）
辻 和彦（福井大学）
山本 典子（広島国際大学）
渡辺 智恵（広島市立大学）

- ◇『中・四国アメリカ研究』は隔年で刊行されます。次号については、2004年3月末日が執筆申込みの締切り、同年10月末日が論文提出期限、2005年3月に刊行となっています。ふるってご投稿ください。

◇お忙しい中を査読の労に当たっていただいた皆さまには心からお礼を申し上げます。

- ◇編集委員は次の通りです。

委員長 稲田 勝彦（比治山大学）
委員 岡本 勝（広島大学）
委員 佐野(藤田)真理子（広島大学）
委員 横山 良（神戸大学）

(稻田 勝彦)

中・四国アメリカ研究

創刊号

2003年3月31日

発行者 中・四国アメリカ学会

代表 岡本 勝

印刷所 株ニシキプリント

広島市西区商工センター7丁目5-33

TEL (082) 277-6954

FAX (082) 278-6954

The Chu-Shikoku American Studies

Vol. 1

2003

CONTENTS

Foreword	OKAMOTO, Masaru (1)
Articles:	
The Anglo-American Alliance, its Scope and Limits in the Cold War;	
Strategic Cooperation in the Middle East and National Confrontation	
on Atomic Bomb Project, 1945-1947	SUZUKI, Taketo (3)
“One person, one vote” Rule under the U.S. Supreme	
Court’s Election Cases	IWAKURA, Hideki (29)
U.S. Journalism in the 21st Century:	
Media Conglomeration and Innovative Reporting	INOUE, Yasuhiro (61)
Historical Representation of Frontier Indiana:	
Anthropological Study of Museums	TAGAWA, Izumi (73)
Nathaniel Hawthorne and the Civil War: With Special Emphasis on	
“Chiefly About War Matters by a Peaceable Man”	YAMAMOTO, Masashi (87)
A Telephone Office in the Den of Medieval Hermit:	
The Critical History of Mark Twain’s <i>A Connecticut Yankee</i>	
in <i>King Arthur’s Court</i>	TSUJI, Kazuhiko (103)
<i>Charlotte Temple</i> : The Power of Pathos	YAMAMOTO, Noriko (119)
The Meaning-Building Process in EFL Reading:	
A Case Study	WATANABE, Tomoe (131)
Notes for Contributors	(154)
Editors’ Remark	(155)

The Chu-Shikoku American Studies Society